災害救助法の制度概要
（令和７年７月版）

※　本資料は、「災害救助事務取扱要領」を補完する資料であり、「災害救助事務取扱要領」と併せてご覧いただくようお願いします。

内閣府政策統括官（防災担当）
避難生活担当、被災者生活再建担当、普及啓発・連携担当

災害救助法の制度概要　目次

災害救助法の制度概要		4　ページ
災害救助法の適用基準		9　ページ
災害救助法の基本原則		24　ページ
災害救助基金の概要		27　ページ
救助実施市の指定		32　ページ
災害救助法の救助項目及び救助の程度、方法及び期間		36　ページ
1	避難所の設置、福祉避難所の設置	54　ページ
2	応急仮設住宅の供与	68　ページ
3	炊き出しその他による食品の給与	97　ページ
4	飲料水の供給	
5	被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与	103　ページ
6	医療・助産	110　ページ
7	被災者の救出	116　ページ
8	福祉サービスの提供	119　ページ
9	住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）	123　ページ
	住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）	135　ページ
10	学用品の給与	160　ページ
11	埋　葬	164　ページ
12	死体の捜索	167　ページ
13	死体の処理	170　ページ
14	障害物の除去	173　ページ
15	災害が発生するおそれがある場合による避難所の供与等	187　ページ
16	輸送費及び賃金職員雇上費、実費弁償、特別基準に関する処理	192　ページ
17	救助事務費	200　ページ
18	災害対応車両等登録制度	204　ページ
参考資料　災害救助法適用実績（平成７年度～令和６年度）		参考１～参考18

災害救助法の適切な運用について

今般の災害に関する運用の状況なども踏まえ、「災害救助事務取扱要領」について適宜見直しを行っているので、最新の「災害救助事務取扱要領」により運用すること。

特に、各項目において「間違いやすいこと」や「質問の多いこと」について、ポイントを整理したので確認いただくとともに、適切な運用を図っていただきたい。

※　本資料は、「災害救助事務取扱要領」を補完する資料であり、「災害救助事務取扱要領」と併せてご覧いただくようお願いしたい。

災害救助法の制度概要

災害救助法　【制度概要】

昭和22年10月18日法律第118号
平成25年10月厚生労働省より移管

目　的（第１条）

災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ること。

実施体制

・　法に基づく救助は、都道府県知事が、災害が発生した市町村の区域内において、現に救助を必要とする者に行う。（第２条第１項（法定受託事務））

・　災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策本部が設置され、その所管区域が告示されたときは、都道府県知事が、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に救助を行うことができる。（第２条第２項）

・　必要に応じて、救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任できる。
（第13条第１項）

・　広域的な大規模災害に備えて、あらかじめ他の都道府県と協定を締結したり、発災後に速やかに応援要請できる体制を整えておくことが望ましい。
（応援に要した費用については、被災県に全額求償可能）

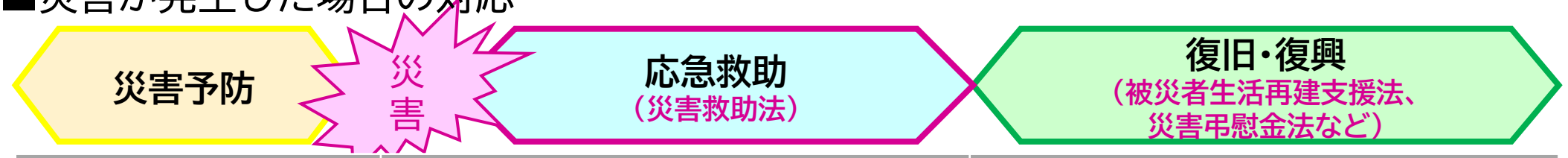
災害対策法制上の位置付け

我が国の災害対策法制は、災害の予防、発災後の応急期の対応及び災害からの復旧・復興の各ステージを網羅的にカバーする「災害対策基本法」を中心に、各ステージにおいて、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みとなっており、「災害救助法」は、発災後の応急期における応急救助に対応する主要な法律である。

■災害が発生するおそれがある場合の対応



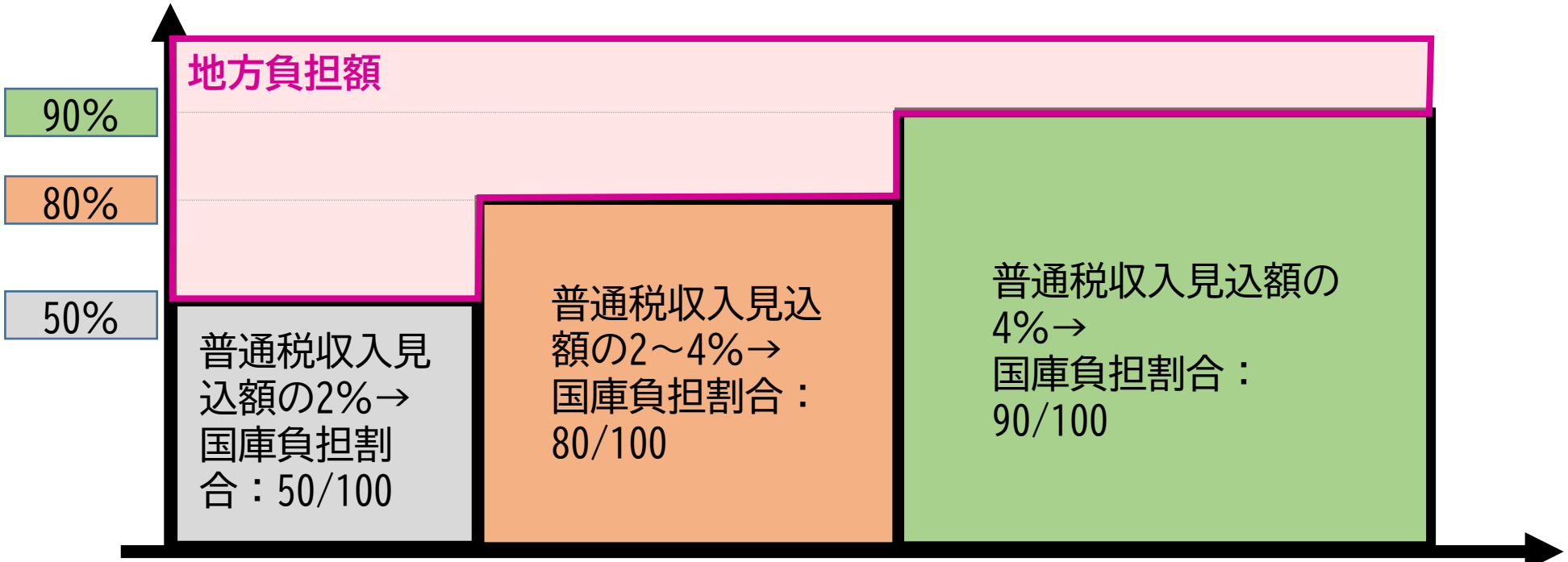
■災害が発生した場合の対応



		市町村（基礎自治体）	都道府県
救助法を適用しない場合		救助の実施主体 （基本法５条）	救助の後方支援、総合調整 （基本法４条）
救助法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助 （法１３条２項）	救助の実施主体（法２条） （救助実施の区域を除く（法２条の２）））
	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体 （法１３条１項）	救助事務の一部を市町村に委任可 （法１３条１項）
	費用負担	費用負担なし （法２１条）	掛かった費用の最大100分の50 （残りは国が負担）（法21条）

災害救助費等負担金の国庫負担について

普通税収入見込額の割合	国庫負担割合
① 収入見込額の ２/100以下の部分	→ 50／100
② 収入見込額の ２/100超４/100以下の部分	→ 80／100
③ 収入見込額の ４/100超の部分	→ 90／100



地方交付税措置		
	国庫負担 5/10～9/10 災害救助費／標準税収入の割合に応じて国庫負担率を嵩上げ	特別交付税措置 災害救助費×０．４ （地方負担額限度） ※

※特別交付税措置残の地方負担額について、災害対策債（充当率100%、後年度元利償還金57%を特別交付税により措置）を充当可能

➡ 国庫負担率が6/10以上であれば、特別交付税措置と合わせ、実質的な地方負担はゼロとなる。

例：普通税収入が約1000億円の自治体において、救助費用100億円が生じた場合
国庫負担額 ＝ ①（20億円の50%）＋②（20億円の80%）＋③（残り60億円の90%）＝ 計80億円

災害救助法の運用　【事務の流れ】

	国（内閣府）	都道府県・救助実施市	市区町村
被害状況の把握	・都道府県等からの情報収集等 ・報道からの情報収集等	・市区町村等からの情報収集	・市区町村内の被害状況を把握
被害状況の情報提供	・提供された情報内容について確認し、必要に応じて助言	・市町村からの被害情報を確認、内閣府へ報告	・都道府県への情報提供
災害救助法適用の決定	・都道府県等からの情報の受理、必要な助言 ・適用に関する公表準備等 ・関係省庁に情報提供	・市区町村からの情報の受理、 ・災害救助法の適用を決定、 ・内閣府へ情報提供、公表準備 ・県内各関係機関に連絡	・都道府県へ災害救助法適用要請 ・適用後、管内への伝達 ・都道府県からの事務委任の内容調整
応急救助の実施	・他の都道府県知事に対する応援の指示	・救助の実施等 ・他の都道府県知事等に対して救助業務の応援要請	・救助の実施等（都道府県から委任を受けた救助）
救助の中間情報	・情報の受理、必要な助言	・現状報告、今後の実施予定内容等を情報提供（随時）	・現状報告、今後の実施予定内容等を情報提供（随時）
特別基準の協議	・同意の要否及び程度等判断及び必要な助言、指導	・特別の事情がある場合、その都度、特別基準を内閣府に協議	・特別の事情がある場合、その都度、特別基準を都道府県に協議
救助完了（情報提供）	・情報の受理及び必要な助言、指導	・応急救助完了後、 ①被害状況の確定 ②４条各号の救助実施状況 ③救助費概算所要額等を情報提供	・応急救助完了後、 ①被害状況の確定 ②委任を受けた救助の実施状況 ③救助費概算所要額等を情報提供
救助費負担金の申請等	・精算監査（現地or書面） ・申請に基づく交付決定 ・額の確定、精算	・市町村からの精算資料の提供及び確認 ・精算監査（現地or書面） ・精算交付申請（概算交付も可）	・救助費（繰替支弁額）を都道府県に申請

災害救助法の適用基準

災害救助法の適用の判断

＜法適用判断の背景＞

○　災害救助法は、都道府県知事が市町村ごとの区域を定めて適用することとされていることから、まずは、都道府県において、市町村からの情報収集等により、適用の可能性を検討することとなる。
○　国（内閣府防災）からも報道等の情報を元に、被害の大きいと思われる都道府県に対しては、法適用の助言等を頻繁に行っており、助言を契機に法適用の検討が開始される事例も多いと思われる。

＜住家被害（１～３号基準）による判断＞

○　市町村ごとに客観的な基準が明確であることから、**適用の判断がしやすい反面、**住家被害の確定には一定の期間を要するため、**発災後ただちに適用判断することが困難**。

＜災害が発生し、生命・身体への危害又はそのおそれが生じた場合（４号基準）による判断＞

○　**発災後の迅速な適用が可能**であるが、客観的な基準があるわけではないことから、**被害の程度が不明確な状況での適用を逡巡する傾向**がある。

法適用判断に当たっては

○　法の目的である「被災者の保護」と「社会の秩序の保全」のためには、何よりも**迅速な法適用が必要**であり、**災害時に迅速な法適用判断が可能な４号基準による適用を積極的に進めるべき**。
○　法適用判断に当たっては、客観的な基準がないことから、**判断の元となる災害情報の収集、分析、伝達、共有を通じて迅速な判断をできる組織（環境）づくりが重要**。

災害救助法　【適用基準（災害救助法施行令第１条）】

■ 災害が発生した段階の適用（法第２条第１項）

１．住家等への被害が生じた場合

（１）当該市町村区域内の人口に応じ次の世帯数以上であること（令第１条第１項**第１号**）

市町村区域内の人口	住家滅失世帯数	市町村区域内の人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	30	50,000人以上　100,000人未満	80
5,000人以上　15,000人未満	40	100,000人以上　300,000人未満	100
15,000人以上　30,000人未満	50	300,000人以上	150
30,000人以上　50,000人未満	60		

※１　半壊又は半焼した世帯は、２世帯をもって滅失した一の世帯とする。（以下の住家被害対応表で同じ。）
※２　床上浸水した世帯は、３世帯をもって滅失した一の世帯とする。（以下の住家被害対応表で同じ。）

（２）当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ①に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ②に示す世帯数以上であること（令第１条第１項**第２号**）

①都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数
1,000,000人未満	1,000
1,000,000人以上　2,000,000人未満	1,500
2,000,000人以上　3,000,000人未満	2,000
3,000,000人以上	2,500

②市町村区域内の人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	15
5,000人以上　15,000人未満	20
15,000人以上　30,000人未満	25
30,000人以上　50,000人未満	30
50,000人以上　100,000人未満	40
100,000人以上　300,000人未満	50
300,000人以上	75

（３）当該市町村区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること（令第１条第１項**第３号前段**）

都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数	都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数
1,000,000人未満	5,000	2,000,000人以上　3,000,000人未満	9,000
1,000,000人以上　2,000,000人未満	7,000	3,000,000人以上	12,000

（４）災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること（令第１条第１項**第３号後段**）

→　被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（府令第１条）

２．災害が発生し、生命・身体への危害又はそのおそれが生じた場合（４号基準）

発生した災害の程度が、多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する災害（令第１条第１項第４号）

- 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（府令第２条第１号）
- 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（府令第２条第２号）

■ 災害が発生するおそれ段階の適用（法第２条第２項）

災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する**災害対策本部が設置**され、当該本部の**所管区域が告示されたとき**は、都道府県知事は、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。

災害救助法「4号適用」の判断基準（考え方）（令和5年8月31日事務連絡）

◎　地域において、災害の種類、規模、態様など、具体の状況は異なるため、4号基準の要件充足は個別具体の被害状況をもとに判断することとなる。

◎　内閣府では以下の**①～③のすべてを満たす**場合、又は、**①を満たし、かつ、②又は③のいずれかを満たす**場合は、法による応急的な救助が必要であると考えられるため、**法の積極的な適用についてご検討**いただきたい。

◎　なお、次に記載する内容は、都道府県知事等において**4号基準の適用を積極的に検討すべきと考えられる**場合を**一例として示したもの**であって、**①～③以外の場合に4号基準の適用を排除するものではない**ことに留意いただきたい。

※　全ての要件を充足していなければ判断しないものではないため、幅広に内閣府に相談して欲しい。

①　都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部が設置されていること

＜考え方＞

・都道府県災害対策本部・市町村災害対策本部は、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合」に、「防災の推進を図るため」に設置できることとなっているところ（災害対策基本法（昭和32年法律第228号）第23条第1項、第23条の2第1項）、「被災者の保護」と「社会秩序の保全」を目的とする**法を適用するうえでは、都道府県及び市町村において災害対応のための体制が確保されていることが必要不可欠**であるため、**各災害対策本部が設置されていることが必要**と考えられる。

② 災害により、現に住家被害が発生している、又は、発生する（発生している）蓋然性が高いこと

＜考え方＞

・ 法による救助対象は、「災害が発生」した市町村内において、当該災害により「被害を受け」「現に救助を必要とする者」とされているため（法第2条第1項）、「現に住家被害が発生している」、又は、「発生する（発生している）蓋然性が高い」場合は、法による応急的な救助が必要であり、**4号基準の適用を検討すべき**と考えられる。

・ その際、**面的な広がりを持つ災害（地震、浸水等）の場合**には、**1棟でも住家被害が発生した事実があれば、その周辺の住家にも同様の被害が生じている蓋然性が高い**ことから、都道府県知事等において、直接又は間接を問わず、そうした事実を覚知している場合は、**4号基準の適用を検討すべき**と考えられる。

・ **特別警報**は、「予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合」に発令され（気象業務法第13条の2第1項）、また、**緊急安全確保**は、「災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合」に指示される（災害対策基本法第60条第3項）こととなっており、住家被害が発生する（発生している）蓋然性が高いことから、少なくとも、これら**が発令・指示されている状況下**では、**4号基準の適用を検討すべき**と考えられる。

・ **「震度6」以上の地震**においては、何らかの住家被害が発生する（発生している）蓋然性が高いことから、**4号基準の適用を検討すべき**と考えられる。

③ 原則として避難所が開設され、避難生活が継続すると見込まれること

＜考え方＞

・ 災害が発生したときは、遅滞なく、避難所を供与することが自治体の責務とされているところ（災害対策基本法第86条の6）、実際に「避難所が開設」され、かつ、「避難生活が一定期間継続すると見込まれる」場合は、法による応急的な救助が必要であり、**4号基準の適用を検討すべき**と考えられる。

・ **「一定規模の住家被害が発生している」場合は、避難生活が継続する蓋然性が高い**ことから、**4号基準の適用を検討すべき**と考えられる。

・ 電力会社等からの情報、今後の気象予測、人的・物的資源の状況等から、**大規模な 停電・断水、集落の孤立等が発生**しており、かつ、それらの**復旧・解消に一定期間を 要すると見込まれる場合**は、多数の者が継続的に救助を必要とする(※)蓋然性が高いことから、**4号基準の適用を検討すべき**と考えられる。

（※）災害救助法施行令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令（平成25年内閣府令第68号）第2条第1号

●災害救助法の4号基準の適用のタイミング

◎都道府県及び救助実施市は、
災害が発生しているタイミングを逸すると4号基準による適用が困難になることから、迅速に被害状況等の把握に努め、都道府県知事又は救助実施市長が適用の判断をするための助言に努めていただきたい。

◎市町村は、
迅速に被害状況等の把握に努め、都道府県に対して被害状況の報告及び災害救助法の適用に関する要請等を行っていただきたい。

- ✓ 市町村から提供される被害の状況報告を待っているのではなく、都道府県等が率先して各市町村の被害状況などの情報を収集。
- ✓ 国の出先機関、消防・警察署や自衛隊駐屯地などから提供される被害状況や救助の状況等を確認。
- ✓ 河川事務所から提供される情報（河川ライブ映像や水位等）
- ✓ 報道各社から配信されるニュース情報から被害の状況を把握。
- ✓ SNSやアプリに投稿された動画・写真等から被害の状況を把握。

◎　**4号基準は、災害が発生している状況に適用を行うもの**であり、**災害が過ぎてからは適用が難しくなっていく**。

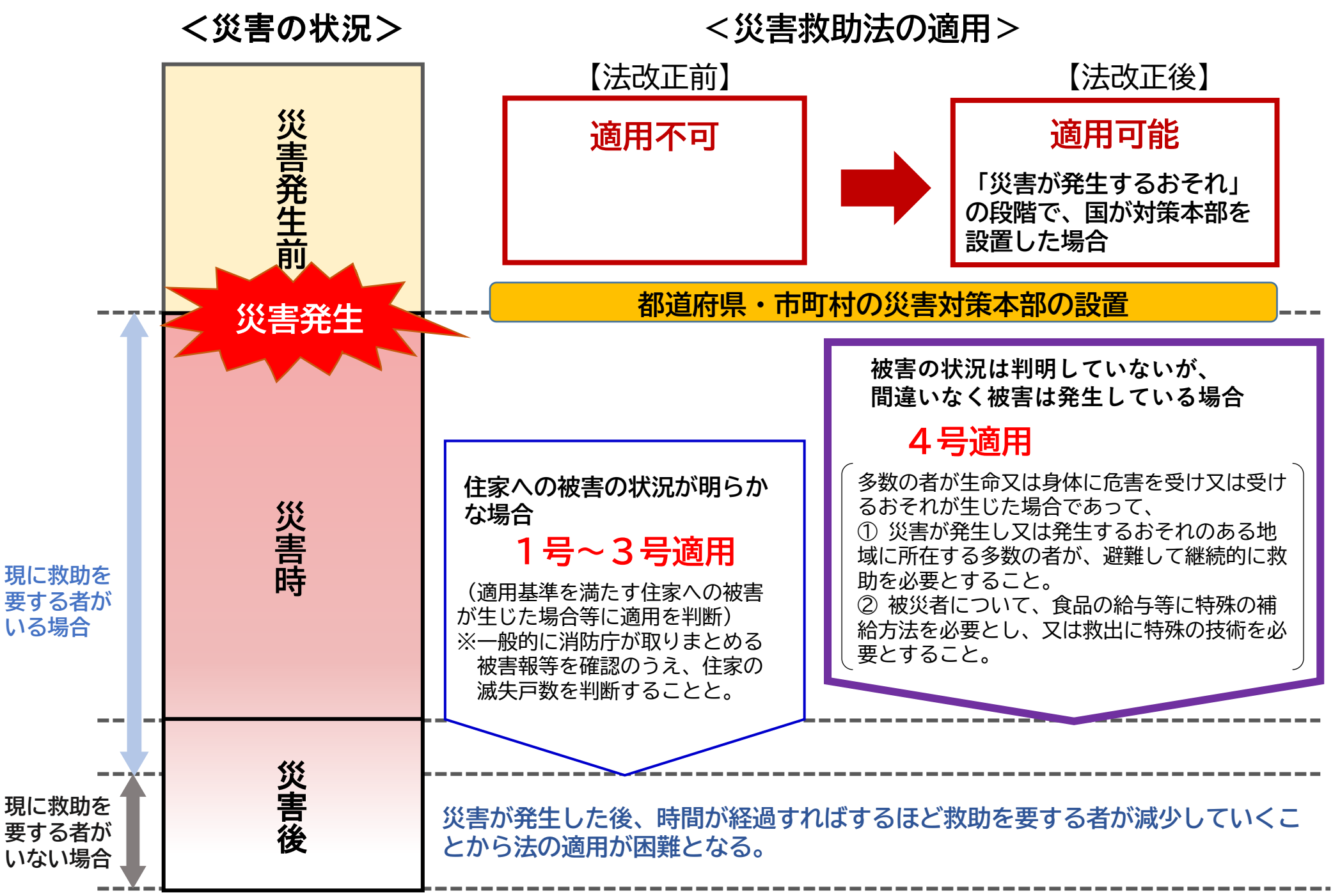
4号基準の適用が難しくなってくるタイミング（例）

・夜間に発生した地震により、避難した方々が朝になり自宅に戻り始めてしまうタイミング
・前線や台風が過ぎて、雨が小康状態になり、避難者が自宅に戻り始めてしまうタイミング
・特別警報や緊急安全確保、河川氾濫の発生などの各種警報が解除されてしまうタイミング
・停電や断水などのインフラの復旧・回復するタイミング

等

※災害により具体例はいくつもあり、これらはその一例である。

災害の状況と災害救助法の適用に係る整理



災害救助法の適用と公示の流れ

【国の災害対策本部】

災害が発生するおそれがある場合
（災害が発生していない段階）

災害発生のおそれ段階での
国の災害対策本部（おそれ本部）の設置

「～によって被災するおそれのある都道府県」
（官報告示）
※ 具体に該当する都道府県は報道発表で提示

早期避難等の実施に向けた検討・準備の要請
（自治体への事務連絡）

おそれ本部の廃止

災害が発生した場合又は
災害の発生のおそれがなくなった場合

【都道府県等】

実際には災害が発生しないケース

救助法の適用（第２条第２項）の実施を決定公示（ＨＰで公表）

第４条第２項に基づく避難所の供与

救助法の適用（第２条第２項）の終了公示（ＨＰで公表）

災害の発生のおそれがなくなった場合

【都道府県等】

実際に災害が発生したケース

救助法の適用（第２条第２項）の実施を決定公示（ＨＰで公表）

第４条第２項に基づく避難所の供与

救助法の適用（第２条第２項）の終了公示（ＨＰで公表）

同時に実施

救助法の適用（第２条第１項）の実施を決定公示（ＨＰで公表）

災害が発生し、生命又は身体に危害を受け、
または受けるおそれが生じた場合

第４条第１項各号に基づく救助の実施

① 避難所の設置
② 応急仮設住宅の供与
③ 炊き出しその他による食品の給与
④ 飲料水の供給
⑤ 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与
⑥ 医療・助産
⑦ 被災者の救出（死体の捜索）
⑧ 住宅の応急修理
⑨ 学用品の給与
⑩ 埋葬
⑪ 死体の処理
⑫ 障害物の除去

救助法の適用（第２条第１項）の終了公示（ＨＰで公表）

災害救助法の適用基準に関する留意事項

○　法第２条第１項に規定する災害救助法の適用について

災害が発生し、一定規模以上の災害が発生し、住家への被害が生じた場合の外、多数の者が生命・身体への危害が生じた場合（蓋然性を含む）には、災害救助法の適用が可能となるので、各都道府県及び救助実施市においては、被災状況について細心の注意を払い、発生時間が深夜など、被害の程度が不明確な状況でも、災害が発生している可能性がある場合には適用に関して躊躇なく、前広に内閣府に相談。

併せて、避難所の開設について、早期に行うとともに、都道府県と各市町村における被害状況等の情報共有に万全を期すこと。

○　法第２条第２項に規定する災害救助法の適用について

・気象庁や国土交通省が合同で実施する記者会見等において**事前に「大雨特別警報」が発令される可能性などに言及**された場合には、**国に**特定・非常・緊急のいずれかの**災害対策本部が設置**される。

国が特定・非常・緊急のいずれかの災害対策本部を設置（～によって被災する<u>おそれのある都道府県</u>」（告示が示される））

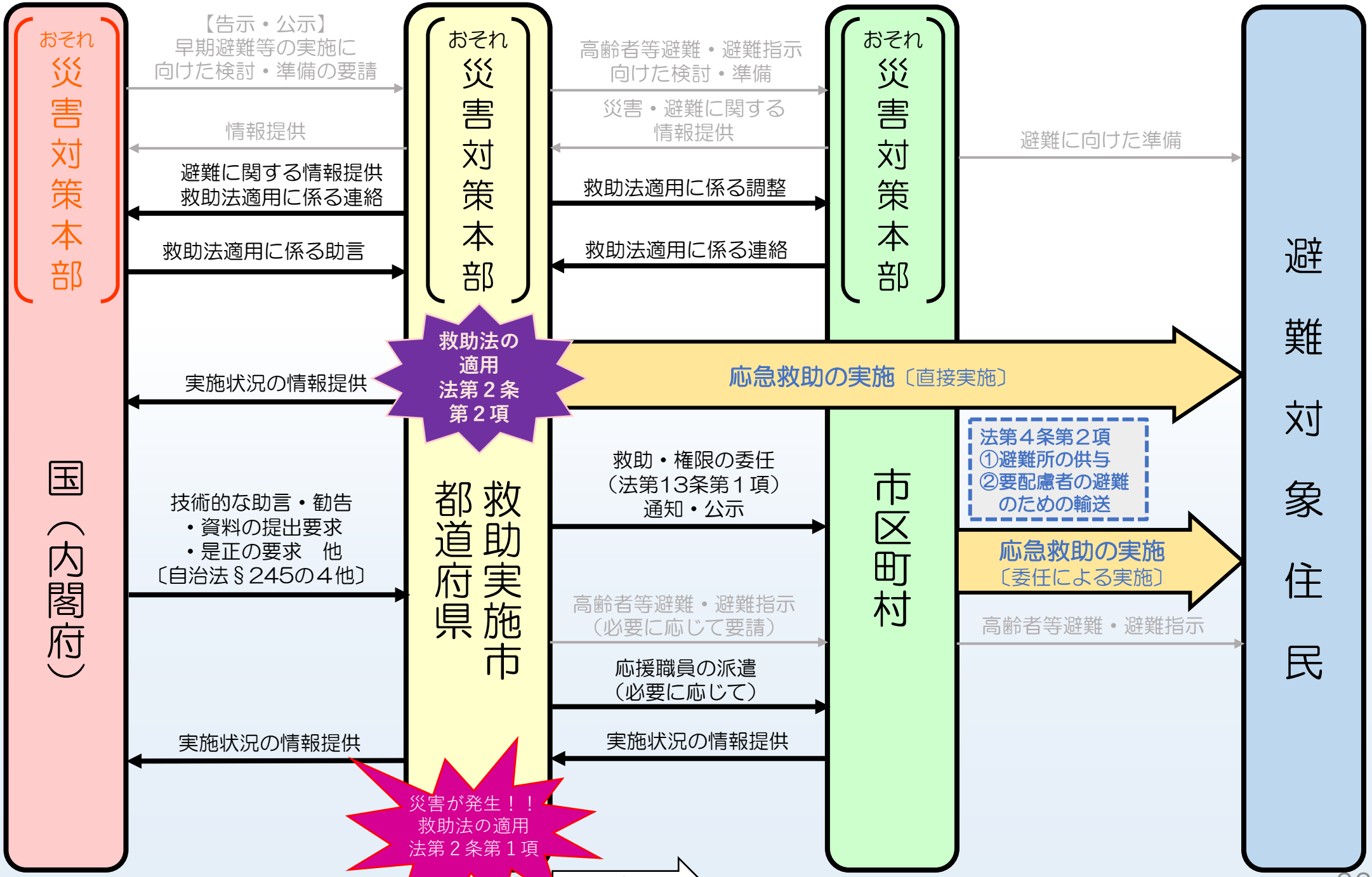
・各都道府県、救助実施市は<u>各市町村の避難の必要性などを把握</u>して、災害救助法の適用の可否について判断。
※各都道府県は市町村から共有される災害に関する情報をしっかりと把握する必要がある。

・最終的に知事・市長に報告した上で適用を決定し、内閣府に連絡。（同時刻に公表）

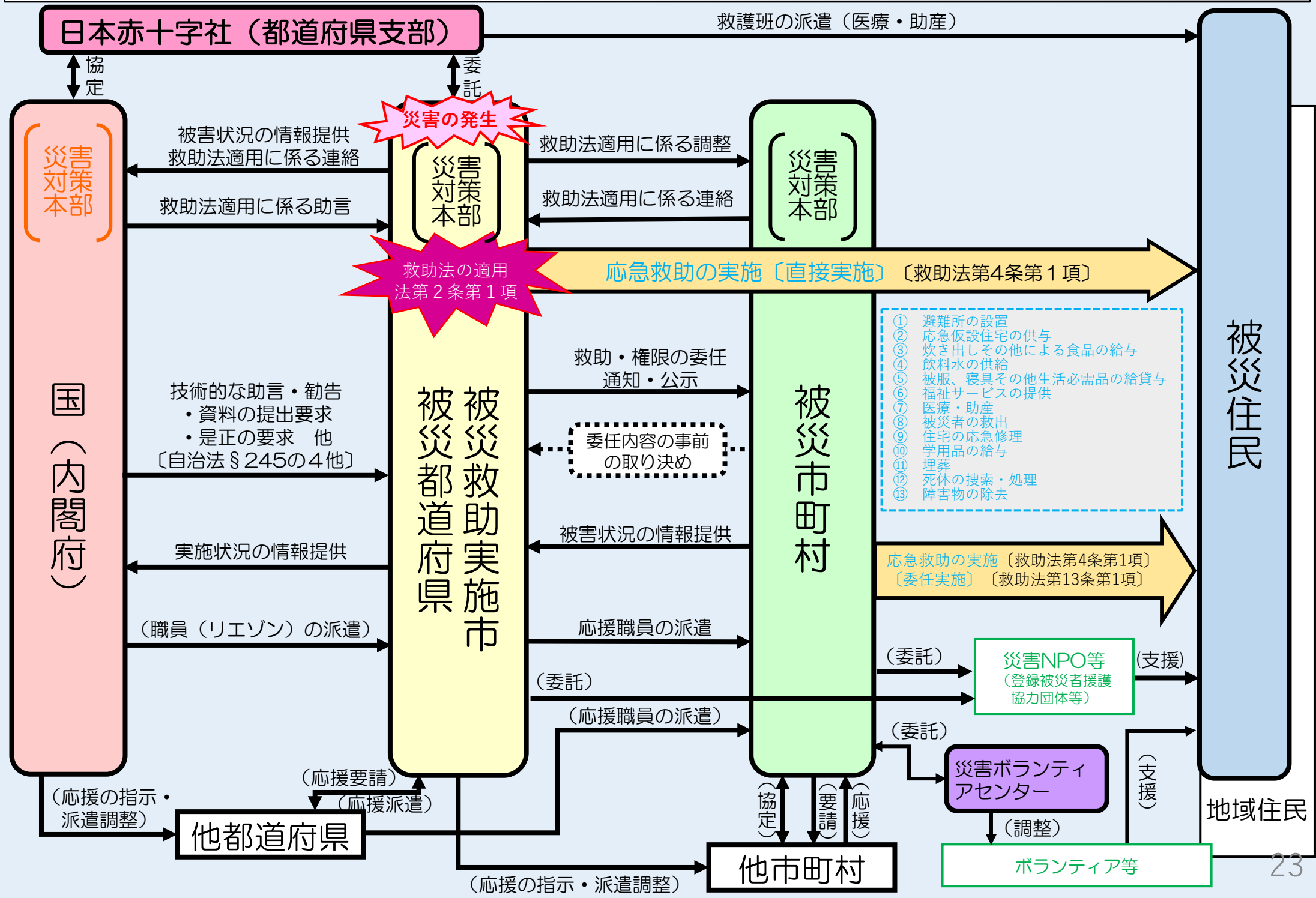
災害救助法の適用に当たって【災害情報等】

	国（内閣府）防災基本計画		都道府県等防災計画		市町村防災計画
平常時	●都道府県の防災及び災害救助法担当部門との緊急連絡網の共有 ●都道府県の防災担当幹部とのﾎｯﾄﾗｲﾝ開設 ●災害救助法担当全国会議等の研修実施	連絡体制 相談 助言	●内閣府との緊急連絡網の共有及び幹部間のﾎｯﾄﾗｲﾝ開設 ●市町村からの情報収集体制及び収集した情報の分析・部門間共有体制の構築 ●市町村との事務委任、他の都道府県との間での応援・協力、業者との間での物資提供や輸送手段確保等の事前取り決め、協定締結 ●市町村担当者向けの研修実施	連絡体制 相談 助言	●避難勧告、避難指示の発出、避難所の開設等災害発生に備えた準備 ●災害発生時の情報収集・分析、伝達、共有ルートの確立（ﾈｯﾄﾜｰｸの構築） ●他の市町村との間での応援・協力、業者との間での物資提供や輸送手段確保等の事前取り決め、協定締結 ●被災者台帳の作成 ●訓練の実施・研修参加等による職員個々の防災への意識づけ及び防災対応能力の強化・平準化
発災時〔適用判断〕	●ﾎｯﾄﾗｲﾝ及び緊急連絡網を活用した情報収集 ●法適用（４号適用）に関する積極的な助言（国保有情報の提供や隣接都道府県の動向など） 〔●必要に応じて内閣府幹部から都道府県幹部への連絡〕	情報共有 相談 助言	●市町村からの迅速・的確な情報収集 ●収集した情報の分析・部門間共有 ●県警等関係機関との連携、職員派遣等による情報収集 ●情報の分析・部門間での情報共有（横の連携）及び幹部への情報伝達（縦の連携）の徹底 ●内閣府への情報提供 ●知事等幹部職員による法適用の迅速な判断	情報共有 応急救助 相談 助言	●気象情報、警報等の確認 ●迅速・的確な状況把握・情報収集（被災現場への職員派遣） ●避難所の開設及び職員派遣 ●部門間での情報共有（横の連携）及び幹部への情報伝達（縦の連携）の徹底 ●都道府県への情報の伝達 ●避難指示、避難勧告等の発令
発災後〔適用後〕	●関係機関への法適用の周知及び防災情報HPへの掲載 ●災害救助法に関する現地説明会の開催 ●救助活動状況の定期的な報告の聴取 ●特別基準の設定協議（電話・メール等による仮協議）への対応	情報共有 相談 助言	●法適用のマスコミ等への公表 ●被災状況のHPへの公表 ●災害救助法に関する現地説明会の開催（国と共催、市町村への出席依頼） ●法に基づく応急救助及び市町村への救助事務の委任 ●市町村から救助活動状況の聴取 ●国への救助活動状況の定期的な報告 （●国への特別基準設定の仮協議）	応急救助 情報共有 事務委任 相談 助言	●被災状況のHPへの公表 ●被災者台帳の活用による被災者の状況把握 ●避難所の環境整備（長期化する場合） （●都道府県からの救助事務の受任） ●住家被害認定調査による被災者毎の被災状況の確認 ●都道府県への救助活動状況の定期的な報告 （●都道府県へ特別基準設定依頼）

災害救助法【救助実施概念図（おそれ段階）】



災害救助法【救助実施概念図（災害が発生した段階）】



災害救助法の基本原則

災害救助法の基本原則

Ⅰ　平等の原則

現に救助を要する被災者に対しては、事情の如何を問わず、また経済的な要件を問わずに、等しく救助の手を差しのべなければならない。

Ⅱ　必要即応の原則

応急救助は被災者への見舞制度ではないので、画一的、機械的な救助を行うのではなく、個々の被災者ごとに、どのような救助がどの程度必要なのかを判断して救助を行い、必要を超えて救助を行う必要はない。

Ⅲ　現物給付の原則

法による救助は確実に行われるべきであり、物資や食事、住まい等についての法による救助は、現物をもって行うことを原則としている。

Ⅳ　現在地救助の原則

- 発災後の緊急時に円滑かつ迅速に救助を行う必要があることから、被災者の現在地において実施することを原則としている。
- 住民はもとより、旅行者、訪問客、土地の通過者等を含め、その現在地を所管する都道府県知事が救助を行う。

Ⅴ　職権救助の原則

応急救助の性質からして被災者の申請を待つことなく、都道府県知事がその職権によって救助を実施する。

「現物給付の原則」に関する留意事項

現行の災害救助法においては、災害により、現に救助を必要とする被災者に対して、住まいを提供し、物資や食事等が行き届くよう、「現物」によって救助を行うこととしている。

【ポイント】

- 被災者との繋がりが住宅の復旧までの間、持続的に続くこと。
- 救助法に定める救助が確実に行えること。

※仮に現金給付とした場合には、

- 給付した現金が他の用途に使用されてしまう可能性がある。
- 給付した現金により、救助に使用した領収書や請求書等の証拠資料を回収するのに多くの時間を費やす必要が生じる。

災害救助基金の概要

災害救助法　【災害救助基金の概要】

１．目　的

都道府県及び救助実施市は、災害救助に要する費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てておかなければならない。

２．基金の積立方法

○　前年度の前３年間における都道府県普通税収入額決算額の平均年額の５/1000相当額を積み立てることが原則。

○　都道府県は、各年度における基金の積立状況について、毎年度６月15日までに災害救助基金報告書により内閣総理大臣に情報を提供しなければならない。

３．基金から支出することができる費用

○　基金から支出することができる費用

①　法による救助に要した費用

②　法による給与品の事前購入に必要な費用（基金による備蓄物資）

③　基金の管理に必要な費用（基金の管理に直接必要な手数料、保管料等の費用をいい、都道府県等の職員人件費の類は含まれない。）

○　災害の際の見舞金品又は平常時の災害救助訓練に要する費用等には原則として基金から支出できない。

災害救助法　【災害救助基金の概要】

４．基金による備蓄物資

○　基金による備蓄物資は、法による救助を行うために必要となる被災者への給与品に限られる。

○　救助を行う者が使用する機器の類、救出用の重機等、被災者に給与されない物品は救助に必要な物資であっても認められない。

○　基金による備蓄物資の管理は、毎年度当初において、時価による評価をしておくこと。

（参考）基金による備蓄物資の具体例

○避難所の供与関係	備蓄食料（アルファ米、缶詰類、乾パン類等）、乳幼児用ミルク（粉末・液体）、離乳食、飲料水、毛布、段ボールベット、パーテーション、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、タオル、石鹸、使い捨て歯ブラシ、下着・靴下、弾性ストッキング、紙おむつ（子供用・大人用）、生理用品、ストーマ用装具等の消耗器材 等の給与品
○飲料水の供給関係	非常用給水袋
○住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理関係	ブルーシート（＃3000）、マイカ線（ビニールハウスロープ）、土のう（UVブラック土嚢）、防水テープ（エースクロス011）

※　これらの「事例」については、あくまで、救助実施主体である都道府県等の判断の参考にするために掲載するものであり、これらに対象が限定されるものではない。

（参考）災害救助基金の積立額について

（１）最少額

・都道府県は、災害救助法による救助に要する費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立ててておかねばならない。（法第22条）

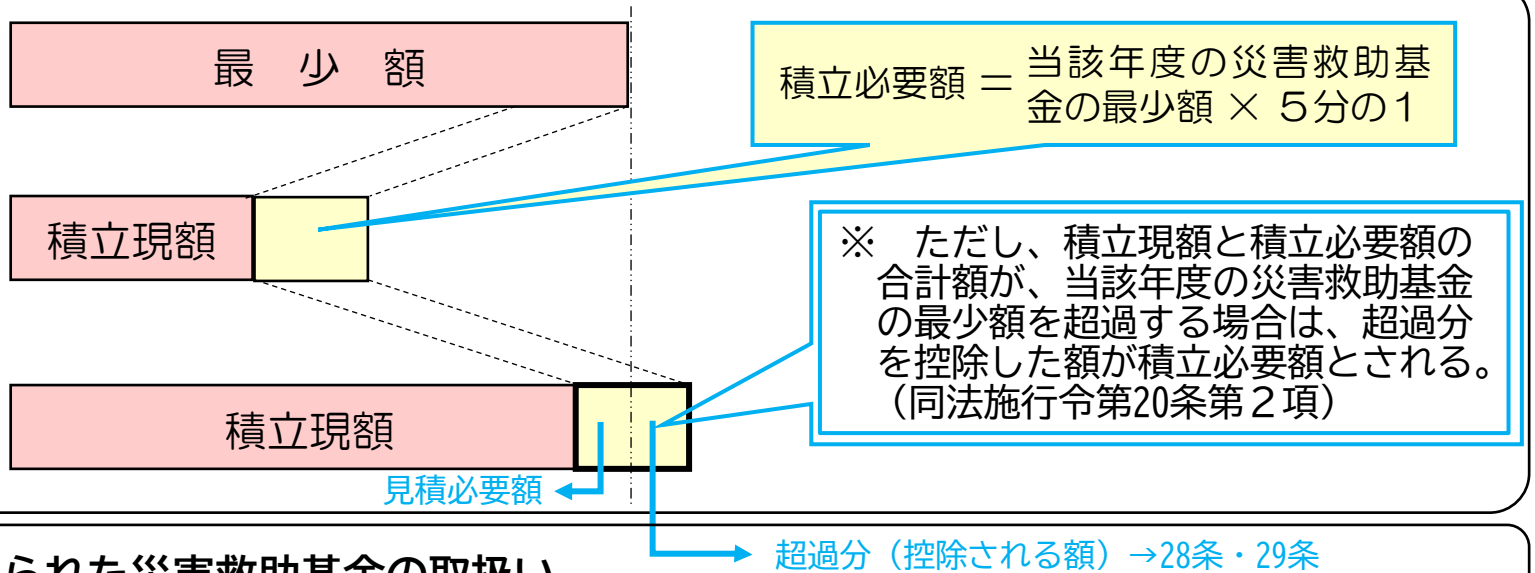
・災害救助基金の各年度における最少額は次の各号に掲げる都道府県等の区分に応じ当該各号に定める額とし、災害救助基金がその最少額に達していない場合は、都道府県等は、政令で定める金額を、当該年度において、積み立てなければならない。（法第23条）

最少額 ＝ 前年度の前３年間の普通税収入額（決算額）の平均年額 × 5/1000

（例）令和2年度最少額＝平成28・29・30年度の普通税収入額の決算額の平均年額 × 5/1000

（２）積立現額が最少額に達していない場合

・当該年度の災害救助基金の最少額の５分の１の額を積み立てなければならない。（同法施行令第20条第１項）



（３）最少額を超えて積み立てられた災害救助基金の取扱い

・区域内の市町村が災害救助の資金を貯蓄しているときは、当該最少額を超える部分の金額の範囲内において、災害救助基金から補助することができる。（法第28条）

・当該最少額を超える部分の金額の範囲内において、災害救助基金を取り崩すことができる。（法第29条）

災害救助基金（自治体が購入した備蓄物資等に関する留意事項）

○　災害救助基金で事前購入した備蓄物資を災害救助法が適用された日以降に避難所等で使用した場合は、使用した分は救助費（国庫負担）の対象となる。

○　災害救助法が適用された日以降に応援県又は市町村が行った応援に係る費用の求償に対して被災した県又は市町村の支払に要した費用は救助費（国庫負担）の対象となる。

○　災害救助法が適用された日以降に市町村が備蓄していた備蓄物資により救助を行った場合は救助費（国庫負担）の対象となる。

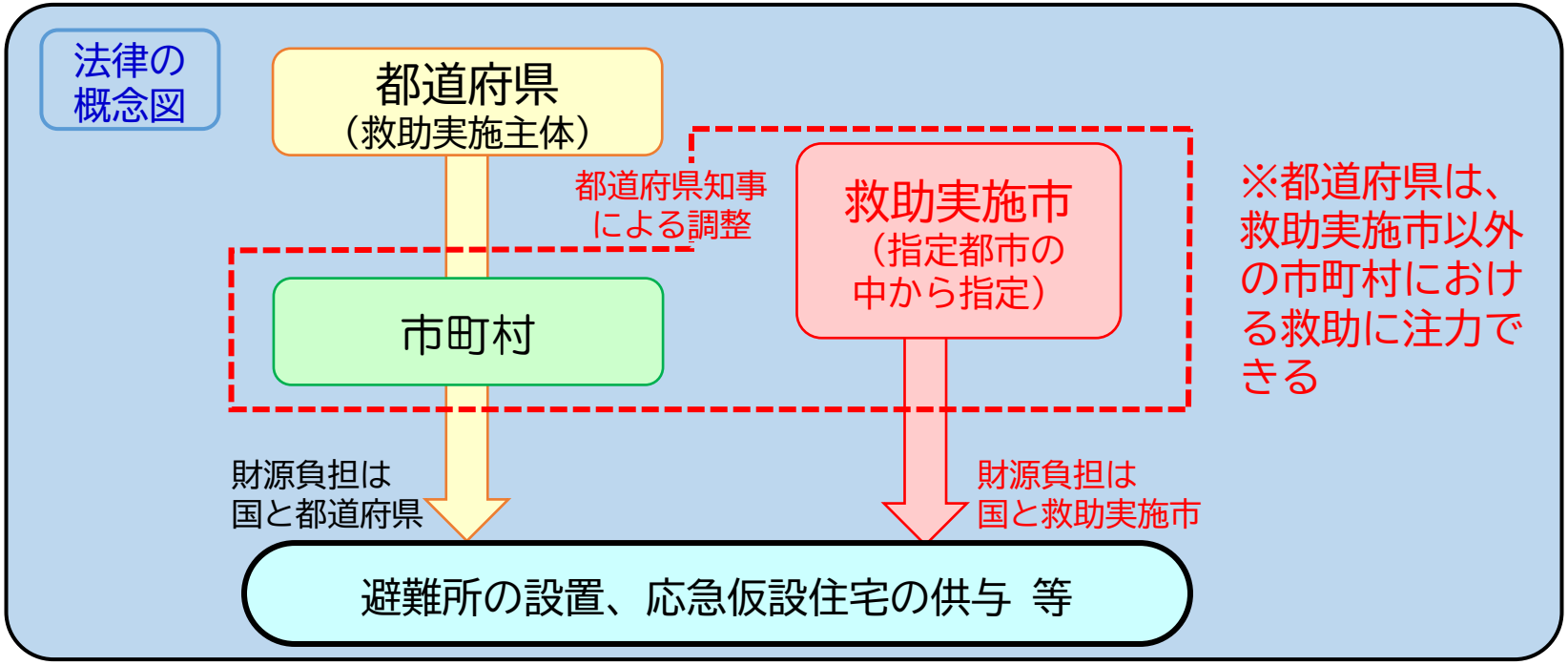
救助実施市の指定

救助実施市の指定　【法第２条の２】

災害救助の円滑かつ迅速な実施を図るため、救助実施市が自らの事務として被災者の救助を行うことを可能にする制度。　（平成30年6月15日公布、平成31年4月1日施行）

1	救助実施市の指定	内閣総理大臣は、申請に基づき、防災体制や財政状況等を勘案し、救助実施市※を指定するものとする。また、指定に際しては、内閣総理大臣はあらかじめ都道府県知事の意見を聴くものとする。　※ 指定都市を指定、具体的な基準は内閣府令で規定。
2	都道府県による調整	都道府県知事は、救助に必要となる物資（食料や住宅資材等）の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市の長及び物資の生産等を業とする者その他の関係者との連絡調整を行うものとする。
3	災害救助基金	救助実施市は、救助費用の財源に充てるため、都道府県と同様に災害救助基金を積立てておかなければならないこととする。

※　災害対策基本法第72条第１項に定める都道府県知事の指示権等について、変更はなし。



【改正の効果】
最大 2,700万人（全国２０指定都市の総人口）の被災者の救助を迅速かつ円滑に行えるようになるとともに、その他の市町村の被災者の救助も迅速化されるという効果が期待できる。

（参考）救助実施市の指定状況

※ 令和5年4月時点で、20指定都市のうち、
13指定都市を救助実施市として指定

1	仙台市	H31.4.1指定	効力発生（H31.4.1）
2	横浜市	H31.4.1指定	効力発生（H31.4.1）
3	川崎市	H31.4.1指定	効力発生（H31.4.1）
4	相模原市	H31.4.1指定	効力発生（H31.4.1）
5	神戸市	H31.4.1指定	効力発生（H31.4.1）
6	岡山市	H31.4.1指定	効力発生（H31.4.1）
7	北九州市	H31.4.1指定	効力発生（R元.10.1）
8	福岡市	H31.4.1指定	効力発生（R元.10.1）
9	熊本市	H31.4.1指定	効力発生（H31.4.1）
10	名古屋市	R元.12.2指定	効力発生（R2.4.1）
11	さいたま市	R2.4.1指定	効力発生（R2.4.1）
12	京都市	R2.4.1指定	効力発生（R2.4.1）
13	千葉市	R5.4.3指定	効力発生（R5.4.3）

救助実施市・包括県等広域連絡会議の開催
（毎年度1回開催（各県持ち回り））

○趣旨概要
包括県と救助実施市との連携のあり方をはじめ、今後想定される様々な災害対応について、実務担当者による情報交換・共有等を行う場として開催。

○構成団体
・包括県、救助実施市、民間事業者等
・内閣府防災担当（オブザーバー）

○構成員
上記団体の災害救助法を所管する実務担当者
（包括県・救助実施市の課長又は課長補佐級）

○開催
令和元年度より年１回程度開催

災害救助法（昭和22年法律第118号）（抄）

（救助実施市の長による救助の実施）

第２条の２　救助実施市（その防災体制、財政状況その他の事情を勘案し、災害に際し円滑かつ迅速に救助を行うことができるものとして内閣総理大臣が指定する市をいう。以下同じ。）の区域内において、前条第一項に規定する災害により被害を受け又は同条第二項に規定する災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対する救助は、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該救助実施市の長が行う。

２　救助実施市の長は、前項の規定による救助を行うときは、その旨（指定都市の長にあっては、その旨及び当該救助を行う区域）を公示しなければならない。当該救助を終了するときも、同様とする。

３　第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、内閣府令で定めるところにより、同項の救助を行おうとする市の申請により行う。

４　内閣総理大臣は、指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする市を包括する都道府県の知事の意見を聴かなければならない。

５　内閣総理大臣は、指定をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。

６　第一項及び前三項に定めるもののほか、指定及びその取消しに関し必要な事項は、内閣府令で定める。

災害救助法に基づく救助実施市に関する内閣府令（平成30年内閣府令第57号）（抄）

（指定の基準）

第二条　内閣総理大臣は、申請市が次に掲げる基準の全てに適合すると認めるときは、指定をするものとする。

一　当該申請市を包括する都道府県との連携体制を確保していること。

二　円滑かつ迅速に救助を行うための必要な体制が整備されていること。

三　円滑かつ迅速に救助を行うための必要な財政基盤を確保していること。

四　救助に関する関係機関及び日本赤十字社その他の関係団体との連携体制を確保していること。

（申請内容）

１．包括都道府県との調整状況及び資源配分計画の協議状況等
　※　資源配分計画：発災時の物資等の配分が適切かつ円滑に実施されるよう、県・救助実施市や関係団体等と調整する手順をマニュアル化する（した）もの。

２．救助実施市として、どのような組織体制で救助事務を実施するのか、また、担当課において、どのような職員体制で実施するのか等を、適宜、組織図等で説明。
　また、市の中で役割分担を決めて事務実施をする場合は、総括調整を行う課がどの部局になるのか、どのような役割分担で実施するのか等を整理。

３．災害救助基金の積立方法の具体的に説明（一括で積み立てるなど）。

４．関係行政機関や日本赤十字社をはじめとする関係団体との調整状況（協定の締結や契約の締結など）。

５．指定希望日及び効力発生希望日ほか、その他の特別な事情等。

災害救助法の救助項目及び救助の程度、方法及び期間

災害救助法の運用　【救助項目（法第４条第１項）】

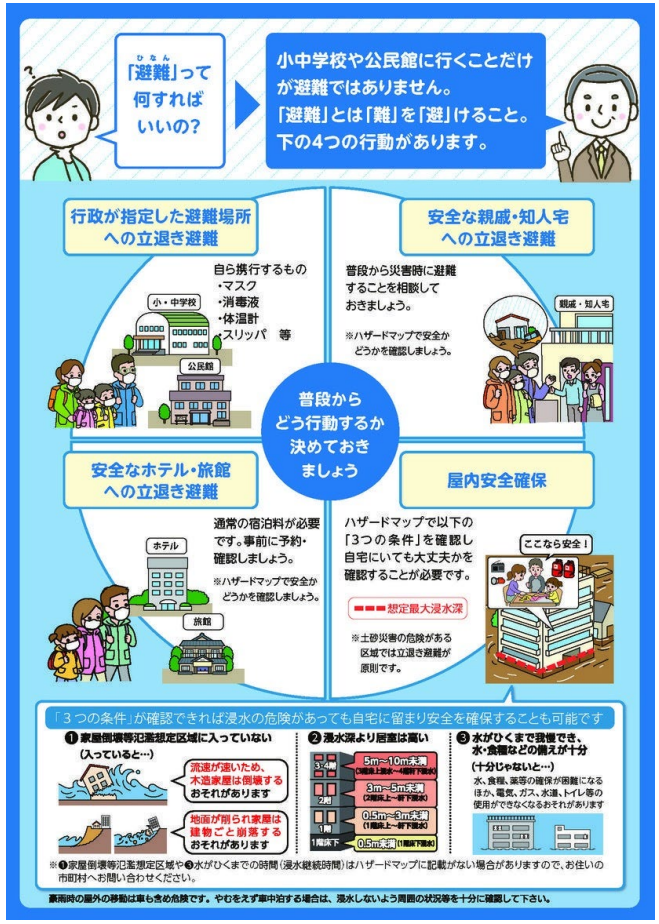
	救助項目	救助の概要
1	避難所の設置	○　災害発生直後の地域の避難生活の拠点として、災害情報、生活・医療に関する情報・サービスの提供、食料・飲料水等の物資の提供及び入浴支援など実施。 ○　また、高齢者や障害者など通常の避難生活に配慮が必要な方には福祉避難所等も提供。 ○　指定避難所だけでは不足する場合等は、ホテル・旅館等や研修所等も避難所として活用することが可能。
2	応急仮設住宅の供与	○　災害により住宅が全壊又は流出し、住むところが無くなってしまった場合、半壊であっても住むことが困難な場合には、応急的に仮設住宅に入居することが可能。
3	炊き出しその他による食品の給与	○　災害により食料が購入できない、自宅で調理ができない、などの場合、避難所において炊き出しその他による食品の給与が受けられる。
4	飲料水の供給	○　災害により飲料水が購入できない、自宅の水道が出ないなどの場合、避難所において炊き出しその他による食品の給与・飲料水の供給が受けられる。
5	被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与	○　住宅が全壊、全焼、流失又は床上浸水により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な方に対して実施。
6	医療・助産	○　災害の発生により医療や助産の途を失った者に対して、診療、薬剤の支給、分べんの介助等を提供。
7	福祉サービスの提供	○　災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者に対して、応急的に処置。

	救助項目	救助の概要
8	被災者の救出	○　災害のため現に生命もしくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。
9	住宅の応急修理 （住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）	○　災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある世帯に対して、ブルーシートの展張等の緊急的な修理
	住宅の応急修理 （日常生活に必要な最小限度の部分の修理）	○　自宅が一定の被害（大規模半壊、半壊又は準半壊）を受けた世帯に対して、被災した住宅の屋根、居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限の部分を応急的に修理するもの。
10	学用品の給与	○　住家の全壊、流失、半壊又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して行うもの。
11	埋　葬	○　遺族がいないか、遺族がいても災害による混乱期等のため、その遺族が埋葬を行うことが困難な場合に実施するもの。
12	死体の捜索	○　災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して捜索を行うこと。
13	死体の処理	○　遺体識別や遺体に対する最低限の措置として、遺体に対して洗浄、縫合、消毒等の処置を行うもの。
14	障害物の除去	○　半壊又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない場合に実施するもの。
■	救助事務費	○　救助の事務を行うために要した時間外勤務手当、旅費などの事務費

災害救助法の運用　【救助項目（法第４条第２項）】

	救助項目	救助の概要
1	避難所の設置、 救助のための輸送費 及び賃金職員雇上費	○　災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者を対象に広域避難や事前避難を実施。 ○　高齢者や障害者等で避難行動が困難な要配慮者、自ら避難することが困難な状況にある者については、船舶やバス等の借上げ等により輸送。 ○　また、高齢者や障害者など通常の避難生活に配慮が必要な方には福祉避難所等も提供。





救助の程度、方法及び期間

災害救助法施行令第３条第１項及び第２項に明記

１項　一般基準

救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準（※）に従い、あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。
（※平成25年内閣府告示第228号）

２項　特別基準

一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣（所管大臣）に協議し、その同意を得た上で、特別基準を定めることができる。

災害救助法の救助期間の延長に関する具体例

「令和２年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和２年12月18日閣議決定）において、「災害救助法の救助の期間（４条３項）の延長については、地方公共団体の適切な判断に資するよう、**延長すべき期間が予測できる場合又は延長すべき期間は予測できないものの一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合**は、一般基準で定められた期間にかかわらず延長できることを**具体的な事例を示しつつ明確化**し、全国会議を通じ、地方公共団体に令和３年５月を目途に周知する。」とされたところであり、以下のとおり具体例を記載する。

「令和５年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和５年12月22日閣議決定）において、「災害救助法の救助の期間（４条４項及び施行令３条２項）については、**延長すべき期間の具体的な根拠を示すことが困難な場合**でも延長できることを、**具体的な記載例を示しつつ明確化**し、地方公共団体に令和６年中に周知する。」とされたところであり、以下のとおり具体例を記載する。

災害救助法施行令（昭和２２年１０月３０日政令第２２５号）（抄）
（救助の程度、方法及び期間）
第三条　救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事又は救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）が、これを定める。
２　前項の内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

災害救助事務取扱要領（令和６年５月）抜粋
第４　救助の程度、方法及び期間に関する事項
１８　特別基準に関する処理について
特別基準については、文書をもって協議することとなっているが、発災時に直ちに文書をもって協議することが困難な緊急やむを得ない場合が多いことから、そのような場合には、電話やファクシミリ、Ｅメールにより申請し、事後速やかに文書をもって処理することとなっている。
また、特別協議による救助の期間の延長については、地方公共団体の適切な判断に資するよう、延長すべき期間が予測できる場合又は延長すべき期間は予測できないものの一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、一般基準で定められた期間にかかわらず延長できる。この場合、被災自治体は救助期間の延長に必要な具体的な事例を明確化して期間の設定を行うこと。
ア　この場合の文書番号及び日付については、本来は電話により申請した日のものとすべきであるが、災害という緊急時でもあるので、その日以降の文書番号及び日付として差し支えない。
ただし、この場合、原則として、申請書の記載にその旨（〇年〇月〇日の電話で申請し、〇年〇月〇日の電話で承認を得たものについて、文書をもって処理するものであること）を明記すること。
なお、電話により申請した日の文書番号及び日付とする場合には、内閣府においても電話にて承認した日の文書番号及び日付とする必要がある場合もあることから、事務に遺漏をきたさぬよう、内閣府と連絡調整を図り、その旨の確認を行うこと。
イ　特別基準の申請は、次により、いわゆる基準告示に定める救助の期間内に行うことを原則とする。
（ア）基準告示に定める救助の期間内により難い場合
①　基準告示に定める救助の期間内により難い理由
②　必要とする救助期間
③　期間延長を必要とする市町村別救助対象数
④　その他必要な事項
（イ）避難所の設置、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の季別により難い場合
①　季別の変更を要する理由とその季別
②　季別の変更を必要とする市町村別救助対象数
③　その他必要な事項
（ウ）輸送費及び賃金職員等雇上費の範囲により難い場合
①　輸送費及び賃金職員等雇上費の範囲により難い理由
②　輸送費及び賃金職員等雇上費の範囲に含める必要のある事項及びその期間
③　その他必要な事項
（エ）その他基準告示に定める程度、方法により難い場合
①　基準告示に定める程度、方法により難い理由
②　特別基準の内容
③　その他必要な事項

救助項目	一般基準	【延長すべき期間の具体的な根拠を示すことが困難な場合の事例】	【延長期間が予測できる場合又は延長期間は予測できないものの一定期間以上の延長が必要である場合の事例】	協議理由のポイント
避難所・福祉避難所の設置	災害発生の日から７日以内	・現時点で、避難所の開設期間を定められないことから、７日間延長する。 ※　更に再延長が必要な場合は、同様に取り扱う。	・建設型応急住宅が〇月〇日に完成予定であり、△月△日から順次、鍵の受渡し、入居となるため、□□地区の避難所を◇月◇日まで延長する。 ・賃貸型応急住宅の供与に際し、〇月〇日から、入居申込受付窓口を開設するため、△月△日まで間、●●地区の避難所の開所期間を延長する。 ・一時避難として公営住宅の提供を検討中であるが、公営住宅への一時避難に関する相談や賃貸型応急住宅の受付開始等が〇月〇日、公営住宅の入居に関する公募が△月△日になるため、〇〇地区の避難所の供与期間を△月△日まで延長する。 ・住宅の応急修理を希望する被災者の修理完了日が〇月〇日であり、修理完了後、自宅に戻れるのが〇月△日であることから〇月△日まで〇〇市の〇〇地区の避難所の供与を延長する。 など	・開設期間を定められない場合は、避難所の開設期間を災害発生の日から７日以内で定めること。 ・「被災者の避難が長期化するため延長したい」だけでは、期間設定の理由が不明確であり、国においても延長期間の妥当性について判断ができない。 ・避難所を開設しなければならない具体的な地区、期間及び理由が明確にすること。特に避難所の避難が長期化しないよう自治体でどのような対応を図っているのかが必要である。 ・応急仮設住宅の供与、応急修理を可能な限り迅速に開始することにより、避難所における滞在期間を短縮化することが可能となる。

救助項目	一般基準	【延長すべき期間の具体的な根拠を示すことが困難な場合の事例】	【延長期間が予測できる場合又は延長期間は予測できないものの一定期間以上の延長が必要である場合の事例】	協議理由のポイント
応急仮設住宅の供与（建設型応急住宅の着工期間）	災害発生の日から20日以内に着工	・災害救助のために建設する応急仮設建築物は、建築基準法第85条第１項に基づき、10日間延長する。	・被災者の入居意向調査については〇月〇日までに完了する予定であるが、並行して建設戸数の確定、建設工事団体等との調整（現地調査、設計、仕様及び積算の確認）及び契約から着工までに◇日間を要するため、△月△日まで応急仮設住宅の着工期間を延長する。（延長できる期間は、最長10日以内となることに留意。）	・災害救助のために建設する応急仮設建築物は、建築基準法第85条第１項に基づき、１か月以内に工事を着手することとされているため、延長できる期間は10日以内となることに留意すること。
炊き出しその他による食品の給与	災害発生の日から７日以内	・現時点で、避難所の開設期間を定められないことから、食事の給与についても、７日間延長する。 ※　更に再延長が必要な場合は、同様に取り扱う。	・被災地周辺のスーパー・コンビニ等も被災しており、食品流通事業団体等に確認したところ各店舗への流通の再開には最低〇～△日程度かかるとの報告を受け、安定した食品の供給が確保される〇月〇日までの間、食品の給与の期間を延長する。	・災害よる流通の支障等により食品が得られない、住家が被災して自宅での炊事ができない等によって、食品の給与期間を延長しなければならないため、流通事業者の見通し、応急仮設住宅等への入居状況等を説明した上で期間の延長を判断する必要がある。 ・単に食品販売業者の再開が見込めないため期間を延長したいだけでは不十分である。
飲料水の供給	災害発生の日から７日以内	・現時点で断水解消の期間が定められないことから、７日間延長する。 ※　更に再延長が必要な場合は、同様に取り扱う。	・給水場が被災しており、上水道を管理する部局や、水道事業者が調査をした結果について、〇〇地区では復旧までには最低〇週間程度を要すると公表されているため、〇〇地区の飲料水の供給を〇月〇日まで延長する。また、△△地区の復旧は△月△日であり、△月△日まで延長する。	・断水等の復旧状況については、水道部局から詳細な被災状況を確認した上で、復旧までの期間、理由及び公表の予定等を聞き取り、情報を整理して延長を行うこと。

救助項目	一般基準	【延長すべき期間の具体的な根拠を示すことが困難な場合の事例】	【延長期間が予測できる場合又は延長期間は予測できないものの一定期間以上の延長が必要である場合の事例】	協議理由のポイント
被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	災害発生の日から10日以内	・現時点で、生活必需品の給貸与を開始したばかりであり、実施期間を定めることができないため、10日間延長する。 ※　更に再延長が必要な場合は、同様に取り扱う。	・被災者からの生活必需品の支給申請書の提出期間を〇月〇日までとしており、その後、とりまとめ作業を行い、協定締結団体に対し、発注を行ったところであり、△月△日には納品を予定していることから△月△日まで期間を延長する。 ・協定締結している物流業者から物資不足や交通障害等の影響により全ての被災者へ生活必需品を給与する期間として最低〇日間を要する見込みであるとの報告を伺っていることから◇月◇日まで期間を延長する。 など	・生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、半壊又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、当面、最低限必要となる生活支援として、①被服、寝具、②日用品、③炊事用具及び食器等を給与又は貸与するものであることから、可能な限り速やかに必要最小限の日用品を給与・貸与行う必要がある。
医療・助産	【医療】災害発生の日から14日以内 【助産】 災害発生の日から７日以内	・【医療】現時点で、被災した〇〇病院の施設復旧にどの程度の期間が掛かるのか病院担当者と修理業者間で調査中であり、延長すべき期間を定められないことから、14日間延長する。 ※　更に再延長が必要な場合は、同様に取り扱う。 ・【助産】現時点で、被災した〇〇産婦人科医院の施設復旧にどの程度の期間が掛かるのか医院担当者と修理業者間で調査中であり、延長すべき期間を定められないことから、７日間延長する。	・〇〇病院では、水害によりボイラーや電気設備に被害を受け、医療機関として機能停止に陥っている。設備の復旧の見込みについては、病院からの報告により約〇日間を要するとのことであり、病院からも対外公表されている。このため、救護班等の活動について〇月〇日まで期間を延長する。 ・〇〇市内の病院数は全体で〇〇件であるが、災害による傷病者が〇〇〇〇人おり、被災地域の病院だけでは患者の診療・治療が困難であると県医師会からの報告を受けているため、〇月〇日まで救護班等の活動を延長する。 など	・被災地の医療機関が機能停止又は医療機関が受入可能な患者数を超えていることや、医療機関が復旧するまでの期間等について速やかに公表を行い、公表された期間を踏まえて延長を行うことが望ましい。

救助項目	一般基準	【延長すべき期間の具体的な根拠を示すことが困難な場合の事例】	【延長期間が予測できる場合又は延長期間は予測できないものの一定期間以上の延長が必要である場合の事例】	協議理由のポイント
被災した住宅の応急修理 （日常生活に必要な最小限度の部分の修理）	災害発生の日から３月以内 （国の災害対策本部が設置された場合は６月以内）	・現在、罹災証明書の交付を開始し、それに併せて応急修理の相談窓口を開設したところであるが、施工業者に依頼が殺到しており、被災者宅を順番に修理して回っているが、未だ、各住戸で何日程度掛かるのか把握できていないため、応急修理の期間を定められないため、修理期間を３月延長する。 ※　更に再延長が必要な場合は、内閣総理大臣と協議を行う。 その際、応急修理を迅速に実施するための方策や応急修理を確実に完了するためのアクションプラン（具体的な方策等）を示した上で、協議を行うこと。 【具体的なアクションプラン】 ・建築士会・建築士事務所協会の協力を得て相談体制の増強 ・木造仮設住宅の建設完了に伴う各市町村の工務店職人の応急修理へのシフト（〇社→〇〇社に増加） ・県外事業者の活用による修理業者の増強 ・市町村役場の受付スタッフ等の増員強化（応援職員、賃金雇上等） ・被災者個人宅への訪問相談 ・住まいの市町村以外の修理業者に対する掛かり増し経費の補助 等	・〇月〇日から住まいに関する相談窓口を開設し、鋭意、応急修理の申請受付を実施しているが、〇〇市での応急修理の工期を確認したところ、工事完了が△月△日となっていることから、△月△日まで期間を延長する。 ・〇月〇日から住まいに関する相談窓口を開設し、申請・受付を開始しており、現在、〇〇〇件の修理が完了したが、施工業者の不足等もあり罹災証明発行件数（応急修理対象件数）のうち、〇〇%であり、残りの応急修理を必要とする件数の割合が△△%を見込んでいるため、引き続き応急修理の受付を継続する必要があることから、□月□日まで期間を延長する。	※　過去の災害の実績から応急修理件数として、罹災証明書の交付件数に対し、 ・半壊以上で概ね50%～60%、 ・準半壊で概ね30%～40% が、応急修理を活用している。 ※　応急修理期間については、過去の大規模な災害では以下のとおりである。 ・平成28年熊本地震 熊本　２年11月 ・平成30年７月豪雨 岡山　１年９月 広島　２年９月 愛媛　２年１月 ・令和元年東日本台風 宮城　１年５月 長野　１年６月 ・令和２年７月豪雨 熊本　１年４月 ・令和３年福島沖地震 福島　２年２月 ・令和４年福島沖地震 福島　１年11月

救助項目	一般基準	【延長すべき期間の具体的な根拠を示すことが困難な場合の事例】	【延長期間が予測できる場合又は延長期間は予測できないものの一定期間以上の延長が必要である場合の事例】	協議理由のポイント
被災した住宅の応急修理 （住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理 （ブルーシートの展張等）	災害発生の日から10日以内	・現時点で突風被害が生じた住宅が何軒あるのか把握できておらず、調査を実施している。また、併せて、ブルーシートの資材の配布及び展張依頼を受けているが、何日掛かるのか把握できていないため、10日間延長する。 ※　更に再延長が必要な場合は、内閣総理大臣と協議を行う。	・地震（突風）により市町村内の約〇〇〇軒の住宅の屋根瓦がズレ・脱落している状況にある。現在、各市町村の役場等においてブルーシート等の資材の配布及び業者やNPOによる展張依頼に関する申込を受け付けているが、件数が多いため、〇月〇日まで窓口受付を延長して対応する予定。 そのため、緊急の修理の期間を△月△日まで期間延長する。	・ブルーシートの展張は、応急修理までの被害の拡大を防止するための緊急の措置（つなぎ）である。そのため、展張後はできる限り早期な応急修理の実施が求められる。 ・ブルーシート等の資材の受取や展張の申込時に、応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）早期実施に関する周知を行うことで、被災者が応急修理を実施するきっかけを作ることが必要。
学用品の給与	【教科書】 災害発生の日から、1月以内 【文房具及び 通学用品】 災害発生の日から、 15日以内	・現在、各学校長から被災した児童の保護者にメールにて教科書や学用品の毀損・滅失状況について確認を依頼しているところであり、〇月〇日には全体のとりまとめまを行う予定である。その上で、県教育委員会において纏めて発注を行うこととしているが、販売業者からの納期が示されていないことから、判明次第、内閣総理大臣と協議して延長期間を定めることとしたい。	・教科書や学用品を毀損・滅失してしった児童・生徒が居住する〇〇地区のＸＸ小学校、△△中学校のに対して「教科書や学用品の毀損・滅失」に関する確認依頼を〇月〇日に実施したところ。□月□日には各学校から報告が来る予定である。 その上で、取りまとめて調達等を行うことから教科書は◇月◇日に配布、学用品は△月△日には配布を完了することが可能となるため、△月◎日まで期間を延長する。	・教育委員会や各学校長との連携により、災害により被災した学区、学校が把握され、各校の生徒の現状がある程度把握できている必要がある。 また、教科書の配布、学用品の給与が完了するまでの期間についても把握できることが必要であること。

救助項目	一般基準	【延長すべき期間の具体的な根拠を示すことが困難な場合の事例】	【延長期間が予測できる場合又は延長期間は予測できないものの一定期間以上の延長が必要である場合の事例】	協議理由のポイント
被災者の救出	災害発生の日から10日以内	・自宅ごと土砂に巻き込まれた〇名の救出作業については、現在、必死の捜索活動を行っているが、丁寧な掘り起こしが必要であり、いつまでに完了できるか、期間を示すことができない。 このため、３日間の延長を行い、救出活動を実施する。 ※　更に再延長が必要な場合は、同様に取り扱う。	・〇〇川の決壊等により、〇〇地区及び△△地区の居住者が自宅に取り残されている。 現在、自力での避難が困難な方が〇〇人いることから救出を〇日まで延長する。 なお、河川管理事務所から現在、排水ポンプにおいて強制的に排水を行っているが、水位が下がるまでに〇日程度要するとの報告を受けている。 など	被災者の救出について期間延長を行う場合には、具体的な救出の状況を説明する必要がある。
死体の捜索・処理	【捜索】 災害発生の日から10日以内	・現在、津波により行方が定かでない方の捜索を実施しているところであるが、広域に障害物が散乱し、行方不明者の捜索は難航していることから、延長期間を定めることができない。そのため、10日間の期間の延長を行う。	・土砂崩れにより〇〇地区において〇世帯が被災しているが、土砂が広範囲に流出したため、慎重に土砂の除去を行いつつ、並行して捜索を行う必要があり、捜索活動に〇〇日を要するとの報告を受けていることから、〇月〇日まで期間を延長する。	・捜索の状況が明らかにし、救助に要する期間の説明が明確であること。
	【処理】 災害発生の日から10日以内	・御遺体の数が多く、検死作業に相当の時間を要することから、10日間の期間の延長を行う。	・〇月〇の日捜索により発見した、身元不明の遺体〇体について、検視による身元調査を実施しているが、１日に検視できる遺体は△体であり、かつ、身元の判明した遺体の遺族への引き渡しまでに〇日間を要するため、△月△日まで期間を延長する。 など	・法による死体の検視（死因）が必要な状況であり、１日に検視できる遺体の数も明確に示され、延長する期間の根拠が明らかであること。

救助項目	一般基準	【延長すべき期間の具体的な根拠を示すことが困難な場合の事例】	【延長期間が予測できる場合又は延長期間は予測できないものの一定期間以上の延長が必要である場合の事例】	協議理由のポイント
障害物の除去	災害発生の日から10日以内	・現在、土砂が住宅内に流れ込んだ世帯の状況を県、市、業者と共に確認中であり、確認作業にあと数日を要することから、現時点で延長期間を定めることができない。そのため、10日間の期間の延長を行う。	・堤防の決壊により〇〇地区の約△△世帯の宅内（非住家を除く）に大量の土石・竹木が流入した。現在、被災者及びボランティアで宅内の土砂の除去を実施しているところであるが、〇〇地区の〇世帯では、宅内には汚泥と一緒に乗用車が流入しており、ボランティアの協力を得ても取り除くことが困難な状況であることから、土木業者と契約を行った上で、乗用車の除去を実施する。なお、実施業者は〇月〇日に作業を実施する予定であり、業務完了日の〇月〇日まで期間を延長する。	・障害物の除去を実施する必要が生じた場合、速やかに県、市、業者において現地調査を行い、必要な重機等の準備などを実施すること。
埋葬	災害発生の日から10日以内	・現時点で、御遺体の遺族関係者に連絡を取っている状況であるが、災害の混乱により連絡が取りずらい状況にある。遺族側からは引き取る旨の連絡を受けており、〇月〇日までには引き取ると言っているため、〇月〇日まで期間を延長したい。	・現在、△△体の遺体が火葬のための待機をしているが、被災地近郊の火葬場では１日に火葬できる御遺体の数は〇〇体までとなっている。 また、火葬を行うための燃料も不足しており、このままでは、〇日後に燃料が枯渇する可能性がある。 そのため、埋葬の期間を〇月〇日まで延長する。 現在、隣市町の火葬場の使用についても県、隣市、火葬場と調整中であり、使用できることとなれば、期間を短縮できる見込みである。	・災害発生直後の混乱期に遺体が発見されたときには、遺族等の関係者に遺体を引き渡すことが原則であるが、遺族等が埋葬をできない場合、又は遺族等に引き渡しをできない場合などに法による埋葬を行うことになる。

災害救助法【一般基準額の推移】

災害救助法告示（一般基準額の推移）

救助種類		平成8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
避難所の設置	基本額（１人１日当り）	130円	130円	310円	310円	310円	→	→	300円	→	→	→
	福祉避難所の設置 （平成9年4月追加）	—	—	実費	実費	実費	→	→	→	→	→	→
応急仮設住宅 （昭和26年10月追加）	建設型応急住宅 （※集会所(50戸以上の団地設置の場合設置可)） （平成9年4月追加）	1,390,000円	1,447,000円	2,034,000円	2,498,000円	2,498,000円	→	→	2,468,000円	2,433,000円	2,385,000円	2,342,000円
	賃貸型応急住宅	—	—	別に定める額	別に定める額	別に定める額	→	→	→	→	→	→
炊出しその他による食品の給与（１人１日当り）		850円	860円	1,020円	1,020円	1,020円	→	→	1,010円	→	→	→
飲料水の供給（昭和28年8月追加）		実費	実費	実費	実費	実費	→	→	→	→	→	→
被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与（例：4人世帯）	夏季(全壊)	38,000円	38,000円	39,500円	40,100円	40,100円	→	→	39,200円	39,100円	→	39,000円
	冬季(全壊)	58,500円	58,500円	60,900円	61,800円	61,800円	→	→	60,500円	60,300円	→	60,100円
	夏季(半壊)	13,500円	13,500円	13,900円	14,000円	14,000円	→	→	13,700円	→	→	→
	冬季(半壊)	19,700円	19,700円	20,300円	20,600円	20,600円	→	→	20,100円	20,000円	→	19,900円
医療・助産		実費	実費	実費	実費	実費	→	→	→	→	→	→
災害にかかった者の救出(昭和28年8月追加)		実費	実費	実費	実費	実費	→	→	→	→	→	→
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 (令和5年6月16日追加)1戸当たり												
日常生活に必要な最小限度の部分の修理 (昭和28年8月追加)	半壊以上	295,000円	308,000円	432,000円	531,000円	531,000円	→	→	525,000円	519,000円	510,000円	500,000円
	準半壊（令和元年10月23日施行）											
学用品の給与	小学生	3,900円	4,000円	4,100円	4,100円	4,100円	→	→	→	→	→	→
	中学生	4,100円	4,200円	4,300円	4,400円	4,400円	→	→	→	→	→	→
	高校生（平成17年4月追加）					—	—	—	—	—	4,800円	→
	(教科書)	実費	実費	実費	実費	実費	→	→	→	→	→	→
埋葬	大人	149,000円	149,000円	175,000円	176,000円	179,000円	→	189,000→	→	193,000円	→	199,000円
	小人	119,200円	119,200円	140,000円	140,800円	143,200円	→	151,200→	→	154,400円	→	159,200円
死体の洗浄、縫合、消毒等の処理(昭和34年7月追加)		2,800円	2,800円	3,100円	3,300円	3,300円	→	→	3,200円	3,300円	→	→
死体の一時保存(昭和34年7月追加)		5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	→	→	→	→	→	→
障害物の除去（１戸当り）		134,100円	135,700円	139,600円	140,700円	141,100円	→	→	138,500円	137,000円	→	→

災害救助法告示（一般基準額の推移）

救助種類		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
避難所の設置	基本額（１人１日当り）	→	→	→	→	→	→	→	310円	320円	→	→
	福祉避難所の設置 （平成9年4月追加）	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
応急仮設住宅 （昭和26年10月追加）	建設型応急住宅 （※集会所(50戸以上の団地設置の場合設置可)） （平成9年4月追加）	2,326,000円	2,366,000円	2,404,000円	2,387,000円	→	2,401,000円	→	2,530,000円	2,621,000円	2,666,000円	5,516,000円
	賃貸型応急住宅	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
炊出しその他による食品の給与（１人１日当り）		→	→	→	→	→	→	→	1,040円	1,080円	1,110円	1,130円
飲料水の供給（昭和28年8月追加）		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与（例：4人世帯）	夏季(全壊)	39,300円	→	39,900円	39,300円	→	39,200円	→	40,400円	41,500円	41,800円	→
	冬季(全壊)	60,500円	→	61,300円	60,400円	→	60,200円	→	62,100円	63,800円	64,300円	64,200円
	夏季(半壊)	13,800円	→	14,000円	13,800円	→	→	→	14,200円	14,600円	14,700円	→
	冬季(半壊)	20,000円	→	20,300円	20,000円	→	19,900円	→	20,600円	21,200円	21,400円	→
医療・助産		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
災害にかかった者の救出(昭和28年8月追加)		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 (令和5年6月16日追加)1戸当たり												
日常生活に必要な最小限度の部分の修理 (昭和28年8月追加)	半壊以上	→	510,000円	520,000円	→	→	→	→	547,000円	567,000円	576,000円	574,000円
	準半壊（令和元年10月23日施行）											
学用品の給与	小学生	→	→	→	→	→	→	→	→	4,200円	4,300円	4,400円
	中学生	→	→	→	→	→	→	→	→	4,500円	4,600円	4,700円
	高校生（平成17年4月追加）	→	→	→	→	→	→	→	→	4,900円	5,000円	5,100円
	(教科書)	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
埋葬	大人	→	→	→	201,000円	→	→	→	206,000円	208,700円	210,400円	210,200円
	小人	→	→	→	160,800円	→	→	→	164,800円	167,000円	168,300円	168,100円
死体の洗浄、縫合、消毒等の処理(昭和34年7月追加)		→	→	→	→	→	→	→	3,400円	→	→	→
死体の一時保存(昭和34年7月追加)		→	→	→	→	→	→	→	5,200円	5,300円	→	→
障害物の除去（１戸当り）		→	137,500円	→	134,200円	→	133,900円	→	→	134,300円	134,800円	135,100円

災害救助法告示（一般基準額の推移）

救助種類		30年度	令和元年度 10月	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
避難所の設置	基本額（１人１日当り）	→	330円	→	→	→	340円	350円	360円
	福祉避難所の設置（平成9年4月追加）	→	→	→	→	→	→	→	→
応急仮設住宅（昭和26年10月追加）	建設型応急住宅（※集会所(50戸以上の団地設置の場合設置可)）（平成9年4月追加）	5,610,000円	5,714,000円	→	→	6,285,000円	6,775,000円	6,883,000円	7,089,000円
	賃貸型応急住宅	→	→	→	→	→	→	→	→
炊出しその他による食品の給与（１人１日当り）		1,140円	1,160円	→	→	1,180円	1,230円	1,330円	1,390円
飲料水の供給（昭和28年8月追加）		→	→	→	→	→	→	→	→
被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与（例：4人世帯）	夏季(全壊)	42,000円	42,800円	→	→	42,500円	43,600円	45,000円	46,200円
	冬季(全壊)	64,500円	65,700円	→	→	65,300円	66,900円	69,000円	70,900円
	夏季(半壊)	14,800円	15,100円	→	→	15,000円	15,400円	15,900円	16,300円
	冬季(半壊)	21,500円	21,900円	→	→	21,800円	22,300円	23,000円	23,600円
医療・助産		→	→	→	→	→	→	→	→
災害にかかった者の救出(昭和28年8月追加)		→	→	→	→	→	→	→	→
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（令和5年6月16日追加）1戸当たり							50,000円	51,500円	53,900円
日常生活に必要な最小限度の部分の修理（昭和28年8月追加）	半壊以上	584,000円	595,000円	→	→	655,000円	706,000円	717,000円	739,000円
	準半壊（令和元年10月23日施行）		300,000円	→	→	318,000円	343,000円	348,000円	358,000円
学用品の給与	小学生	→	4,500円	→	→	4,700円	4,800円	5,200円	5,500円
	中学生	→	4,800円	→	→	5,000円	5,100円	5,500円	5,800円
	高校生（平成17年4月追加）	→	5,200円	→	→	5,500円	5,600円	6,000円	6,300円
	(教科書)	→	→	→	→	→	→	→	→
埋葬	大人	211,300円	215,200円	→	→	213,800円	219,100円	226,100円	232,200円
	小人	168,900円	172,000円	→	→	170,900円	175,200円	180,800円	185,700円
死体の洗浄、縫合、消毒等の処理(昭和34年7月追加)		→	3,500円	→	→	→	→	3,600円	3,700円
死体の一時保存(昭和34年7月追加)		→	5,400円	→	→	→	5,500円	5,700円	5,900円
障害物の除去（１戸当り）		135,400円	137,900円	→	→	138,300円	138,700円	140,000円	143,900円

災害救助法【救助期間の変遷】

	昭和28 通知	昭和34 通知	昭和37 通知	昭和38 通知	昭和47 通知	昭和49 通知	昭和55 通知	平成4 通知	平成16 厚告示	平成23 厚告示	平成26 内告示	令和３年 内告示	令５年 内告示	令７年 内告示
避難所	１０日	→	→	→	7日	→	→	→	→	→	→	→	→	→
炊き出し	６日	→	→	→	7日	→	→	→	→	→	→	→	→	→
飲料水	６日	→	→	→	7日	→	→	→	→	→	→	→	→	→
仮設住宅※※	２０日	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
生活必需品	１０日	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
医　療	１４日	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
助　産	7日	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
福　祉	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	7日
救　出	３日	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
緊急修理	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	１０日	→
応急修理	１ヶ月	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	３ヵ月 国の災対本部が設置された場合：６ヵ月	→	→
学用品	１５日	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
教科書	１５日	１ヶ月	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
埋　葬	１０日	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
障害物の除去	－	－	－	－	１０日	→	→	→	→	→	→	→	→	→

※　通知から告示になったのは平成12年度である。

※※　仮設住宅は「災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならないこと。」とされている。

＜応急仮設住宅の供与期間＞

昭和28	応急仮設住宅が、その目的を達成したとき、その処分については、厚生大臣の承認を受けること
昭和34	応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から２年以内とすること
昭和42	「応急仮設住宅」を供与できる期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項による期限内（最高２年以内）とすること
平成16	応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201条）第85条第3項に規定する期限までとすること
平成23	応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201条）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとすること

1 避難所の設置

1　避難所の設置（内閣府告示　第２条第１項１号）

	一　般　基　準
対象者	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者
対象経費 （詳細は次ページ参照）	○自宅での一般的な日常生活と同等の生活を送るための通常の経費が対象。ただし、近隣での購入等が可能なものについては対象外。 ○避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費 例）やむを得ず避難所運営主体を雇う際の雇上費、警備費用　等 ○消耗器材費、 例）パーティションテント、段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッドの購入費等 ○建物等の使用謝金 例）やむを得ず避難所として設置する民間施設・駐車場を借り上げる際の謝金　等 ○器物の使用謝金、借上費又は購入費 例）電子レンジ、給湯ポット、冷蔵庫、冷暖房機器、洗濯機、乾燥機、充電器等のレンタル代、毛布等のクリーニング料、ホワイトボード　等 ○光熱水費 例）避難所の設置に伴う光熱費増加分　等 ○仮設便所等の設置費 例）トイレカー等の移動車両や仮設トイレ、仮設風呂やシャワーの設置に伴う借上費、設置費　等 ○その他 例）入浴施設への送迎に係る費用・入浴料、衣服クリーニング費用 ※食事関係は「炊き出しその他による食品の給与」で対象となる。

※　実際の災害の状況に応じて柔軟に対応するため、特別協議という仕組みがあるので、内閣府に随時連絡下さい。

避難所でできること（災害救助法の対象となるもの）

避難所の運営等について、災害救助法に基づく国庫負担の対象となる一例を以下に紹介する。

なお、各市町村において、判断に困った時は、災害救助法に基づく救助の実施主体である都道府県または救助実施市に相談願いたい（内閣府でも対応可能）。

主に生活環境の整備に関すること

○　プライバシー保護のため等のテント・パーティション、環境整備のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド購入、毛布・シーツ等のクリーニング費用・リパック費用、緩衝材としての畳、カーペットのレンタル※、

○　避難所環境整備のための冷蔵庫、洗濯機、乾燥機、掃除機等のレンタル※

○　被災者のためのタオル、下着類、歯ブラシ、消毒液、石鹸、生理用品、市販薬、新聞紙等の購入、携帯電話の充電器等のレンタル※

主に食事に関すること（炊き出しその他による食品の給与」の項目）（温かく栄養バランスのとれた食事のために）

○　調理師等の炊き出しスタッフの雇い上げ（「賃金職員等雇上費」の項目）

○　炊き出しのための食材、調味料、調理器具等炊き出し用の資機材の購入、炊事場の確保やキッチンカーの派遣

○　被災者用の弁当等の購入（地元飲食業者等の活用を想定）

主に衛生及び暑さ対策に関すること

○　被災者用の仮設風呂、簡易シャワー室、仮設ランドリー（洗濯機、乾燥機）、ランドリーカー、仮設トイレやトイレカー等各種トイレ、授乳室の設置

○　入浴支援施設での入浴料と送迎に要する費用

○　暑さ・寒さ対策として、エアコン、扇風機、ジェットヒーター等のレンタル※

主に避難所の設置に関すること

○　障害者、高齢者等のためのスロープ仮設置

○　情報収集等のためのテレビ等のレンタル※

主に要配慮者に関すること

○　高齢者用おむつの購入、ストーマ用装具等の器材、補聴器、車いす、酸素ボンベ等の補装具のレンタル※

○　粉ミルク・液体ミルク、離乳食、乳幼児用おむつの購入

○　翻訳機器のレンタル※、通訳スタッフの雇い上げ

※　レンタルが困難な場合は購入しても差し支えない。なお、購入した器材（物）は、原則として残存資材等として換価処分すること。当該収入金額は避難所設置費用から控除すること。

災害救助法の対象となるもの（生活環境・衛生面の整備）

避難所の運営等について、とりわけ生活環境・衛生面の整備を行うにあたり、災害救助法に基づく国庫負担の対象となる一例を以下に紹介する。
なお、各市町村において、判断に困った時は、災害救助法に基づく救助の実施主体である都道府県または救助実施市に相談願いたい。

○ 被災者用の仮設風呂、簡易シャワー室、仮設ランドリー（洗濯機、乾燥機）の設置
○ 避難所環境整備のための仮設風呂、簡易シャワー、洗濯機、乾燥機等の資機（器）材のレンタル、シャワーカーやランドリーカー等のレンタル
○ 被災者用の洗濯用洗剤、物干し竿、ハンガー、タオル、シャンプー・リンス・ボディソープ、洗顔等の消耗品の購入・レンタル
○ 仮設風呂等が避難所や支援拠点に設置されるまでの間に利用する、入浴施設への送迎と、入浴料の支払い

※レンタルが困難な場合は購入しても差し支えない。
なお、購入した器材（物）は、原則として残存資材等として換価処分することとし、当該収入金額は避難所設置費用から控除すること。

（参考）避難所における生活環境の整備について

避難所の開設等は市町村等が行うことになるが、その際、避難生活における良好な生活環境の確保が重要であり、内閣府としても「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を作成しており、それに沿って対応いただきたい。また、災害救助法が適用された際は、内閣府より、適用自治体に対して、「避難所の確保及び生活環境の整備等について」（別紙参考）の通知を発出しており、避難所の状況把握に努め、報告いただきたい。

①避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和6年12月改定）

避難生活における良好な生活環境の確保等に努めることを求めており、留意事項をまとめたもの。

②避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）（令和6年12月改定）

①で記載されている事項を、自治体業務に落とし込みやすい形として、具体的に説明したもの。

③福祉避難所の確保・運営ガイドライン（令和3年5月改定）

福祉避難所の確保・設置が推進され、災害時に配慮を要する被　災者へのよりよい対応が実現できるよう作成したもの。

④避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（令和6年12月改定）

避難生活を支援する行政が取り組むべき事項のうち、トイレの確保と管理に関して指針を示しており、トイレの環境改善に資するよう作成したもの。

⑤在宅・車中泊避難者等の支援の手引き（令和6年6月作成）

在宅避難者や車中泊避難者に対する適切な支援に取り組んでいただくため、留意事項をまとめたもの。

1　避難所の設置

主　な　留　意　事　項

○　避難所が設置された場合、自治体等の避難所運営主体は、避難者の情報把握に努めるとともに、避難者が尊厳ある生活を行うことができるよう、避難生活における良好な生活環境の確保に努めること。

　具体的には、トイレ、テント・パーティション、食事、ベッド等を避難所開設時から速やかに設置・提供すること。また、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、暑さ寒さ対策、避難スペースの確保等に配慮すること。また、プライバシーの確保、入浴および洗濯の機会の確保等に努めること。なお、スフィア基準に沿って、トイレについては、50人に1基（発災初期）、20人に1基（発災中長期）、女性用と男性用の割合が3:1、一人当たりの生活スペースは最低3.5㎡など、適切に対応すること。避難所等の運営に当たっては、（1ページ前の参考）で紹介している指針等を参考にすること。

○　自治体は、避難者による自主的な運営が行われるよう、その支援方法について配慮すること。

○　災害の状況に応じて、国から都道府県・救助実施市に対して、避難所の設置に要した費用の一部を国庫から支弁できる。（一般基準は金額360円/人・日、期間7日となっているが、延長・増額協議可能）

○　指定避難所に加え、協定・届出避難所等、被災者が避難して実質的に避難所としての機能を果たした場合は対象。また、車中泊により避難生活を送る者に対し、車中泊を行うためのスペースの設置により避難所を提供して差し支えない。

○　自治体は、避難所における個別的な需要の把握や防犯対策を進めるため、警察等と連携し各避難所への巡回パトロール等について配慮すること。

1　避難所の設置

主　な　留　意　事　項

○　自治体は、高齢者、障害者だけでなく、妊産婦、乳幼児等の要配慮者の特性に配慮し、必要な支援を実施すること。

○　要配慮者の状態に応じて適切に対応することができるよう、一般の避難所内にも要配慮者のスペースを設置するよう努めること。
※要配慮者スペースは、一般の避難所では避難生活に困難が生じる要配慮者のためのスペースで、広いパーティションテントを設置している、室内用簡易トイレを設置している、生活支援のためのスタッフのスペースがある等、要配慮者のために何らかの配慮がなされているスペースをいう。

○　避難所が不足する場合等については、ホテル・旅館等を借り上げて、避難所とすることも可能。（一般基準は10,000円／泊・人（税込み）となっているが、増額協議可能）そのため、平時から二次避難先との協定締結を行うなど、確保に努めること。

○　在宅・車中泊等、避難所外で避難生活を送っている被災者に対しても、避難所又は避難所の地域の支援拠点としての機能を有する支援の拠点等において、物資・情報・食料等については、避難所の避難者同様、支援すること。避難所運営主体は、避難所外で避難生活を送っている被災者の情報把握にも努めること。

○　応急仮設住宅等、被災者の住まいの確保の進捗状況に応じ、避難所の計画的な解消について検討すること。

1　避難所の設置（内閣府告示　第２条第１項１号）

（参考）被災地に自治体がトイレカー・トイレトレーラーを派遣した場合の災害救助法の取扱いについて

●　避難所等（※）におけるトイレカー・トイレトレーラーの派遣費用は、災害救助法（避難所の供与）の対象。

※　災害救助法の定める「避難所」とは、実質的に避難所としての機能を果たしたものであれば、「避難所」となる。
（在宅避難者のための物資拠点など）
※　「避難所」であるかどうかは、救助実施主体（被災県または被災市区町村）が判断する。

＜想定される経費＞　※　いずれも通常使用の範囲内に限る。

- 消耗品の購入費（トイレットペーパー、洗剤、掃除用品、トイレ周辺用品など）
- 車両の移動や現地での維持管理のための自治体職員の旅費（交通費・宿泊費）・時間外勤務手当・管理職手当、燃料費
- 点検・修繕費（くみ取り費用は環境省事業により支弁されており、基本対象外）
- その他、トイレカーの派遣に要する費用

○　被災地で、災害救助法（飲料水の供給）が適用されている場合は、給水を行う自治体職員の旅費・時間外勤務手当などや、被災自治体が支出する給水のための、業者の人件費、燃料費、機材借り上げ費も対象となりうる。

➡　一般的な費用請求の流れ

・応援自治体が支出　→　応援県に請求　→　被災県に請求　→　国に請求（※逆順で救助費を支弁）
※　点検・修繕費を被災自治体が支出するケースもある。

救助の項目	事務取扱要領　抜粋（P.43～）
1 避難所の設置	（３）基準額 （ア）法による避難所の設置、維持及び管理のために支出できる費用 ① 大規模な災害で避難所が足りない場合に急遽避難所として使用せざるを得ない既存建物の応急補修工事等、避難所の施設等のみでは対応できない場合の応急仮設建築物建設工事及び閉鎖時の既存建物等の現状復旧工事並びにテント設営に必要な費用、その他、機器の借料及び消耗器材の購入に必要な費用等である。 ② ①に定める経費の外、避難所の維持・管理等のソフト面から必要な各種の費用も考えられるが、これらについても、基準告示に定める避難所設置のため支出できる費用の額以内で支出することは差し支えない。 ③ 避難所の設置、維持及び管理のために必要な費用であって、基準告示に定める避難所設置のため支出できる費用の額を超えることが予想される場合は、内閣府と連絡調整を図ること。 （イ）法による避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費 ① 避難所の管理等は、通常は地方自治体職員等が被災者自身を含む地域住民等の協力を得て行うことから、避難所の設置、維持及び管理のために必要な経費として支出しないことが一般的である。 この場合の地方自治体職員等の超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当等（以下、「時間外勤務手当」という。）は、救助の事務を行うのに必要な費用（以下、「救助事務費」という。）とする。 ② 被災者の整理及び受付並びに避難所の警備等は、その様態により判断されるべきものであるが、原則として、①の「避難所の管理等」と同様に取り扱うものとする。 特別な事情にあり、被災者の整理及び受付並びに避難所の警備等のために賃金職員等を雇い上げたときには、一般的には、避難所の警備等については避難所設置のため支出できる費用で、被災者の整理及び受付等は、その時期や様態等により、いずれになじむかによって判断して差し支えない。 ③ 避難所の管理及び警備に当たる者等を地方自治体職員等で対応できないため、施設管理者を管理責任者とする場合を含め、最小限必要な賃金職員等を雇い、基準告示に定める避難所設置のため支出できる費用の額以内で支出することは差し支えない。 ただし、基準告示に定める避難所設置のため支出できる費用の額を超えると予想される場合は、内閣府と連絡調整を図ること。 ④ その他、基準告示に定める避難所設置のため支出できる費用の額以内で最小限の賃金職員等を雇い上げることは差し支えないが、これを越えると予想される場合は内閣府と連絡調整を図ること。 （ウ）法による避難所の設置、維持及び管理のための消耗器材費 ① 避難所の設置、維持及び管理のための消耗器材費は、避難所として利用する建物の設置、維持及び管理に必要なものの外、避難者が避難所において共同で利用する性格のものを購入する経費等である。 ② 避難者が避難所において共同で利用する消耗器材としては、具体的には、乾電池、ポリ袋、掃除用具（掃除機を除く。）、石鹸、マスク、消毒液、段ボールベッド等が考えられる。 ③ 避難者へ配付する毛布等、避難所において個人の用に供する物品等は、原則として被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与によることとし、避難所設置のため支出できる費用には含まれない。 ただし、大規模災害等により、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を早急にできないため、不特定多数の利用を想定した毛布等、被災者が共同で利用する物品を準備する場合は、この限りではない。 ④ 避難所の管理事務に必要な帳簿、用紙、その他の文房具類等の費用は、原則として救助事務費によることとし、避難所設置のため支出できる費用には含まれない。 ただし、例えば、公衆電話等に備え付けるメモ紙、筆記用具等、避難者の便宜のため、避難所に備え付ける文房具類は、避難所の設置、維持及び管理のために必要な消耗器材費として支出できる。 ⑤ 避難所の建物の設置、維持及び管理のために必要な消耗器材は、既存建物の応急補修、改造及び閉鎖時の原状復旧工事並びに応急仮設建築物及びテント設営等に必要な消耗器材である。 ⑥ 一般の避難所内に要配慮者スペースを設置して要配慮者を避難させた場合、対象者の特性に配慮して必要となる消耗品等は、避難所の設置、維持及び管理のために必要な消耗器材費として支出できる。 ⑦ その他、基準告示に定める避難所設置のため支出できる費用の額以内で避難所の設置、維持及び管理のために最小限必要な消耗器材を購入することは差し支えないが、これを越えると予想される場合は内閣府と連絡調整を図ること。

62

救助の項目	事務取扱要領　抜粋（P.43～）
1 避難所の設置	（エ）法による避難所の設置、維持及び管理のための建物の使用謝金等 ① 避難所として利用する既存建物は、通常は、公の施設等を無償で借り上げることを原則とする。 ② 避難所の設置、維持及び管理のための建物の使用謝金等は、謝金を支払わなければ借り上げることができない私人又は民間企業等の所有する建物を利用せざるを得ない場合などに支出することを原則とする。ホテル又は旅館等を借り上げて避難所を設置する場合の借り上げ料等は、緊急やむを得ない切迫した事情にある場合を除き、内閣府と連絡調整を図り実施すること。 ③ 他の地方公共団体等の所有する建物を利用する場合で、当該建物を所有する団体の条例等の定めにより、使用謝金を支払わざるを得ないときには、定められた額以内の支出は差し支えない。 ④ 被災都道府県又は市町村が所有する公の施設等を利用する場合は、通常、建物の使用謝金を支出することは考えられないこと。なお、当該施設等の管理等について、当該都道府県又は市町村が指定する者（以下「指定管理者」という。）が行う場合についても同様であること。 ⑤ 基準告示に定める避難所設置のため支出できる費用の額以内で、②、③、④により建物の使用謝金を支払うことは差し支えないが、これを越えると予想される場合は内閣府と連絡調整を図ること。 ⑥ 災害が発生するおそれ段階における建物の使用謝金等についても①～⑤によるものとする。なお、避難所での生活期間は短期間であり、このことに留意して対応すること。 ⑦ 避難所閉鎖時の既存建物の原状復旧工事費は、直接工事を実施し、それに必要な経費の支出を想定しているが、建物の使用謝金に適正な額を加えて支出し、所有者に工事させることも差し支えない。 この場合については、地方公共団体等の所有する建物へ謝金として支出することも差し支えない。 （オ）法による避難所の設置、維持及び管理のための器物の使用謝金、借上費又は購入費 ① 器物の使用謝金、借上費又は購入費 ａ 避難所の設置、維持及び管理のための器物の使用謝金、借上費又は購入費は、避難所に整備する機械・器具・備品類の使用謝金、借上料又は購入費（運搬のための労務費等を含む）である。 ｂ 機械・器具・備品類等を具体的に例示すると、畳、カーペット、冷暖房機器、掃除機、テレビ、ラジオ、懐中電灯、ブルーシート、体温計等が考えられる。なお、カーペット、毛布等のクリーニング料、リパック料は救助費として認められる。 ｃ 避難所として利用する施設等に既に設置されている電話を利用する場合に設備の使用料として使用謝金を支出して差し支えない。この場合、基本利用料等は（カ）によることとし、通話料は、個人の利用については利用者負担とし、救助事務に必要な通話費用は、救助事務費で整理するが、安否確認等、避難所運営に必要と認められる通話料は、使用謝金に含めて支出して差し支えない。 新たに電話を増設する場合の設置費用は、ここでいう借上費又は購入費による ことも考えられるが、一般的には仮設電話の設置が考えられ、「仮設便所等」の「等」で読み、仮設設備の設置費で対応することとなるので、（キ）を参照すること。 ｄ 冷暖房機器、掃除機、テレビ、ラジオ等は、災害発生直後は既存のもの（使用謝金等）で対応し、設置期間の長期化等により必要が生じたときには増設していくことが現実的な対応であろう。 ｅ 建物の備品等の破損弁償費については、地方公共団体等の所有するものも含めて、避難所の設置、維持及び管理のための器物の使用謝金又は借上費として支出して差し支えない。 ｆ 災害が発生するおそれ段階については、夏期のエアコンや冬期のストーブの設置など、やむを得ずその他の救助が必要となる場合は、内閣府と協議すること。なお、避難所での生活期間は短期間であり、このことに留意して対応すること。 なお、使用謝金等の積算内訳に備品等の破損弁償費等が含まれている場合であっても、通常の使用謝金等に含む範囲を超えている破損弁償費等については別に支出して差し支えない。 ② 器物の借上費又は購入費の取扱いの考え方 ａ 器物等については、避難所という一時的な性格を勘案し、借り上げを原則とする。 ただし、救助の万全を期するため、緊急に借り上げることが困難な場合、あるいは借上費より購入費が安価な場合等に購入を認めることとしたので留意すること。

救助の項目	事務取扱要領　抜粋（P.43～）
１避難所の設置	ｂ 購入した器物は、避難所閉鎖時には、原則として残存資材等として換価処分できるもの（社会通念上換価が困難なものを除く。）は換価処分し、当該収入金額は避難所設置費用から控除すること。 ｃ 長期間の使用等により、事実上換価が困難となったものは、社会通念上換価処分が困難なものとして差し支えない。 （カ）法による避難所の設置、維持及び管理のための光熱水費等 ① 避難所の運営に必要な光熱水費については、原則として避難所として利用することにより必要となった費用のみが対象となる。 ② 公の施設等を利用したときの光熱水費は、原則として、基本利用料は対象としないこととし、使用量に見合う使用料のみ対象とすること。施設等の管理等について、指定管理者が行う場合についても同様であること。 ③ 私人又は民間企業等の所有する施設の建物全体を避難所として利用し、他の目的に利用していない場合は、基本利用料を含め、その全部を支出しても差し支えない。 ④ 私人又は民間企業等の所有する施設の建物の一部を利用して設置した場合は、基本利用料を含め、合理的な一定の比率（建物面積の割合等）を乗じて得た額について支出して差し支えない。 ⑤ 災害が発生するおそれ段階における光熱水費等についても、①～④によるものとする。なお、避難所での生活期間は短期間であり、このことに留意して対応すること。 ⑥ 特別の事情により、以上により難い場合は内閣府と連絡調整を図ること。 （キ）法による避難所の設置、維持及び管理のための仮設便所等の設置費 ① 仮設便所等の設置費は、必要に応じて整備されるその他の仮設設備の借上料並びに設置及び撤去のための工事費（工事事務費を含む。以下同じ。）等である。 ② その他の仮設設備を具体的に例示すると、臨時外灯設備、仮設電話、ファクシミリ、簡易調理室、仮設風呂、仮設洗濯場（洗濯機・乾燥機等の借上料等を含む。）、仮設スロープ、プライバシー確保用簡易間仕切り設備等が考えられる。 （注１）災害発生直後は既存建物の整備等を利用することで対応し、設置期間の長期化等により必要が生じた場合に新・増設していくことが現実的な対応であろう。 （注２）災害の際に避難所に設置する仮設電話の通話料等は、通常はＮＴＴによる無料サービスの活用が考えられ、その他についても救助事務費や利用者から徴収するなどの方法も考えられるが、これらにより難いときには、内閣府と連絡調整を図ること。 ③ 災害が発生するおそれ段階については、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置など、やむを得ずその他の救助が必要となる場合は、内閣府と協議すること。なお、避難所での生活期間は短期間であり、このことに留意して対応すること。 ④ その他、必要な設備を設置するための既存建物の応急補修・改造工事及びこれに伴う閉鎖時の原状復旧等の工事費（当該既存建物に隣接するグランドなど建物と直接関係がない部分の原状復旧等の工事費は含めない。）も含まれる。 ⑤ 基準告示に定める避難所設置のため支出できる費用の額以内で、必要に応じて各種の仮設設備を整備することは差し支えないが、これを越えると予想される場合は、内閣府と連絡調整を図ること。 （ク）その他の経費については、その他の救助又は救助事務費で対応すべきものを除き、法による避難所設置のための費用に含まれると解されるものは、基準告示に定める費用の額以内で支出して差し支えない。 （ケ）法による避難所の設置、維持及び管理のために必要な経費と救助事務費として整理すべき費用が分かちがたい場合は、その総額を通常各々の経費として利用されると考えられる割合で整理して差し支えない。 （コ）その他、基準告示に定める費用の範囲を超え、法による避難所の設置、維持及び管理のための費用が必要な場合は、内閣府と連絡調整を図ること。 （サ）内閣府と連絡調整の上、特別な事情により基準告示に定める避難所設置のため支出できる費用の範囲を超える支出が必要な場合には、次により特別基準を設定すること。 ① 特別基準の設定は事前に内閣総理大臣との協議が必要であるが、避難所に係る経費については、緊急を要する場合が多いことから、内閣府への電話等による連絡を、そのまま内閣総理大臣への協議と解し、電話等で回答し、その後に文書等による処理を行うこともある。 ② 突発的な緊急事態が生じ、内閣府と事前に協議する暇がないなど、真にやむを得ない事情があるものは、事後報告により認められることもあるので、関係書類の収集、整理、保存を図り、速やかに報告すること。 ウ 避難者の整理、受付、管理等に当たる地方自治体職員等の時間外手当は原則的には、救助事務費として整理すること。 （注）その他、賃金職員等雇上費として支出するものを除き、避難所の管理等を行うために直接必要な経費（精算事務等に係るものを除く）は、原則として法による避難所設置のために必要な経費に含めて差し支えない。

1　福祉避難所の設置（内閣府告示　第２条第１項１号）

	一　般　基　準	備　考
対象者	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者のうち、 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等 避難所での避難生活において特別な配慮を必要とする者	
費用の限度額	下記対象経費の通常の実費を加算	
救助期間	災害発生の日から７日以内	
対象経費	一般の避難所の対象経費に加えて、 ①　おおむね１０人の対象者に１人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費 ②　高齢者、障害者等に配慮した簡易洋式トイレ等の器物の費用 ③　日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費などを加算できる。	

※　下線部は特別基準の設定が可能なもの。

1　福祉避難所の設置

主　な　留　意　事　項

○　災害時に開設した福祉避難所等については対象。

○　避難所が不足する場合等については、ホテル・旅館等を借り上げて、避難所とすることも可能。（一般基準は10,000円／泊・人（税込み）となっているが、増額協議可能）
　そのため、平時から二次避難先との協定締結を行うなど、確保に努めること。

○　特養、老健等の入所対象者は、緊急入所等介護保険の枠組みで対応し、法の対象ではないこと。

○　福祉避難所を指定したときは公示し、その施設の情報について、要配慮者を含む関係者等に周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得ておくこと。

○　在宅・車中泊等、避難所外で避難生活を送っている被災者に対しても、避難所又は避難所の地域の支援拠点としての機能を有する支援の拠点等において、物資・情報・食料等については、避難所の避難者同様、支援すること。避難所運営主体は、避難所外で避難生活を送っ ている被災者の情報把握にも努めること。

Q&A（よくある質問①）

	Question	Answer
避難所の設置	一般基準の金額・期間を上回ってしまいそうだが、どのように対応したらよいか。	内閣府に協議いただければ柔軟に対応するため、ためらわずにまず相談すること。
避難所の設置	指定避難所以外の避難所が開所された場合、災害救助法の支弁対象となるか。	被災者が避難して実質的に避難所としての機能を果たした場合は対象となる。
避難所の設置	段ボールベッド等の購入費用は災害救助法の支弁対象になるか。	適用災害の被災者向けに使用する前提で、適用期間中に購入手続きを開始したものは対象となる。
避難所の設置	トイレカー等の設置費は災害救助法の支弁対象になるか。	消耗品の購入費、点検・修繕費（避難所等での通常の使用に起因するもの）は対象となる。
避難所の設置	トイレカー等のし尿処理のくみ取り費用は災害救助法の支弁対象になるか。	環境省における災害等廃棄物処理事業費補助金で対象としており、災害救助法の対象には想定していない。
避難所の設置	ホテル・旅館等への二次避難は、どのくらいの時期から検討すればいいのか。	開所避難所の生活環境に課題がある場合は、発災日から速やかに検討されたい。なお、検討に当たっては、内閣府にも相談されたい。
避難所の設置	ホテル・旅館等への二次避難の費用が、基準額を超える場合は、どうしたらよいか。	内閣府に協議いただければ柔軟に対応するため、ためらわずにまず相談すること。
避難所の設置	在宅避難者に物資等を提供した場合も、災害救助法の支弁対象となるか。	物資等の提供に当たっては、避難所避難者だけを対象にしているわけではなく、在宅避難者や車中泊避難者等、避難所外避難者も対象となる。
避難所の設置	平時は指定管理している施設を避難所として開所した際、避難所開所期間中の指定管理費用は対象となるか。	避難所の設置に伴って発生した費用ではないため対象外。
避難所の設置	光熱費の算出に当たっては、どうしたらよいか。	避難所としての使用に起因して増加した光熱費を想定しているので、避難所の開所期間で、平時から増加した部分を計算する等により算出されたい。
避難所の設置	避難者の情報把握のために開発したシステムにかかる費用は対象になるか。	開発費は対象外だが、運用経費は対象になる。
避難所の設置	発災前から備蓄していた食料やパーティションテント等を災害の時に使用した際は、災害救助法の支弁対象となるか。	災害救助法は、発災後に被災者に給与・供与した物資の購入費を対象にしているため、事前に購入している備蓄物資（災害救助基金で購入したものは除く）は対象外。パーティション等の購入に当たっては、令和６年度の補正予算で措置された新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）等でも対象としているほか、食料・水等の物資の購入にあたっては普通交付税の基準財政需要額の算定対象となっている。

※実際に救助法による国庫支弁の対象になるかは個別事例による側面があるため、あくまで参考としてご活用いただきたい。

２応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅の種類

災害救助法に基づく応急仮設住宅は、民間賃貸住宅を活用した「賃貸型応急住宅」、「建設型応急住宅」及び「その他適切な方法」によるものに分類され、応急救助の実施主体である都道府県が被災者に対して供与するものである。

応急仮設住宅については、迅速な供与が可能か、コストは適正か、仕様に問題がないか等を勘案し、地域の実情に応じて被災者に供与されることが望ましい。

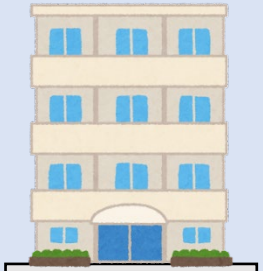
1．賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）

例：民間賃貸住宅（UR賃貸含む）の借上げ・提供



賃貸戸建


賃貸アパート


賃貸マンション

避難所で生活されている被災者が速やかに応急仮設住宅に移っていただく観点から、民間賃貸住宅を応急仮設住宅として供与。

2．建設型応急住宅

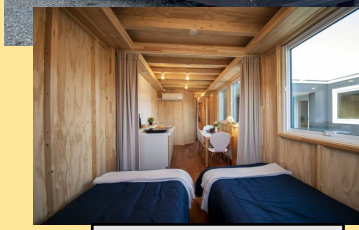
例：プレハブ住宅・木造住宅の建設
　　ムービングハウスの設置
など

※　給排水配管、電気等の接続が必要


プレハブ住宅


木造住宅




ムービングハウス

3．その他適切な方法

例：用途廃止した公営住宅の提供

【参考事例】
　令和２年７月豪雨災害において、熊本県人吉市では市営住宅の空室160戸を用途廃止の上、改修（浴室の耐水・耐熱塗装、エアコン、換気扇及び浴槽・給湯器の設置、壁紙の張替え）等を行い、応急仮設住宅として供与を行った。



２　応急仮設住宅の供与【建設型応急住宅】（内閣府告示第２条第１項２号イ）

	一　般　基　準	備　　考
対象者	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないもの	
費用の限度額	１戸当たり平均 7,089,000円以内	
住宅の規模	応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定	
集会施設	おおむね50戸に１施設設置可	50戸未満でも小規模な集会施設の設置可
着工時期	災害発生の日から20日以内	
救助期間	完成の日から最長２年 （建築基準法８５条）	

※　下線部は特別基準の設定が可能なもの。

２　応急仮設住宅の供与　【建設型応急住宅】

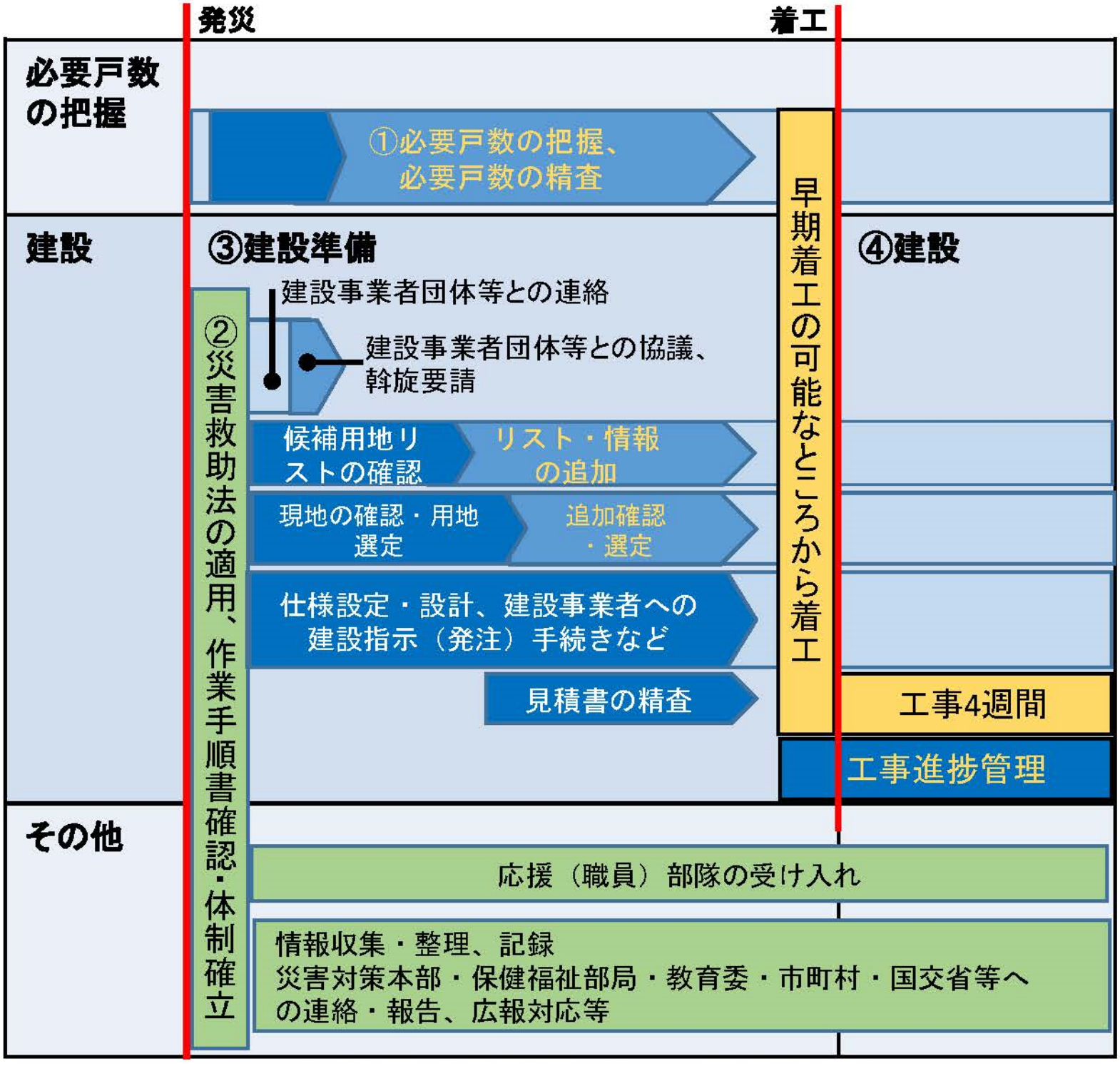
主　な　留　意　事　項

○　被災者の当面の住まいの確保のため、法の対象外ではあるが、都道府県及び市町村の行政財産である公営住宅の空き住戸の目的外使用による活用も積極的に図ること。

○　高齢者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合に、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができること。

○　「建設型仮設住宅」について、その呼称を「建設型応急住宅」に改める。（令和元年１０月公布）

建設型応急住宅の供与に係る初動段階の工程イメージ



① 災害が発生したときには、速やかに法による応急仮設住宅の必要数を把握し、建設事業者団体等の協力を得て、建設型応急住宅の建設を実施すること。

② 大規模災害時には、応急仮設住宅の早期設置のため、発災後当初は、一定の見込み戸数をもって一定戸数の早期発注・着工が重要となる。

その後、被災住民への意向調査等によりニーズ把握を行い、追加で発注・着工することになるので、迅速な対応を図られたいこと。

なお、ある程度の空きが生じることはやむを得ないが、過度な空きが生じないように留意することとし、空きが生じる場合は内閣府と協議を行うこと。

（不足が生じる場合は、追加で建設する等の工夫をすることとして、空きは全体の10～20％程度とするよう留意すること。）

ムービングハウス（移動式木造住宅）

令和７年６月改定

「ムービングハウス」は、積載車で移動可能な木造住宅をユニットで運搬し、目的地で各ユニットを連結する住宅であり、地面に設置して給排水配管、電気等の接続によりの居住可能としたものである。
※国際規格の海上輸送コンテナ（40フィート）と同サイズ（１コンテナ：幅2.4M×長12M×高2.89M、外面積28.80㎡、内面積27.1㎡）となっている。

供給実績・供給能力

（１）供給実績（日本ムービングハウス協会）
・平成３０年７月豪雨災害において岡山県倉敷市柳井原団地に４１戸を設置
・平成３０年北海道胆振東部地震において安平町９戸、むかわ町で１０戸＋共同住宅型３６人学生寮）を設置
・令和４年８月３日からの大雨において新潟県村上市において３７戸を設置
・令和６年能登半島地震において石川県（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、中能登町、能登町）において511戸を設置
（２）供給能力
・現在、販売・生産拠点が17ヵ所、受注後は既存ストックを中心に活用。不足分は直ちに生産が出来るようにしている。
・既存ストックは通常は展示モデルとしているため、被災地への迅速な提供が可能。

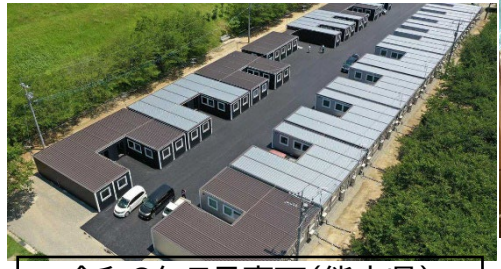
工期・コスト・耐用年数・課題等

≪工期・コスト・耐用年数≫
・新規製造の場合は注文から21日（3週間）程度
※外部工事（上下水道や電気設備など）が整備済みの場合
・購入戸当たり約2,541万円（2LDK28.8㎡の標準価格）
（2年レンタルの場合、約400万円）（※外構、輸送費は別途）
・耐用年数は7年間。連結するボルト・ナットの劣化、クレーンの吊上げや輸送時の風圧・振動等のストレスを考慮して。

≪建設上の利点・課題等≫
・内装・設備等は生産拠点工場で実装、現場では外構工事とインフラとの繋ぎ込みだけとなる。
・50トンのクレーンで据え付けるため、クレーン車の搬入と地耐力の確認が必要である。
・積層も可能であり、ユニットを積み上げるため、上階からの振動、物音はほとんどない。

協定の締結状況：２４都道府県


平成30年7月豪雨(岡山県)


令和2年7月豪雨(熊本県)


令和2年7月豪雨(熊本県)

木造応急仮設住宅

令和７年６月改定

地域で流通する木材（県産材等）を利用した木造軸組工法を中心として、通常の木工事の施工技術で建てられる住宅である。（地元の工務店が施行し、地域建材店等から資材を購入）
※２×４工法やパネル工法などもあるが、主として全木協が建築する木造軸組工法を中心に整理

供給実績・供給能力

（１）供給実績
・東日本大震災では15,618戸、熊本地震では683戸、平成30年7月豪雨災害では298戸を供給。
・令和２年７月豪雨では、熊本県において全木協が740戸を設置。
・令和６年能登半島地震及びその後の大雨では、1,865戸を提供（全木協、県木住協、ログハウス協会、建団連等）
（２）供給能力（全国木造建設事業協会からの聞き取りに基づく）
・条件が整っていれば、月５００戸程度の供給が可能である。
・全国組織であるため、施工工務店や技能労働者を広域的に支援することが可能。
・木造によるバリアフリーの仮設住宅の供給も可能である。

工期・コスト・耐用年数・課題等

≪工期・コスト・耐用年数≫
・工期：最短で40日（1.5月）程度
※外構工事（上下水道や電気設備など）等を含む
・戸当たり約1,000万円（2DKタイプの標準価格）（R6.4月時点）（賃貸借契約（2年））
・耐用年数は規定なし。

≪建設上の利点・課題等≫
・地元工務店が施工し、地域建材店から関連資材等を購入するため、被災地域の復興支援につながる。
・木造軸組であるため、クレーン等の作業の必要がなく、狭小地での施工も可能である。
・供与終了後、一定の改修を行い、公有住宅等として被災者の生活再建に寄与することが可能

全国木造建設事業協会（全木協）：４６都道府県と締結済
全国木造住宅産業協会（木住協）：２７都道府県と締結済



令和6年能登半島地震（石川県の木造仮設）
（左側：まちづくり型、右側：ふるさと回帰型）

プレハブ応急仮設住宅

令和７年６月改定

「プレハブ」は、主要構造部に工業生産による規格化された部材を用い、組立工法等簡易な施工方法で建設するものである。

供給実績・供給能力

（１）供給実績
・主な災害では、阪神・淡路大震災：49,681戸、東日本大震災：37,576戸、平成28年熊本地震：3,620戸などであり、平成30年７月豪雨災害では348戸、北海道胆振東部地震では352戸のプレハブ仮設住宅を建設し提供した。
・令和５年能登半島地震では16戸、令和6年能登半島地震では4,636戸が建設され提供されている。

（２）供給能力
・プレハブ仮設については、迅速かつ大量供給が可能となっており、本州、四国、九州では１カ月程度で概ね2,700～3,500戸の提供が可能。（ただし、北海道は1,600戸、沖縄県は800戸となる。）

工期・コスト・耐用年数・課題等

≪工期・コスト・耐用年数≫
・標準仕様であれば、３週間程度、特別仕様を取り付ける場合は、４週間程度となる。※外部工事（上下水道や電気設備など）が整備済みである場合
・戸当たり標準価格（H31.2月時点）（1LDK6坪タイプ：168万円、２LDK9坪タイプ：206万円、３K12坪タイプ：244万円）
※上記価格は、平成30年豪雨災害、北海道胆振東部地震における建設の実績額である。
また、特別仕様等に係る経費や外部工事、解体・復旧費用は含まれていない。
・耐用年数は簡易建築物のため7年間。

≪建設上の利点・課題等≫
・プレハブ応急仮設住宅は標準仕様及び平面図が示されており、全国一律どこで建設しても、同じ住宅の提供が可能。
・バリアフリーに対応した仮設整備も行っている。
※標準の３Kを１DKタイプのバリアフリー仮設として提供

協定の締結状況：47都道府県と締結済



建設型応急住宅の設置のために支出できる費用

a　地域における暑さ寒さ対策のため躯体に使用する断熱材等の費用
- 壁、天井、床下への断熱材等の補強
- すきま風防止用のシート等の補強
- 窓の二重サッシ化、複層ガラス化等（騒音・防寒対応）
- 居室への畳設置
- 玄関先への風除室の整備
- 窓の雪囲いの設置（十手金具及び雪除け板）
- 屋根の転落防止アングルの設置（雪降ろし時）

b　便所、風呂及び給湯器（風呂用、台所可もあり）等の整備費用
- トイレの温水洗浄機能付き暖房便座化
- 浴槽の追い炊き機能の設置

c　建設型応急住宅の周辺の屋外及び屋内の給排水等の衛生設備、電気設備及びガス設備（ガス台含む）等の整備費用
- エアコンの設置（居間に１台設置）
  ※極寒冷地ではＦＦ式石油ファンヒーターの設置（居間に１台設置）となる。
- 換気扇、換気口の整備（結露対策）
- 水道管等の凍結防止（水抜き（ドレン）、断熱材追加、凍結防止ヒーター）
- 合併処理浄化槽の設置及び凍結防止処理
- エアコン室外機の高所設置化（積雪地域対応）
- 灯油タンクの設置（防油提が不要となる範囲内）
- 電気設備（単相三線式１００Ｖ　３０Ａ）
- 通路、駐車場の舗装及び排水用側溝の整備（除雪対応）
- 堆雪場所の確保（積雪・寒冷地用）
- 屋外物置（幅120㎝×奥行75㎝×高さ1960㎝以内）又は屋根裏収納

d　段差解消を図るための手すり、スロープ等を一部に設置する費用
- 玄関までの手すり、スロープ等の設置
- 玄関入口や上がり框での手すり、スロープ等の設置
- 浴槽の半身浴ステップ（エコベンチ）や入浴時に捕まる手摺り

「建設型応急住宅の附帯設備」と「被服、寝具その他生活必需品」

○　建設型応急住宅の一部となる附帯設備は、原則として設置工事を伴い、躯体に固定された（持ち運びできない）設備をいう。

○　持ち運びできる器具等は原則として被服、寝具その他生活必需品の範囲に含まれると解される。（家電製品は生活必需品の範囲には含まれない。）

○　建設型応急住宅の引き渡し時に整備済みのエアコン（寒冷地の場合はエアコンの代わりにＦＦ式ファンストーブ）、電球、電灯の傘、ガス台、消火器等の類は、応急仮設住宅の費用として差し支えない。

※　建設型応急住宅は、通常の住宅と異なり、その性格から、何の準備もない者が、直ぐに入居して使用できるように、最低限の整備がなされていることが必要であると考えられるため。

建設型応急住宅の維持管理に係る国庫負担の取扱い

建設型応急住宅の維持管理経費に係る国庫負担の取扱いは、以下のとおりとする。

① 合併処理浄化槽の法定検査、保守点検、清掃等の法令に基づく点検・維持管理に必要な費用（法定費用）は、国庫負担の対象とする。

② 平年に比して積雪量が多く、建設型応急住宅の積雪耐荷重を超える場合の、屋根雪及び仮設団地敷地内の通路の除雪経費は、国庫負担の対象とする。

なお、駐車場スペースの除雪は国庫負担の対象外とする。

③ 自然災害等や経年劣化など原因者を特定できない損傷に係る修繕費は、国庫負担の対象とする。

なお、修繕を実施する際は、事前に修理箇所の写真、見積内訳書や修繕方法、工期等の必要な資料を添付のうえ、あらかじめ内閣府と協議されたい。

④ 共用部（集会施設を含む）の光熱水料（外灯、浄化槽ブロワー、排水用ポンプ、共同アンテナの電気料）は、国庫負担の対象外とする。

⑤ 退去後の住戸の清掃経費、空き住戸の入居前の清掃経費は、国庫負担の対象外とする。

⑥ 施設運営のため必要最低限の維持管理経費（除草、害虫駆除への対処など）は、国庫負担の対象外とする。

仮設住宅の恒久活用について

近年では、少子・高齢化の進展に伴い、被災者の高齢化も進み、仮設住宅を退去した後に、自力再建を進めることが困難な高齢被災者の恒久的な住まいをどのように確保していくかが大きな課題となっている。

従来、建設型応急住宅は、仮設住宅としての供与期間が終了した後は解体・撤去されることが一般的であったが、近時の災害においては、従来のプレハブ型ではなく、**木造型で仮設住宅を建設し、仮設住宅としての供与期間終了後は、解体・撤去することなく、一定の改修工事を実施した上で、都道府県から市町村へ譲渡し（市町村の所有住宅とする）、引き続き、被災者の恒久的な住まいとして利活用**される事例が増えている。

例えば、「令和２年７月豪雨」の際に建設された木造仮設住宅は、

ａ　住宅再建が困難な高齢被災者の住まい

ｂ　浸水リスクのある地域に自宅がある者や、自宅の修理に一定期間を要する者の一時的な住まい

ｃ　子育て世帯など、住宅再建に一定期間を要する者の一時的な住まい

として活用されるなど、被災者が安心して当面の生活を送るための環境整備として、極めて有効であった。今後発生する災害においても、特に高齢被災者の恒久的な住まいを円滑に確保していく観点から、木造仮設住宅の建設は大変有効な施策であると考えられることから、被災自治体においては、こうした手法による応急仮設住宅の供与について積極的に検討されたい。

なお、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の処分制限期間は２年であることから、上記の改築等は、処分制限期間の経過後に実施されたい（２年経過前に改修等を実施すると、いわゆる「目的外使用」となり、補助金等の国庫返納等が発生する可能性があることに留意されたい。）。

【参考】

■補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（抄）

（財産の処分の制限）

第二十二条　補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

■補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）（抄）

（財産の処分の制限を適用しない場合）

第十四条　法第二十二条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　補助事業者等が法第七条第二項の規定による条件に基き補助金等の全部に相当する金額を国又は補助実施法人に納付した場合

二　補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長又は補助実施法人の代表者が定める期間を経過した場合

２　（略）

２　応急仮設住宅の供与【賃貸型応急住宅】（内閣府告示第２条第１項２号ロ）

	一　般　基　準	備　　考
対象者	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないもの	
費用の限度額	地域の実情に応じた額（実費）	家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等、民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの
住宅の規模	世帯の人数に応じて建設型応急住宅で定める規模に準じる規模	
着工時期	災害発生の日から速やかに提供	
救助期間	最長２年 （建設型応急住宅と同様）	著しく異常かつ激甚な災害が発生した場合は、必要に応じて、１年を超えない期間ごとの延長が可能

※　下線部は特別基準の設定が可能なもの。

２　応急仮設住宅の供与　【賃貸型応急住宅】

主　な　留　意　事　項

○　あらかじめ、民間賃貸住宅の関係団体と協定を結ぶなど、発災後にはただちにそれらの関係団体と連携が取れる体制を構築しておくことが望ましい。
（関係団体と家賃上限の設定、提供戸数の把握など早急に把握）

○　被災者の孤立防止や日常生活の様々な相談対応等に利用できる地域コミュニティ等（集会施設）を設置できることから、施設を設置する場合の借り上げ経費については、事前に内閣総理大臣への協議を行うこと。

○　「借上型仮設住宅」について、その呼称を「賃貸型応急住宅」に改める。（令和元年１０月公布）

○　令和２年７月豪雨災害以降、応急修理をする被災者のうち、応急修理の期間が１か月を超えると見込まれる者であり、住宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については、応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することを可能としたので、事前に内閣府と協議の上、実施されたい。

【自治体向け】　被災者の仮住まい確保に向けた『賃貸型応急住宅』の手順

スタート

注）下記チェック・シート内の黒文字は、"□＝賃貸型応急住宅の関係業務、■＝国・自治体の業務"に分けております。
なお、赤字は POINT となります。

【すごろく式チェック・シート】

0 必要な事前準備

□ 救助実施市制度の活用、市区町村への事務委任の検討
・供与に係る役割分担等
□ 担当部署の決定、情報伝達訓練等の実施
□ 災害時連絡先リストの作成・更新
・関係団体等
□ 借上要件等の仮決定
・契約形態、フロー、世帯人数毎の上限家賃等
□ 借上関係書類の準備
・申込書類、契約書類等
□ 家賃等送金事務の準備
・事務処理の迅速化
□ 損害保険の確認
・後払や包括契約の可否を保険会社と関係団体へ確認
□ 要介護高齢者・障害者等の仮住まい確保
□ マニュアルの確認
・各自治体のマニュアル、国作成の手引き

POINT 全般的に、関係団体との連携が必要不可欠

罹災証明書交付の流れ

人命救助【72時間ルール】

災害発生

災害規模の推定

賃貸型応急住宅供与の流れ

1 被災状況の確認

■ 避難者数の確認
■ 避難所の開設■ 避難指示・区域等の指定

POINT 災害救助法等の適用、救助実施市制度の活用、事務委任の検討等関係団体との情報共有を要する

2 応急危険度判定の実施

■ 応急危険度判定士の確保
・他自治体や建築士協会等へ要請
■ 迅速な危険度判定の実施
・赤色：危険、黄色：要注意、緑色：調査済
■ 応急危険度判定と住家の被害認定との違い

POINT 応急危険度判定は所有者や近隣住民等に周知し、二次災害を防止するものであり、被害認定調査(罹災証明)とは異なる

3 罹災証明書の交付

■ 迅速な住家の被害認定調査
・調査計画の策定
・調査態勢の構築〔人員確保等〕
・2次調査、再調査への対応
■ 迅速な罹災証明書の交付
・被害状況を考慮した罹災証明書の運用
■ 被災者台帳作成

1 仮住まいの意向調査

■ 住家の被害認定の状況
□ 世帯構成や世帯の心身状況
■ 住宅の応急修理の申込状況
□ 仮住まいの種類の意向等

POINT 都道府県と市区町村との連携による迅速な情報整理を要する

2 仮住まいの種類と戸数の確認

□ 賃貸型応急住宅
・集合住宅型、戸建住宅型
■ 公営住宅等
・入居要件の確認
■ 建設型応急住宅
・プレハブ、木造、コンテナハウス、トレラーハウス
■ ホテル・旅館・民宿・民泊
■ 親戚・知人宅等

3 関係団体との確認

□ 借上対象住宅の戸数【概算値】
□ 借上対象住宅のリスト【小規模災害時】
□ 借上要件等の決定【家賃相場データ提供】
□ 借上関係書類の決定
□ 相談窓口等への対応

POINT 災害救助法による供与の場合、特に借上家賃の上限は内閣府(防災担当)との協議を要する

7 相談窓口・コールセンター等の設置

□ 相談窓口・コールセンターの設置場所、箇所数、時間帯、曜日等の検討
・対応可能な人員と被災地域の規模等で判断
□ 関連する相談内容への対応
・物件リストの要否〔災害規模に応じた判断が必要〕
・要配慮者の優先入居〔高齢者や障害者等、個々の世帯の必要度への対応〕
・支援内容を幅広く提供〔被災者生活再建支援金等〕
・ペット可物件の確保〔対象物件が圧倒的に不足するためペットホテル等を活用〕

POINT 災害規模によっては、相談窓口やコールセンターの設置と同時に、被災者自らが仲介店舗で物件を確保する方式も採用する

6 賃貸型応急住宅供与開始の周知

□ 都道府県から市区町村への周知
・説明会の開催等
□ 関係団体から所属会員への周知
・家主、管理会社、仲介業者
□ 自治体から被災者への周知
・HP掲載、庁舎内への貼り紙、説明会案内、避難所での説明チラシの配布等

5 他部署との連携

□ 高齢者や障害者等の要配慮者への対応
□ 避難所の状況確認【被災者の意向確認時】
□ 日用品や生活家電等の提供
□ 家賃等の支払い方法の検討
■ 建設型応急住宅の建設予定の確認

POINT 福祉・危機管理・会計・建築等の担当部署との連携

4 弾力的運用の検討

□ 旧耐震物件の活用
□ 世帯分離型の賃貸型応急住宅

POINT 被災状況や仮設住宅の必要戸数に応じた判断

8 申込受付・決定通知等の実施

□ 申込受付会場の設営
・庁舎1階等の広いスペースを使用
・他の申請窓口とのワンストップ化
□ 申込書類・契約書類等確認作業の簡略化
□ 対応人員の確保
・庁内及び他自治体への応援要請
□ 書類作成に係るよくある質問等の周知

POINT 契約にあたっては、被災者に対し、宅建業法に基づく重要事項説明は不要であるが、トラブル回避のためには、「禁止行為」、「善管注意義務違反」、「住宅所有者が定める細則」や「特約事項」等は、宅建士による説明が望ましい

9 家賃等の送金対応等

□ 会計担当課及び金融機関との調整
・対応人員の確保
・家賃等支払いデータ、送金明細の作成等
・損害保険の包括契約

10 入居前の被災者ケア

□ 賃貸住宅のルールの周知
□ 各種補助制度の周知
□ 生活用品の対応
□ 生活家電品の対応
□ その他の対応

POINT 全般的に、担当部署との連携

11 入居後の被災者ケア等

□ 被災者台帳の確認〔支援漏れ対策等〕
□ 居住実態の確認〔居住実態の確認方法、又貸しや不正使用の排除等〕
□ 見守りサービス等〔居住支援協議会、地域包括支援センター等との連携〕
□ 住まい再建への支援〔住まいの自力再建を目指す方への対応等〕
□ 契約満了時の対応〔連帯保証人のいない方、経済力の乏しい方への対応等〕

POINT 被災自治体によっては、「伴走型住まい確保支援事業」を実施している事例あり

ゴール

作成：公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会〔略称：ちんたい協会〕

監修：内閣府政策統括官(防災担当)　国土交通省　発行：2019年10月

資料提供：公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会
https://www.chintai.or.jp/contents/kyotei.html

① 災害が発生したときには、速やかに法による応急仮設住宅の必要数を把握し、民間賃貸住宅を借上げ（賃貸型応急住宅）て供与すること。
② なお、民間賃貸住宅の借上げについては、優先的に借り上げられるよう、あらかじめ民間賃貸住宅の空き住戸の把握や、関係団体等と協議・協定の締結等を行うことにより、円滑な実施を図ること。

	災害救助法負担	検討調整しておくべき内容
賃料（家賃）	○	限度額を超えた場合は災害救助法の対象とならない。
共益費（管理費）	○	
退去修繕負担金（敷金）（先払、精算無し）	○（賃料の2ケ月分） 原状回復に要する費用及びハウスクリーニング費用を対象する。	・退去修繕負担金は、限度額を定め、その範囲内であれば災害救助費の対象となる。 ・商慣習といえども、賃料と比較して著しく高額である場合など災害救助費の対象とならないことに留意すること。
礼金	○（賃料の1月分）	・礼金は、限度額を定め、その範囲内であれば災害救助費の対象となる。 ・商慣習といえども、賃料と比較して著しく高額である場合など災害救助費の対象とならないことに留意すること。
仲介手数料	○（月額賃料の半月分以内）	仲介手数料は、「宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額」（昭和45年10月23日建設省告示第1552号）により上限が設定されており、居住者の建物の場合、所有者と入居者の双方から月額賃料の半月分以内とされている。
損害（火災）保険	○被災者を被保険者とする入居時の火災保険については、家財等の私財に保険が適用されないように留意すること。	・損害保険料は、1年あたりの限度額を定め、その範囲内であれば災害救助法の対象となる。 ・損害保険料及び契約方法（包括契約）について、損害保険会社等より情報を収集し、発災後の損害保険会社等の選定方法を含め事前検討していくことが望ましい。
早期解約金	×	通常は、退去修繕負担金で賄われるものであり、これを超えて請求を受ける場合には被災者の負担となる。
ペット飼育追加料	×	ペットについては、賃料の範囲内で入居ができるが、これを理由に加算することはできない。
公共料金	×	
駐車場料金	×	
駐輪場料金	×	
鍵交換費（入居時負担金）	○	
自治会費	×	
更新料	○（月額賃料の半月分以内）	仲介手数料と同じ
入居者の故意又は過失による損壊に対する修繕費	×	

応急仮設住宅の入居要件（入居対象者）

○　応急仮設住宅は、住宅が全壊、全焼又は流出するなどにより、住家を失った者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者に対して提供することを原則とする。

一方で、次に掲げる被災者は、住家を失った者と同等に取り扱うことが適切な場合もある。こうした者を仮設住宅の入居資格者として整理する場合には、事前に、内閣総理大臣まで協議されたい。

○　発災時点では住家に直接の被害は生じていないが、二次災害等により住宅が被害を受けるおそれがあるなど、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者と同等とみなす必要があると考えられる者。
（注）例えば、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り又は火山噴火等により、市町村長の避難指示等を受け、長期にわたり自らの住居に居住できない者などが考えられる。

○　次に掲げる特別な事情がある被災者

（ア）住家に被害を受け、居住することが困難となり、現在、避難所にいる者はもとより、ホテル・旅館、公営住宅等を避難所として利用している者や、親族宅等に身を寄せている者

（イ）地震被害の場合に、住家が「半壊」（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。）であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う者

（ウ）風水害被害の場合に、住家が「半壊」（「大規模半壊」、「中規模半壊」を含む。）であっても、水害により流入した土砂や流木等（耐え難い悪臭等を含む。）により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方

応急仮設住宅の住替えについて

就学・就労等の個人的な生活環境の変化による仮設住宅の住み替えは、応急的な救助の範囲を超えることから、原則として認められないところであるが、次の場合には、応急的な救助の実施主体である被災自治体において、個別に対応して差し支えない。

（ア）賃貸型応急住宅に入居していた被災者が**家主の都合により賃貸契約の更新を拒否された**場合

（イ）建設型応急住宅への集約等、**行政側の都合による移転など被災者本人の責めによらない**場合

（ウ）配偶者から**ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）等を受け**ており、同居を続けることにより**生命・身体に危険が及ぶ場合など世帯分離が必要と判断される**場合

（エ）入居後の**健康悪化により階段での昇降が困難**となり、**低層階への転居が必要であると判断される**場合

（オ）入居後の**健康悪化（重篤な疾病に限る）**により、**医療機関近傍への転居が望ましいことが証される**場合

（カ）入居後の**出産による家族の増加**（**出生証明や保険証（マイナカード）などにより確認**できること。）

（キ）前各号に掲げるほか、緊急やむを得ない場合については、事前に内閣総理大臣に協議すること。

（ク）なお、上記（ア）～（キ）において、住み替えを実施する場合の**引越費用は災害救助費の対象経費とはならない**ことに留意すること。

賃貸型応急住宅の３者契約への切り替えに関して

災害発生の日以降に、被災者と所有者の２者間で先行的に賃貸借契約が締結された場合であっても、事後的に被災自治体が当該契約に加わり、３者間での契約に切替えた場合には、当初の２者間での契約時に遡って災害救助法の適用となり、国庫負担の対象となる。

※契約の切替え時には、退去修繕負担金などの費用が二重に支払われることがないよう留意されたい。

なお、２者間契約から３者間契約に切り替えるに際し、被災者へ返還できる経費は、退去修繕負担金（敷金）、礼金、家賃であり、**火災保険料、賃貸物件保証金及び仲介手数料は返還されない**ため、留意されたい。

（こうした観点からも、当初から３者間で契約を締結するよう留意されたい。）

人とペットの災害対策ガイドライン

大規模な災害時には、多くの被災者が長期にわたり避難生活を送ることになる。この中には、犬や猫などを連れている被災者もいれば、動物が苦手な人や、アレルギーを持っている人も共同生活を送るため、一緒に避難したペットの取扱いについては十分に配慮を行う必要がある。
災害時に行うペット対策は、飼い主自らの責任の下、ペットを適切に飼養することであり、自治体は、飼い主による災害時の適正飼養を支援することとなる。

近年、ペットは家族の一員であるという意識が一般的になりつつあることから、ペットと同行避難をすることは被災者の安全性の確保や心のケアの観点からも重要である。
このため、環境省においては、ペットとの同行避難の考え方を含め、自治体が平時や災害時の対応の際に参考となる「人とペットの災害対策ガイドライン」（平成30年３月発行）を策定し周知を行っている。

ガイドラインには応急仮設住宅でのペットの同居に関する取り決め検討や、ペットの飼養ルールに関する検討など、飼い主がペットと同行することを前提とし、避難所のみならず応急仮設住宅での適正な飼養管理ができるよう、避難の際の受入れ対策に関して定めている。



具体的には、平成23年に発生した東日本大震災や平成28年の熊本地震の際に行った事例等を参考として、
◎　現地動物救護本部設置の検討
◎　一時預かり体制の整備・対応
◎　避難所での対応（居住場所の区分、ルール・マナー作りなど）
◎　応急仮設住宅における飼い主支援（ペットとの同居、飼養者と非飼養者の空間的区分）
◎　資金の確保、義援金の募集・配布
など、平時の準備から、発災時の対応、ペットに関する災害対策活動の終息の考え方まで広く網羅した内容となっている。

URL:http://www.env.go.jp/guide/pamph_list/list_ja06.html#d03

賃貸型応急住宅の集会施設について

賃貸型応急住宅では、被災者以外の者も多く居住しているため、従来、被災者用のコミュニティ形成等に利用できる集会施設の設置経費等については、国庫負担の対象外としてきた。

一方で、賃貸型応急住宅に入居中の被災者の孤立化を防ぎ、また、日常生活における様々な相談等を受け付けるためには、集会施設を設置することが有効であることと考えられることから、次により取り扱うこととしている。

（ア）賃貸型応急住宅についても、集会施設を設置することを可能とすることとしたので、必要に応じて、地域の実情や高齢者・障害者等の利用にも配慮した、集会等に利用するための施設の設置を検討すること。

（イ）集会施設は、地域の公民館やコミュニティセンター、既存の物件（商店街の空き店舗や古民家等）や民間賃貸住宅の借り上げにより設置すること（集会施設の新規建設は国庫負担の対象外となる。）。

（ウ）集会施設には、地域のコミュニティとしての機能のみならず、被災者の支援のため、保健に係る指導・相談窓口、自治体・自治会からの連絡事項の掲出、住まいの再建その他各種相談窓口の設置などに活用することができること。

（エ）また、地域の実情に応じて、被災者を受け入れ易いよう駐車場が併設されている施設が望ましい。

（オ）集会施設の設置に係る経費（既存物件の借上経費）については、国庫負担の対象となるため、事前に内閣総理大臣へ協議されたい（集会施設における光熱水料等の維持管理費や管理運営費は、建設型応急住宅と同様、国庫負担の対象外とする。）

コンテナサイズハウス・トレーラーハウスなどを応急仮設住宅とする場合の留意点

○　土工事（基礎、上下水道・電気設備などのインフラ整備）、上屋建物などを含め原則、基準額の範囲内で施工が可能か。

○　建物の解体撤去、土地の原状回復に係る費用について、見積時に妥当な金額で提出されているか。

○　考慮すべき重要な点は、
- 着工後、迅速かつ円滑に施工がなされ被災者に供与が行えるか、
- コスト面（建設コスト全体）の見合いはどうか（発災時とはいえ、ある程度、コスト面を確認する必要がある。）、
- 仮設住宅の公平性を図るため、他の建設型応急住宅（プレハブや木造など）の標準仕様、平米数、設備等と比較して同等規模程度となっているか（付帯設備等に華美な設備が設置されていないか等）

などであり、地域の実情に応じた応急仮設住宅として供与されることが必要。

○　また、応急仮設住宅を建設する業者は、給排水設備、受水槽設備等の配管工事、電力やテレビ受像等の配線工事、設置する敷地の整地工事、基礎工事等の附帯工事、供与期間中の維持管理や軽微な補修等、解体・撤去後の原状復旧・回復工事を適切に施工できる資格を有する必要がある。

（重要１）被災住民に対する応急仮設住宅等住まいの確保に関する見通しの早期公表

令和２年７月豪雨災害が発生した熊本県では、被災市町村と連携し、罹災証明書の発行件数等から把握した住家の被害状況等を踏まえ、被災者の住まい確保の必要戸数を推計した上で、その確保に向けて賃貸型応急住宅、建設型応急住宅、公営住宅等の必要戸数を検討し、「住まいの確保が必要な想定戸数」を同県の災害対策本部会議で明らかにした。

発災後、避難所等で避難生活を送り、住まいに対し不安を抱える被災者にとって、自治体が早期に住まいの確保の見通しを示すことは、安心感を与えることにつながる。

このように、被災者に対する応急仮設住宅等の住まいの確保を図る上では、災害時には早期に必要戸数の見通しを立てて、その確保を図っていくことが重要であり、住まいの確保に関する見通しについて早期に公表する必要がある。

１０．応急仮設住宅等への対応

１　建設型応急住宅について

◆各被災市町村の仮設住宅等の確保状況及び今後の必要戸数について

被災市町村における現時点での仮設住宅の必要見込み数を下記のとおりご報告します。

なお、市町村においては意向調査中のところもあるため、今後の必要戸数に応じて、順次追加整備します。

※「住まいの確保が必要な想定戸数」:全壊、大規模半壊、長期避難等の罹災状況及び被災者の意向調査により推定数を算出したもの。

「公営住宅等の活用予定」：被災市町村営の公営住宅及び他市町村の公営住宅、県営住宅、国家公務員住宅等の活用を含む。

市町村名	住まいの確保が必要な想定戸数	応急的な住まいの確保					既に工事着手している仮設住宅の内容			
		賃貸型応急住宅利用の想定戸数	公営住宅等の活用（予定を含む）	建設型応急住宅必要戸数	着手済み戸数	今後必要戸数	仮設団地名	戸数	着手日	入居予定
球磨村	400戸＋α	60戸	7戸	300戸＋α	269戸	31戸＋α（50戸程度検討中）	多目的広場仮設団地	３３戸	7/16	8/2～
							球磨村グラウンド仮設団地	１１３戸	8/1	９月下旬
							さくらドーム仮設団地	３５戸	8/7	９月中旬
							大王原公園仮設団地（錦町）	８８戸	8/7	10月中旬
人吉市	600～800戸	150戸	186戸	290～490戸	265戸	25～225戸	人吉城跡仮設団地	１５戸	7/11	８月中旬
							梢山グラウンド仮設団地	３３戸	7/15	９月上旬
							村山あやめ広場仮設団地	１６戸	7/19	９月上旬
							下原田第一仮設団地	１８戸	7/30	９月中旬
							下原田第二仮設団地	１１戸	7/30	９月中旬
							西間上町仮設団地	５１戸	8/1	９月下旬
							石野公園仮設団地	３７戸	8/13	10月中旬
							村山公園仮設団地	８４戸	8/13	10月中旬
八代市	300～600戸	200～500戸	42戸	40戸＋α	40戸	＋α	市民球場仮設団地	２６戸	7/19	９月上旬
							古閑中町仮設団地	１４戸	8/9	10月上旬
芦北町	120戸	30戸	30戸	60戸	50戸	10戸	女島ゆめもやい緑地仮設団地	５０戸	7/15	９月上旬
津奈木町	10戸	－	－	10戸	10戸	－	津奈木町男島仮設団地	１０戸	7/28	９月下旬
相良村	25戸	－	1戸	24戸	24戸	－	わんぱく広場仮設団地	１６戸	7/13	８月中旬
							運動公園仮設団地	８戸	8/1	９月中旬
山江村	25戸	－	－	25戸	25戸	－	中央グラウンド仮設団地	２５戸	7/11	８月中旬
計	約1,500～2,000戸	440～740戸	266戸	約800～1,000戸	683戸	約100～300戸		６８３戸		

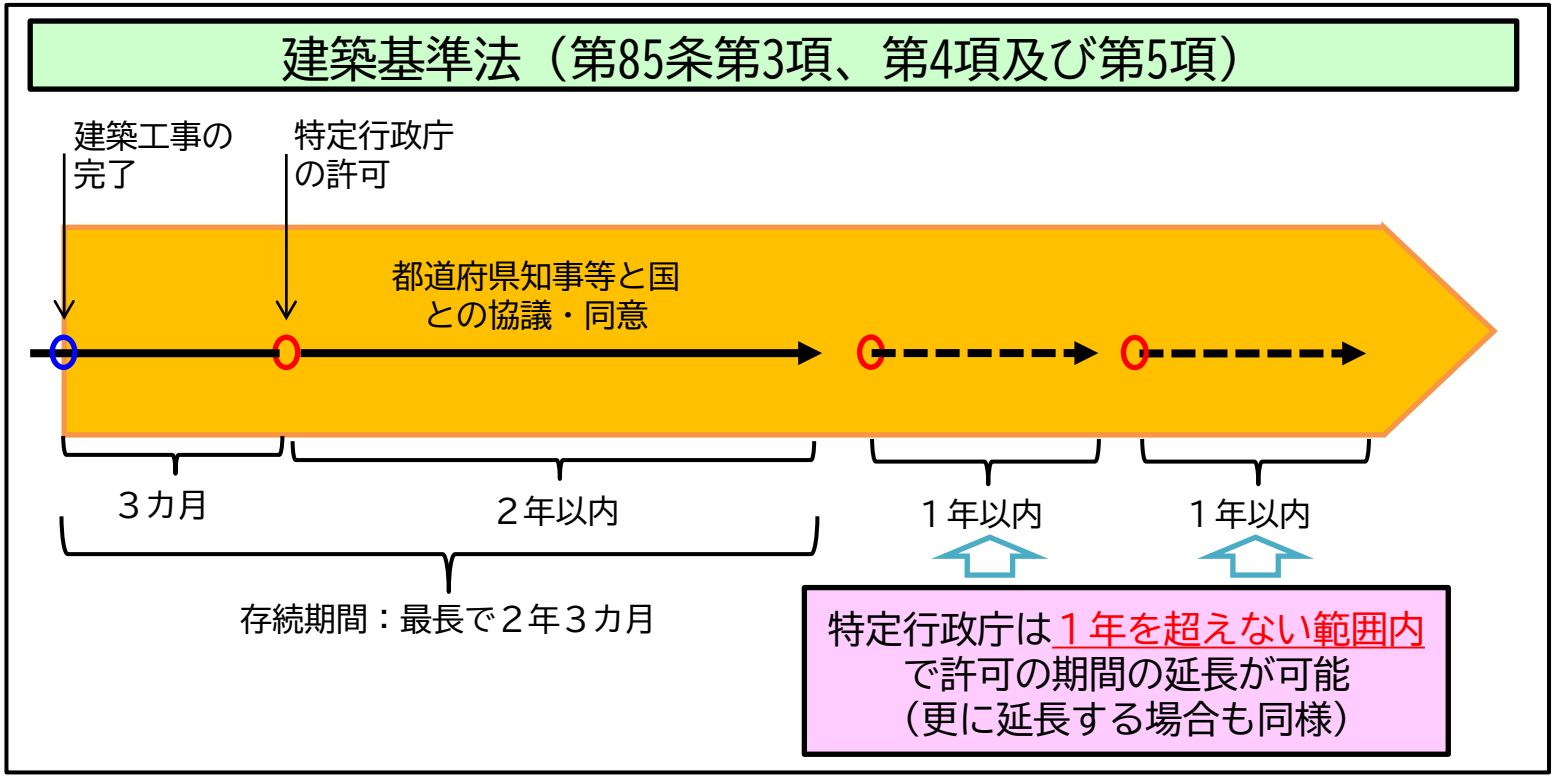
資料提供：熊本県（8月19日「令和2年7月豪雨に係る熊本県災害対策本部会議」資料より一部抜粋）

災害救助法による応急仮設住宅の供与期間の延長について

建設型応急住宅の供与期間の上限については、建築基準法上の応急仮設建築物に係る存続期間を踏まえ、原則２年としている（賃貸型応急住宅については建築基準法上の問題は生じないが、建設型応急住宅との均衡を図るため、供与期間の上限を同じく原則２年としている。）。

建築基準法では、被災者の需要に応ずるに足りる適当な建築物が不足することその他の理由により、応急仮設建築物の存続期間を超えて使用する特別の必要があり、特定行政庁が、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合には、更に１年を超えない範囲内で期間の延長が可能とされている（同法第８５条第５項）。

災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与期間の延長は、特定非常災害として指定された場合など大規模な災害の際にこれを行うことを想定しているが、その他の災害であっても、その後の大規模な災害により被災者の再建に影響を及ぼした場合など、被災者の生活再建等の状況に応じて、供与期間の延長が必要と判断される場合には、これを行うことも想定される。詳細は、適時・適切に内閣府までご相談いただきたい。



※　「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第12次地方分権一括法）（令和４年法律第44号）において建築基準法の一部が改正され、これまで、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」第８条において延長が可能であった応急仮設住宅については、建築基準法に基づき延長の許可が可能となった。（令和４年５月31日施行）

（参考）建設型応急住宅の活用実績（平成28年度～）

≪留意事項≫
1．本集計は、災害救助法に基づき建設した応急仮設住宅の設置戸数であり、入居戸数とはリンクしない。
2．本集計には、集会所や談話室等は含んでいない。

単位：戸

年度	災害名	県	市町村名	プレハブ	木造	トレーラー・ムービング	計
H28	平成２８年熊本地震	熊本県	熊本市	541			541
			宇土市	117	26		143
			宇城市		176		176
			阿蘇市		101		101
			美里市		41		41
			大津町	70			70
			菊陽町	20			20
			産山村		9		9
			南阿蘇村	354	68		422
			西原村	262	50		312
			嘉島町	208			208
			御船町	264	161		425
			益城町	1,556	6		1,562
			甲佐町	228			228
			山都町		6		6
			氷川町		39		39
		合計		3,620	683	0	4,303

年度	災害名	都道府県	市町村名	プレハブ	木造	トレーラー・ムービング	計
H29	平成29年７月九州北部豪雨	福岡県	東峰村		22		22
			朝倉市		85		85
		合計			107		107
H30	平成30年7月豪雨	岡山県	倉敷市	158	57	51	266
			総社市		46		46
			小計	158	103	51	312
		広島県	呉市	80			80
			三原市		31		31
			坂町	98			98
			小計	178	31		209
		愛媛県	西予市		104		104
			大洲市		60		60
			宇和島市	12			12
			小計	12	164		176
		３県合計		348	298	51	697
H30	北海道胆振東部地震	北海道	厚真町	261		8	269
			安平町	66		7	73
			むかわ町	25		46	71
		合計		352		61	413

年度	災害名	都道府県	市町村名	プレハブ	木造	トレーラー・ムービング等	計
R１	東日本台風（第19号）	宮城県	大郷町	45			45
			丸森町	208			208
			小計	253			253
		茨城県	常陸大宮市			9	9
			大子町	15			15
			小計	15		9	24
		長野県	長野市	45	55	15	115
			小計	45	55	15	115
		埼玉県	川越市	76			76
		４県合計		389	55	24	468
R２	令和2年7月豪雨	熊本県	球磨村		201	68	269
			人吉市		380		380
			八代市		40		40
			芦北町		60		60
			津奈木町		10		10
			相良村		24		24
			山江村		25		25
			小計		740	68	808
R４	令和４年８月３日からの大雨	新潟県	村上市			33	33
R５	石川県能登地方の地震（令和５年５月５日）	石川県	珠洲市	16			16

年度	災害名	都道府県	市町村名	プレハブ	木　造	トレーラー・ムービング等	計
Ｒ５ ～ Ｒ６	令和６年能登半島地震 （令和６年１月１日） 応急仮設住宅の建設期間 着工R6.1.12～ 完成R6.12.23	石川県	七尾市	428		147	575
			輪島市	1,705	1,078	114	2,897
			珠洲市	1,127	291	300	1,718
			羽咋市	67			67
			内灘町	65	20	10	95
			志賀町	174	158	61	393
			宝達志水町		4		4
			中能登町			30	30
			穴水町	504	28		532
			能登町	566		5	571
		合計		4,636	1,579	667	6,882
Ｒ６	令和６年７月25日からの大雨	山形県	鮭川村		8		8
			戸沢村		28		28
		合計			36		36
Ｒ６	低気圧と前線による大雨 （令和６年９月21日の大雨）	石川県	輪島市		264		264
			珠洲市		22		22
		合計		0	286	0	286
Ｒ７	令和７年岩手県大船渡市 における大規模火災	岩手県	大船渡市	0	33	0	33

３炊き出しその他による食品の給与
４飲料水の供給

内閣府

3　炊き出しその他による食品の給与（内閣府告示　第３条第１項第１号）

救助の程度・方法等

○　法による炊き出し等による食品の給与の対象者は、災害により避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者等、現に食物を得られないという状況が発生した者であること。

○　費用の限度額や救助期間について、一般基準での適切な救助の実施が困難な場合は、特別基準を設定するなど柔軟に対応すること。

（一般基準）１，３９０円（１人１日当たり）、期間７日間

※別途、賃金職員等雇上費として人件費も対象となる場合がある。

○　対象経費は、主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上費、消耗器材費及び雑費。

3　炊き出しその他による食品の給与

主　な　留　意　事　項

○　炊き出し等の給与については、避難所に避難しているからとか、炊事ができない状況にあるからというのみで単に機械的に提供するのではなく、近隣の流通状況等も勘案しながら実施すること。

○　握り飯、調理済み食品、パン、弁当等を購入して支給する場合の購入費は、炊き出しの費用として差し支えない。

○　メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスや質の確保について配慮するとともに、状況に応じて管理栄養士等の専門職の活用も検討すること。

○　適温食の確保のため、キッチンカーの活用、料理人等の専門職による食事提供、弁当等の配食サービス事業者等の食料提供業者による提供、ボランティア等による炊き出し、集団給食施設の利用による給・配食等、多様な供給方法の確保にも努めること。
（炊き出し設備のモデルパターン、飲食業協同組合との協定のモデル例等をガイドラインに掲載）

○　避難所ではなく、自宅において避難生活をしている方が避難所に炊き出し等の給与を受け取りに来た場合も対象となる。

4　飲料水の供給（内閣府告示　第３条第１項第２号）

一　般　基　準	
対象者	災害のために現に飲料水を得ることができない者
救助期間	災害発生の日から７日以内 ※期間が７日を超過する場合、内閣総理大臣と協議し、別途期間を設けることが可能。

主　な　留　意　事　項

○　飲料に適した水の供給全体（飲料用以外に利用された水も含む）が費用の対象となる。

○　災害により現に飲料水を得ることができるかどうかが救助の判断基準であるため、住家の被害の有無は問わない。

○　飲料水の供給は避難所等において行う。（給水車等により供給することが前提。）

○　多数の被災者が利用する避難所等に給水車等を派遣する場合の費用は災害救助法の対象となるが、特定の者だけが利用する施設の場合は、その管理者が負担すべきものであることから、災害救助法の対象とはならない。
（例：Ａ施設の利用者・職員のみ使用する貯水槽へ給水活動を行う費用は対象外。）

○　避難所等で炊き出しとともに提供するペットボトル等の飲料水は、「飲料水の供給」ではなく、「炊き出しその他による給与」に含める。

○　水道事業者が本来行うべき配水管の修理等や仮配管の設置費は認められない。同様に、新たな水源を開発するボーリング調査や井戸さらいなどに要する費用も対象外である。

○　「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき供給される生活用水や防疫目的で使用される資材、薬品等は対象とならない。

再掲

災害救助法の対象となるもの（生活環境・衛生面の整備）

避難所の運営等について、とりわけ生活環境・衛生面の整備を行うにあたり、災害救助法に基づく国庫負担の対象となる一例を以下に紹介する。
なお、各市町村において、判断に困った時は、災害救助法に基づく救助の実施主体である都道府県または救助実施市に相談願いたい。

○ 被災者用の仮設風呂、簡易シャワー室、仮設ランドリー（洗濯機、乾燥機）の設置

○ 避難所環境整備のための仮設風呂、簡易シャワー、洗濯機、乾燥機等の資機（器）材のレンタル、シャワーカーやランドリーカー等のレンタル

○ 被災者用の洗濯用洗剤、物干し竿、ハンガー、タオル、シャンプー・リンス・ボディソープ、洗顔等の消耗品の購入

○ 仮設風呂等が避難所や支援拠点に設置されるまでの間に利用する、入浴施設への送迎と、入浴料の支払い

※レンタルが困難な場合は購入しても差し支えない。
なお、購入した器材（物）は、原則として残存資材等として換価処分すること。
当該収入金額は避難所設置費用から控除すること。

Q&A（よくある質問②）

	Question	Answer
炊き出しその他による食品の給与	市や県が備蓄をしていた食料を避難者に提供した場合、その費用は災害救助法の支弁対象になるか。	災害救助基金で購入している場合は、対象となる。 ※他の国庫措置（交付金等）で購入しているものは対象外
炊き出しその他による食品の給与	一般基準の金額を上回ってしまいそうだが、どうしたらよいか。	内閣府に協議いただければ柔軟に対応するため、ためらわずにまず相談すること。 （ただし、華美な食事や種類は当然対象外）
飲料水の供給	ペットボトル水は災害救助法の支弁対象になるか。	対象となるが、ペットボトル水は炊き出しの項目で対象になるので、飲料水ではなく、炊き出しの項目で請求すること。
輸送費及び賃金職員等雇上費	自宅から避難所に避難するのに要した輸送の費用は災害救助法の支弁対象になるか。	原則対象外だが、高齢者、障害者等の要配慮者で自ら避難することが困難な状況にある者等を避難所へ輸送するための、バスの借上げ利用料等の費用であれば、対象となる。
輸送費及び賃金職員等雇上費	避難指示がない状態で輸送を行った場合、費用は災害救助法の支弁対象になるか。	緊急時のために都道府県知事、市町村長又は警察官等による避難勧告等が発令される暇がなかったが、客観的にみて当然避難を要する状況にある場合の避難であれば、対象となる。
輸送費及び賃金職員等雇上費	避難所の運営を自治体組織ではなく、他組織に委託をした時の、賃金職員等雇上げ費は災害救助法の支弁対象になるか。	委託費は、様々な費用で構成されているものであり、そのうち、人件費等であれば「賃金職員等雇上費」の対象となり、必要物資については、「避難所の設置」の対象となる。
救助事務費	職員の時間外勤務に関しては、避難所等ではなく、市役所等で事務を行っていた場合も災害救助法の支弁対象になるか。	応急救助に要した費用が対象であるので、本部機能を担った職員の時間外勤務は対象外。
救助事務費	職員等、支援者に提供した食費等は災害救助法の支弁対象になるか。	基本的には対象外。ただし、食料の確保が困難であり、不眠不休で業務に従事しているような場合であれば、炊き出し又は弁当等の支給・購入等をやむを得ない場合は対象となる。

※実際に救助法による国庫支弁の対象になるかは個別事例による側面があるため、あくまで参考としてご活用いただきたい。

５被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

５　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（内閣府告示　第４条）

	一　般　基　準	備　　考
対象者	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水※、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	※土砂の堆積により一時的に居住することができない状態となったものを含む。
費用の限度額	別記のとおり	住家の被害の程度、被災時期（夏・冬）、世帯人数によって基準額が異なる
救助期間	災害発生の日から１０日以内	
対象経費	①被服、寝具及び身の回り品 ②日用品 ③炊事用具及び食器 ④光熱材料	①洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル等 ②石けん、歯みがき、トイレットペーパー等 ③炊飯器、鍋、包丁、ガスコンロ、茶碗、皿等 ④マッチ等

※　下線部は特別基準の設定が可能なもの。

＜別記＞

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に係る救助費用の限度額

（１）住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別（※）	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人世帯以上１人増すごとに加算
夏季	２０，３００円	２６，１００円	３８，７００円	４６，２００円	５８，５００円	８，５００円
冬季	３３，７００円	４３，５００円	６０，６００円	７０，９００円	８９，３００円	１２，３００円

※　下線部は特別基準の設定が可能なもの。

（２）住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別（※）	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人世帯以上１人増すごとに加算
夏季	６，７００円	８，９００円	１３，４００円	１６，３００円	２０，５００円	２，９００円
冬季	１０，７００円	１４，０００円	１９，９００円	２３，６００円	２９，８００円	３，９００円

※　下線部は特別基準の設定が可能なもの。

※　夏季とは、４月１日から９月３０日までの間をいい、
冬季とは、１０月１日から翌年３月３１日までの間をいう。
この**季別は災害発生の日をもって決定**することとなる。

5　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

主　な　留　意　事　項

○　被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与は、現物をもって行うものであるから、現金給付は無論のこと、商品券、プリペイドカード等の金券によることも認められない。
　なお、義援金品の配分等を法外で行う場合はこの限りでない。

○　被服等の給貸与はすべて、世帯単位で行われることから、費用の限度額についても各世帯ごとで見ていくこととなり、必要な場合は各世帯ごとに費用の限度額に関する特別基準を設定することとなる。

○　この救助は、見舞制度ではないので、各世帯の被災状況を確認することなく、一律に生活必需品を同数配布する等の運用は厳に慎むこと。

○　寒冷地の防寒、ヒートショック等の被災者の健康被害を防止する観点から必要とされる簡易な電気ストーブ又はこれに準ずるもの（セラミックヒーターや電気カーペット）、猛暑による熱中症及び脱水症状等の被災者の健康被害を防止する観点から必要とされる扇風機など基準額の範囲内で生活必需品の品目として差し支えない。

生活必需品の給与等に関する留意事項

○　被災者による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の申請を、より簡便にするため、申請様式（案）を作成して災害救助事務取扱要領に掲載。地域の実情に応じて品目等を整理のうえ活用されたい。

○　災害時に被災者に対して確実に給与又は貸与できるよう、供給元となる民間小売事業者や物流事業者等との協定等を締結しておくこと。

○　大規模かつ広域的な災害が発生し、地域の被服、寝具その他生活必需品の供給元だけでは対応しきれない状況や、協定を締結した地域の民間小売事業者・物流事業者等が被災することも想定し、国や応援自治体に依頼するなど、体制の確保を図ること。

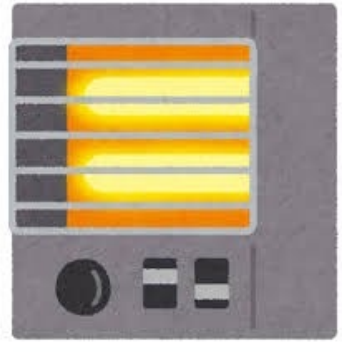
○　応急仮設住宅や応急修理の相談・申請時等の際に同時に配布するなど、自治体から被災者に対する積極的な周知に努めること。

健康被害を防止する観点から追加した品目

令和３年５月以降の災害について、以下のとおり告示基準額の範囲内において生活必需品の品目に追加して差し支えない。

○　寒冷地の**防寒、ヒートショック等の被災者の健康被害を防止する観点**から必要とされる簡易な電気ストーブ又はこれに準ずるもの（セラミックヒーターや電気カーペット）
　※ＦＦ式ストーブなどの取付けを要する商品は想定していない。

○　猛暑による**熱中症及び脱水症状等の被災者の健康被害を防止する観点**から必要とされる扇風機、サーキュレーターなど
　※エアコンやクーラーなどの取付けを要する商品は想定していない。



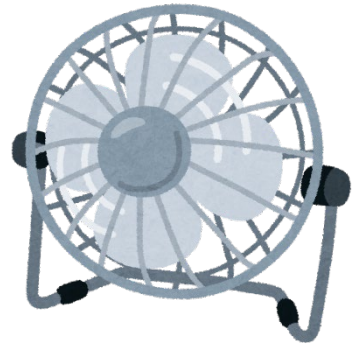


図　被服、寝具その他生活必需品の給与等に係る支給申請様式（案）

申請様式（例）

別紙様式

被服、寝具、その他生活必需品等の給与等に係る支給申請書

令和　　年　　月　　日

○○○市（町）長　殿

災害救助法に基づく「被服、寝具、その他生活必需品等の給与等」について下記のとおり申請します。

申請者等	フリガナ		住所（り災時の住所）	〒
	世帯主氏名			
	世帯人数	人　電話番号	支給品等の送付先	

	品名・仕様等		単価	数量	金額
被服	肌着	男・女・子ども　サイズ（　）	単価については、各自治体において地域の実情を考慮して決定することとなる。		
	下着	男・女・子ども　サイズ（　）			
	靴下	男・女・子ども　サイズ（　）			
	長袖	男・女・子ども　サイズ（　）			
	ズボン	男・女・子ども　Wサイズ（　）Hサイズ（　）			
寝具	掛け布団（カバー含む）	男性用（　）・女性用（　）・子供用（　）			
	敷布団（カバー含む）	男性用（　）・女性用（　）・子供用（　）			
	枕（カバー含む）	男性用（　）・女性用（　）・子供用（　）			
	寝間着	男性用（　）・女性用（　）・子供用（　）←サイズ・数量を記入			
衛生用品	バスタオル	（　）枚			
	フェイスタオル（4枚入り）	（　）枚			
	シャンプー	男性用（　）・女性用（　）・子供用（　）			
	リンス	男性用（　）・女性用（　）・子供用（　）			
	石けん（複数個パック）	（　）個			
	歯磨きセット	男性用（　）・女性用（　）・子供用（　）			
	髭剃りセット	（　）個			
	生理用品	（　）個			
	トイレットペーパー（12個入り）	（1）個			
	ティッシュペーパー（5個入り）	（1）個			
	紙おむつ（子供用）**※パンツタイプ**	S（　）・M（　）・L（　）・BIG（　）←サイズ・数量を記入			
	紙おむつ（子供用）**※テープタイプ**	新生児（　）・S（　）・M（　）・L（　）←サイズ・数量を記入			
	紙おむつ（大人用）**※パンツタイプ**	S（　）・M（　）・L（　）・LL（　）←サイズ・数量を記入			
	紙おむつ（大人用）**※テープタイプ**	S（　）・M（　）・L（　）←サイズ・数量を記入			
台所用品	やかん（2.5L）IHにも対応	仕様明記　（1）個			
	両手鍋（20cm）　IHにも対応	仕様明記　（1）個			
	片手鍋（16cm）　IHにも対応	仕様明記　（1）個			
	フライパン（26cm）　IHにも対応	仕様明記　（1）個			
	包丁	仕様明記　（1）丁			
	まな板	仕様明記　（1）個			
	茶碗	仕様明記　（1）個			
	小皿	仕様明記　（1）個			
	お椀	仕様明記　（1）個			
	コップ	仕様明記　（1）個			
	箸	仕様明記　（1）膳			
	台所用洗剤	仕様明記　（1）本			
	台所用スポンジ	仕様明記　（1）個			
	ゴミ袋（複数枚パック）	仕様明記　（1）セット			
	炊飯器（●合炊き）	仕様明記（基準額の範囲内で購入可能な製品）　（1）個			
	ガスコンロ	仕様明記　プロパン式（　）・都市ガス式（　）			
掃除・洗濯用品	洗濯用洗剤	仕様明記　（1）個			
	ほうき	仕様明記　（1）本			
	ちりとり	仕様明記　（1）個			
	雑巾（5枚セット）	仕様明記　（1）セット			
	バケツ（13リットル）	仕様明記　（1）個			
	ゴミ箱	仕様明記　（1）個			
防寒・熱中対策用品	電気ストーブ等	仕様明記（基準額の範囲内で購入可能な製品）　（1）台			
	扇風機	仕様明記（基準額の範囲内で購入可能な製品）　（1）台			
※太枠内をご記入ください。 **※ブランド、デザイン、色等については、ご要望にお応えできかねます。**			合計		

□ 世帯主の氏名、住所、電話番号等について品物を発注・配送する事業者に提供することに同意します。（チェック欄に✔）
納期は、業者によって異なります。品目によっては時間を要する場合もあります。

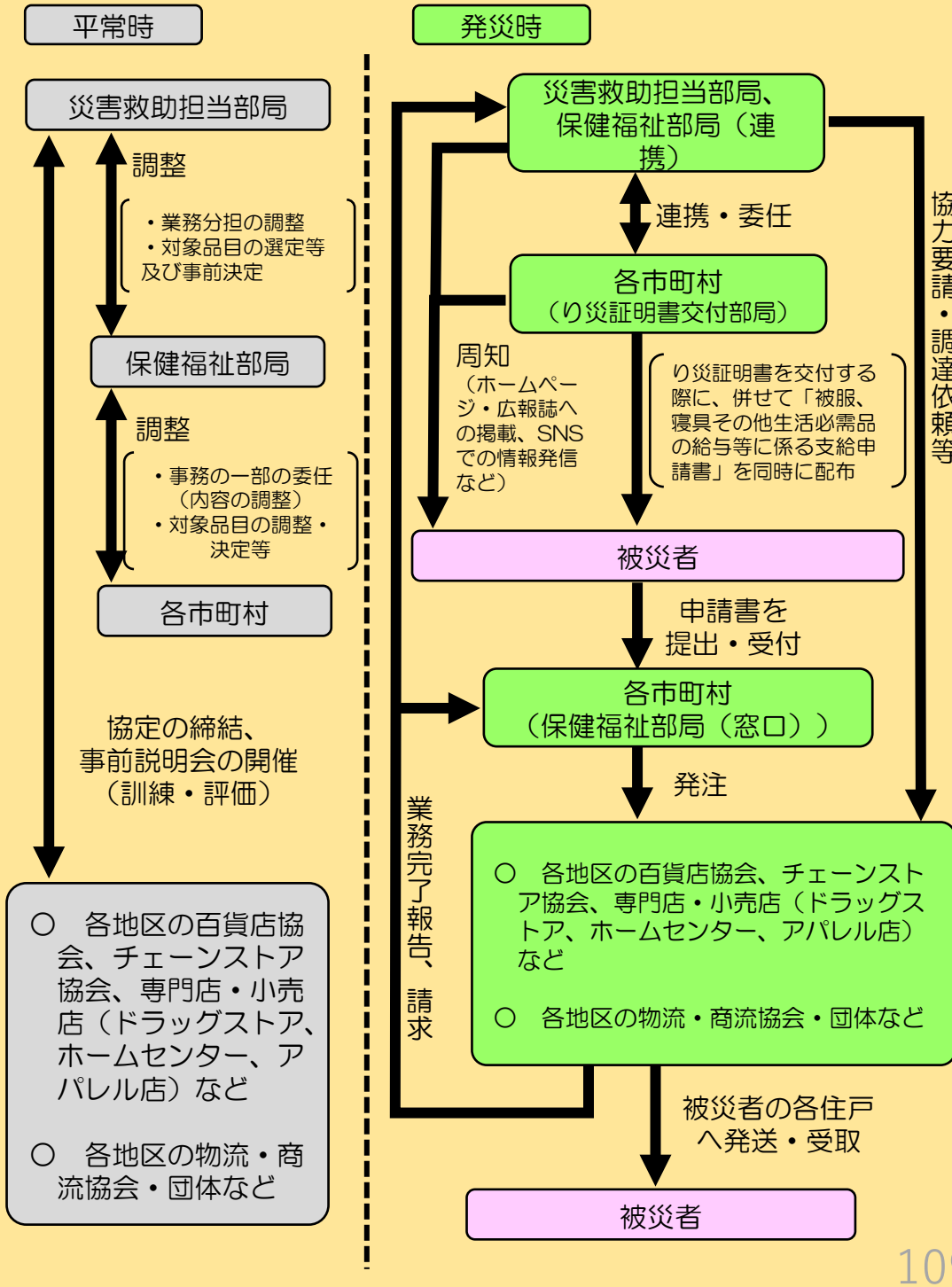
【支給品は、世帯人数により、下記金額の範囲内での申請となります。】

自治体受付

（参考）世帯人数により下記金額の範囲内で申請　（単位：円）

冬季	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
全壊	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊・床上浸水等	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

図　被服、寝具その他生活必需品の給与等に係る申請の流れ



６医療・助産

内閣府

6　医療及び助産【医療】（内閣府告示　第５条第１項第１号）

	一　般　基　準	備　　考
対象者	災害により医療の途を失った者	あくまでも応急的な処置である
医療の実施	救護班により行うこと。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合は、病院又は診療所において医療（施術）（注）を行うことができる。	（注）あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術を含む
医療の範囲	①診療、②薬剤又は治療材料の支給、 ③処置、手術その他の治療及び施術、 ④病院又は診療所への収容、⑤看護	
救助期間	災害発生の日から14日以内	
対象経費	救護班：使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具等の修繕費等の実費 病院又は診療所：国民健康保険の診療報酬の額以内 施術者：協定料金の額以内	

※　下線部は特別基準の設定が可能なもの。

6　医療及び助産　【医　療】

主　な　留　意　事　項

○　災害により医療の途を失った者であれば、医療が必要となった理由が災害によるものか否かは問わない。

○　被災地であっても通常の保険診療等による医療が行われている場合には、法による医療を実施する必要はない。ただし、災害の影響で当該医療機関が受入可能な患者数をはるかに超える患者が発生している場合はこの限りでない。

○　患者の経済的要件は問わない。例え経済的に余裕がある者であっても、現に医療を受ける手段を失っていることに変わりはないからである。

６　医療及び助産【助産】（内閣府告示　第５条第１項第２号）

	一　般　基　準	備　　考
対象者	災害発生の日以前又は以後の７日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者を含む
助産の実施	救護班によって行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合も多いので助産師によることも差し支えない	
助産の範囲	①分べんの介助、 ②分べん前及び分べん後の処置、 ③脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給	
救助期間	災害発生の日から７日以内	
対象経費	救護班：使用した衛生材料費等の実費 助産師：慣行料金の100分の80以内の額	

※　下線部は特別基準の設定が可能なもの。

６　医療及び助産　【助　産】

主　な　留　意　事　項

○　災害により助産の途を失った者であれば、被災者であるか否かは問わない。

○　被災地であっても通常の保険診療等による医療（産婦人科）が行われている場合には、法による助産を実施する必要はない。

○　本人の経済的要件は問わない。例え経済的に余裕がある者であっても、現に助産を受ける手段を失っていることに変わりはないからである。

6　医療及び助産　【医療の範囲・助産の範囲】

医療	①診　療	・　災害時における医療機構の混乱が回復するまでの空白を、一時的、かつ、一定の期間を限定して埋める制度であり、真に必要な医療は行わなければならないが、あくまでも応急的医療に限定されるものである。 ・　「その他の治療」とは、紫外線治療等のような理学的療法、電撃療法等をいう。また、「施術」とは、あんま、マッサージ、指圧、針灸及び柔道整復をいい、災害による脱臼や骨折等のための施術が対象である。 （単なる肩こりや疲労回復のような慰安治療的な「施術」は対象とはならない。）
	②薬剤又は治療材料の支給	
	③処置、手術その他の治療及び施術	
	④病院又は診療所への収容	・　必要な医療が行える医療機関への輸送である。輸送に要する費用は、基準告示で定める応急救助のための輸送費として整理すること。 ・　救急車やドクターヘリによる医療機関への輸送は、災害の発生に関わらず平時より運用されているものであることから法の対象とならない。 （近傍の病院、診療所等患者収容の設備を有する施設に入院させ、治療を施すこととなれば、平時のとおり医療保険で対応となる。）
	⑤看　護	・　傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うこと。
助産	①分べんの介助	・　陣痛の開始から胎盤晩出後、状態が安定するまでの間の必要な介助である。
	②分べん前及び分べん後の処置	・　出産前の準備及び処置並びに出産後の新生児に対する沐浴等を含む事後処置である。
	③脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給	・　「その他の衛生材料」とは、パッド、腹帯、消毒液、新生児衣料品（おくるみ又は肌着）等である。

７被災者の救出

内閣府

7　被災者の救出（内閣府告示　第６条）

	一　　般　　基　　準	備　　考
対象者	災害のため現に生命もしくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するもの	
救助期間	災害発生の日から ３日（72時間）以内	
対象経費	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費	

※　下線部は特別基準の設定が可能なもの。

7　被災者の救出

主　な　留　意　事　項

○　消防や警察、派遣依頼を受けた自衛隊等による救出活動は、原則として法の対象とならない。これらの組織は、当該業務をその本務としているとともに、通常自己完結的に必要な機材や道具等を備えているのが当然だからである。

○　いわゆる通常の避難は救出には含まれない。被災者が能動的に避難しうる状況にある場合は、法による救出は要しないと考えられるからである。

○　人の救出に限定される。財産はもとより救出される者が大切にしている愛玩具や動物等も対象とならない。

○　被災した原因は問わない。現に捜索や救出を必要としている以上、その原因が不可抗力によるものであろうと、本人の過失によるものであろうと、業務上の事由によるものであろうと問わない。

８福祉サービスの提供

内閣府

８　福祉サービスの提供（内閣府告示　第７条）

	一　般　基　準	備　考
対象者	災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする災害時要配慮者（高齢者、障害者、子ども、妊産婦その他の者）	
救助期間	災害発生の日から７日以内 ※　下線部は特別基準の設定が可能なもの	
福祉サービスの提供の範囲	ア　災害時要配慮者に関する情報の把握 イ　災害時要配慮者からの相談対応 ウ　災害時要配慮者に対する避難生活上の支援 エ　災害時要配慮者の避難所への誘導 オ　福祉避難所の設置（※）	（※）法第２条第２項の災害が発生するおそれがある場合に設置する場合を除く。
対象経費	○　上記アからエまでについては、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費 ○　上記オについては、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費 ※福祉サービスの提供のために必要な賃金職員等にかかる経費は「輸送費及び賃金職員等雇上費」の対象。	

８　福祉サービスの提供

主　な　留　意　事　項

○　福祉サービスの提供の対象者は、災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする災害時要配慮者（高齢者、障害者、子ども、妊産婦その他の者）。
○　避難生活において配慮を必要とする者に対して行われるものであり、例えば、想定被災市町村の福祉関係職員の巡回のほか、災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）の在宅・車中泊避難者への派遣等が想定される。
○　法による福祉サービスの提供は、あらかじめ編成しておいたチームを被災地へ派遣し福祉サービスの提供を行わせるものである。
○　あらかじめ編成しておいたチームでは十分な福祉サービスの提供が確保できないときには、その他の社会福祉施設等から必要な職員を派遣することも差し支えない。
○　福祉サービスのための輸送は、災害時要配慮者であって自ら避難することが困難な状況にある者を避難所等へ輸送する場合、又は、福祉サービスを提供する者を被災地や避難所等へ輸送する場合などの輸送であり、「輸送費及び賃金職員等雇上費」の対象。

８　福祉サービスの提供

主　な　留　意　事　項

○　法第２条第２項の災害が発生するおそれのある段階での福祉避難所の設置は、福祉サービスの提供ではなく、避難所の設置（内閣府告示第２条第１項第１号）の対象。

○　福祉避難所は、一般の避難所の対象経費に加えて、

①　おおむね１０人の対象者に１人の生活に関する相談等に当たる職員等の対象経費

②　高齢者、障害者等に配慮した簡易洋式トイレ等の器物の費用

③　日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費などを加算できる。

○　従前からの特養、老健等入所対象者や在宅の介護サービス利用者については、緊急入所等介護保険の枠組みで対応し、法の対象ではないこと。

○　見守り支援や社会福祉施設における施設間応援に要する経費等の他省庁の事業については、法の対象ではないこと。

９住宅の応急修理

（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）

内閣府

９-①　住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）
【準半壊以上（相当）】（内閣府告示　第７条第１項）

	一　般　基　準	備　考
対象者	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊以上（相当） （全壊は修理することで居住することが可能な場合）
費用の限度額	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 １世帯当たり　53,900円以内	**・特別基準の設定はなし** ・１世帯当たりの平均ではなく、各世帯ごとの基準額 ・ブルーシート、ロープ、土のうなど資材費及び建設業・団体等が行う施工費用の合計
救助期間	災害発生の日から10日以内に完了 （その後の応急修理を迅速に実施する観点から、緊急に実施すること。）	

※　下線部は特別基準の設定が可能なもの。

9-①　住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）【準半壊以上（相当）】

主　な　留　意　事　項

○　令和５年６月16日内閣府告示第91号　本告示は、公布の日から施行され、改正後の規定は、令和５年４月１日から遡及して適用する。

○　屋根等に被害を受けた被災者の住家へのブルーシート等の展張をすることで、被災者の住宅の損傷被害の拡大を防止する。具体的には、

・屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張

・損傷を受けた住宅の外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニア板による簡易補修による風雨の浸入の防御

・アパートやマンション等の外壁材（タイルやモルタル等）の剥落に伴う落下防止ネットの展張（損傷した住宅前の歩行者の安全確保のため）

などが対象になる。

○　住家の被害の拡大を防止する観点から、被害認定調査よりも早い段階でブルーシートの展張等の緊急的な修理を行うことから、住宅の被害状況について現場の目視による確認又は被災者が持参した写真等により判定を行い、救助の時期を逸しないよう速やかに実施すること。

○　「救助の必要性」、「内容の妥当性」を示す事実を確認する必要から、施行前、施工後の写真撮影を行うこと。

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理
（屋根等に被害を受けた住家へのブルーシートの展張等）

令和５年６月16日内閣府告示第91号
本改正は、公布日から施行され、改正後の規定は、令和５年４月１日から適用

近年、我が国では地震、台風、強風、竜巻、大雨等により多くの家屋で屋根の損傷等が度々発生しており、地震による屋根瓦の脱落、暴風による屋根の破損などの被害の発生した直後に降雨等による屋内の浸水被害を受け、住宅の被害が拡大するケースが発生している。

＜背景・課題＞

○　令和元年房総半島台風（第15号）や、令和３・４年と続けて発生した福島県沖を震源とする地震など、住居の屋根等に著しい損傷を発生させ、直後の降雨により住宅の被害が拡大した。
○　ブルーシートの展張が実施できる団体等を把握しておらず、対応が後手に回った。
○　高齢者等が屋根で作業中に誤って転落し、災害関連死となるケースが発生した。　など

被災直後に、災害によって屋根等に被害を受けた住宅の損傷が
拡大しないように、被災者の住宅に対する緊急の修理を可能とする。

＜概要＞

１．実施内容：屋根等に被害を受けた住居へのブルーシートの展張等の緊急措置
- 屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張
- 損傷を受けた住宅の外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニア板による簡易補修による風雨の浸入の防御
- アパートやマンション等の外壁材（タイルやモルタル等）の剥落に伴う落下防止ネットの展張　など

２．対　　象：準半壊以上（相当）の被害を受けた者（損害割合10%以上）
３．実施期間：災害の発生の日から10日以内
４．支出費用：１世帯当たり53,900円以内
- ブルーシート、ロープ、土嚢など緊急措置に必要な資材費
- 建設業者・団体等の施工費用

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（判断方法）

損害割合の基準確認（判断方法）

　ブルーシート等の展張などの緊急修理については、救助の時期を逸しないためにも、発災後、速やかに対応する必要が生じる。このため、被害認定調査の結果を待ってから、対応するのでは間に合わない。（その間に、降雨があれば、住宅の被害はさらに拡大してしまう。）

　したがって、ブルーシート等の展張などの緊急修理については、現場確認や被災者が申請時に持参する写真等に基づき、準半壊以上（相当）か否かについて、判断を行うこととする。

（判断方法）

- 被害認定調査における損害割合の算定方法に準じて、自治体職員が判断する。
- 例えば、屋根、外壁、窓（建具）等の貫通等の損傷があり、ひとたび降雨があれば浸水を免れない場合は、準半壊以上（相当）と判断してよい。
- 現場確認や被災者が持参した写真等に基づき判断する。
- 現場確認を行う場合も判断の客観性確保のために、現場確認を行う者が追加の写真を撮影する。
- 判定を不服とするケースも想定されるが、この場合については、現場確認等により再調査を行う。

屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張（持家、借家）



・瓦のズレ
・下地材が露見等

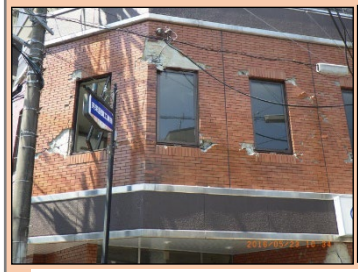
損傷を受けた住宅の外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニア板による簡易補修による風雨の浸入の防御（持家、借家）





・モルタルの脱落、クラック等
・サッシ窓の破損、歪みによる柱の隙間等

アパートやマンション等の外壁材（タイルやモルタル等）の剥落に伴う落下防止ネットの展張（路面箇所に限る）
（損傷した住宅の前を歩行する通行人の安全確保）





・タイルやモルタルの落下、
・屋根瓦の落下等

※　これらの「事例」については、あくまで、救助実施主体である都道府県等の判断の参考にするために掲載するものであり、これらに対象が限定されるものではない。

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（基準額の考え方）

ア　自治体が購入のうえ保管・管理していた資材（被災者へ給与するビニールシート、ロープ、土のう等の資材）が、緊急の修理に使用された場合については災害救助費（国庫負担）の対象。

イ	ウ	ウのただし書き	エ
自らの労力又はNPO団体、ボランティア、消防団等の協力を得て施工する場合は、自治体から被災者へ給与するビニールシート、ロープ、土のう等の資材費とする。	建設団体・企業に修理を依頼する場合は、資材費及び修理に要する労務費及び修理に係る事務費等一切の経費とする。	自治体又は被災者から提供された資材を用いて建設団体・企業が修理を行う場合は、修理業者に対して、労務費及び修理に係る事務費とする。	他の自治体や団体・企業等から無償で提供された資材を配布する場合は、費用の対象とはしない。
↓	↓	↓	↓
資材を購入した自治体に救助費が支払われる（資材費）	施工した建設団体・企業に支払われる（資材費＋施行費用）	購入した自治体に救助費が支払われる。（資材費）	施工した建設団体・企業に支払われる（施工費用）	自治体は購入していない（対象外）

（参考）平常時におけるブルーシート展張の講習会等の開催

平常時の事前準備

災害救助担当部局

調整・連携
・業務分担の調整
・施工業者の選定等及び事前決定

住宅関係部局

調整・委任
・事務の一部の委任（内容の調整）
・施工業者の選定等及び事前決定

各市町村

○ 災害時の協定締結
○ 定期的な事前説明会
○ ブルーシート設置講習会
など

○ 建築団体・企業等
○ 消防団
など

高齢者等が屋根で作業中に誤って転落し、災害関連死となるケースが発生していることから、こうした二次被害を防ぐ観点からも屋根の上での作業については、知識・経験を有する建設業者・団体、消防団等が行うことが望ましい。

これを踏まえ、各都道府県等においては、建設業者・団体、消防団等との「災害時の支援協定」の締結や、ブルーシートの緊急措置に関する講習会の開催など、短期間に安全なブルーシートの展張作業が可能な体制を構築していただくとともに、毎年度、説明会などの開催を実施する。





写真提供JVOAD

【ブルーシート設置の講習会に関する問合せ先】
講習会への問合せ、申込みについては下記担当へご連絡下さい。
特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVARD） 担当：鈴木
住所：東京都千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル267-B
電話：080-5961-9213　　メール：info@jvard.jp

（参考）平常時におけるブルーシート等の備蓄（事前購入及び資源配分）

平常時の事前購入

調達業者

協定・調達
- 災害時支援協定の締結
- 物資の調達・備蓄
- 災害救助基金への積立（給与品の事前購入）

災害救助担当部局
住宅関係部局

協定・調達
- 災害時支援協定の締結
- 物資の調達・備蓄

資源配分

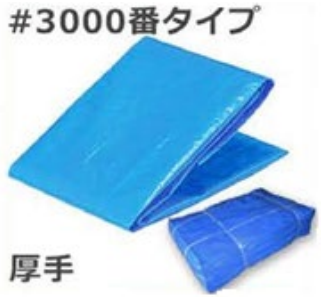
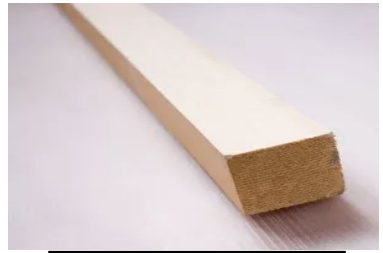
各市町村

被災者が罹災証明書により被害区分を把握するまでに２週間～１ヵ月程度（災害の規模によっては２カ月程度）の期間を要し、その間、住宅を放置すれば住宅の損傷は拡大する。

こうしたことから、ブルーシートの展張など緊急的に措置しなければならない事態に対して、各自治体でブルーシート等の資材を備蓄しておく必要がある。

このため、「災害救助基金」の給与品の事前購入にブルーシート等の品目を追加することとし、自治体が発災直後から被災者に配布できるよう資材を備蓄することが重要。（各市町村に資源配分しておくことが望ましい。）

給与品の事前購入対象品（１世帯当たりの配布枚数）※単価は令和５年当時

給与品	①ブルーシート（＃3000）	②マイカ線（ﾋﾞﾆｰﾙﾊｳｽﾛｰﾌﾟ）	③土のう（UVブラック土嚢）	④防水テープ（ｴｰｽｸﾛｽ011）	⑤木　材（角材・ベニア板）
					
1世帯目安	３枚（5.4m×7.2m） 単価 3,000円程度/枚	１巻（300～500m） 単価 3,000円程度/巻	50枚（UVﾌﾞﾗｯｸ15kg） 単価 50円程度/枚	３巻（20m×100㎜） 単価 1,000円程度/巻	角材 4.5cm×4.5cm×199cm 耐水合板 182cmx91cmx3mm 単価 各2,500円程度/本・枚

※　落下防止ネットについては、専門の業者・団体で資材調達と施工を行うこと。

災害に便乗した悪質商法等への注意喚起

被災地では災害に便乗した悪質な施工業者による、高齢者を狙った杜撰な工事や高額な費用請求などが発生したとの報告があります。

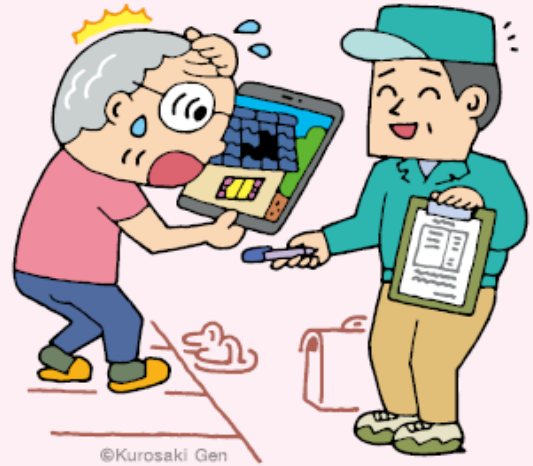
こうした修理業者は被災者の心理に付け入り、言葉巧みに勧誘をし、その場で契約を迫ってきます。

まずは、修理の契約をする前にお住まいの自治体に相談してください。

また、契約後、不安に思った場合やトラブルになった場合には、直ちに「消費者相談センター」や「国民生活センター」に相談してください。（焦らず、落ち着いて！）

見守り新鮮情報

訪問したリフォーム業者に「台風で**屋根瓦が浮いている**」と言われ、屋根を見てもらったところ、**写真**を見せられ屋根の**修理**を勧められた。「**火災保険**が下りれば**実費負担なく**工事ができる。保険の**申請**は**無料**で代行する」と言われ、申込書にサインした。その後、知り合いの業者に写真を見せたら**修理の必要はない**と言われた。申込書には「保険適用前に**キャンセル**すると**10万円**かかる」と書かれている。契約をやめたい。（80歳代　男性）



災害に便乗した悪質な修理業者に注意

ひとこと助言



- 災害に便乗して、不必要な住宅修理を契約させられたという相談が寄せられています。
- 「火災保険が使えるので負担はない」「無料で保険の申請代行をする」などと勧誘されても、すぐに契約しないようにしましょう。
- 災害により被害を受けたら、慌てずに複数の業者から工事の見積もりを取り検討しましょう。
- また、保険の適用対象となるか、申請はどのようにするかを自身が加入している保険会社に確認しましょう。
- 家族や周りの人は、高齢者や障がい者の家に不審な訪問者が来ていないか、気を配りましょう。
- 不安を感じたら、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

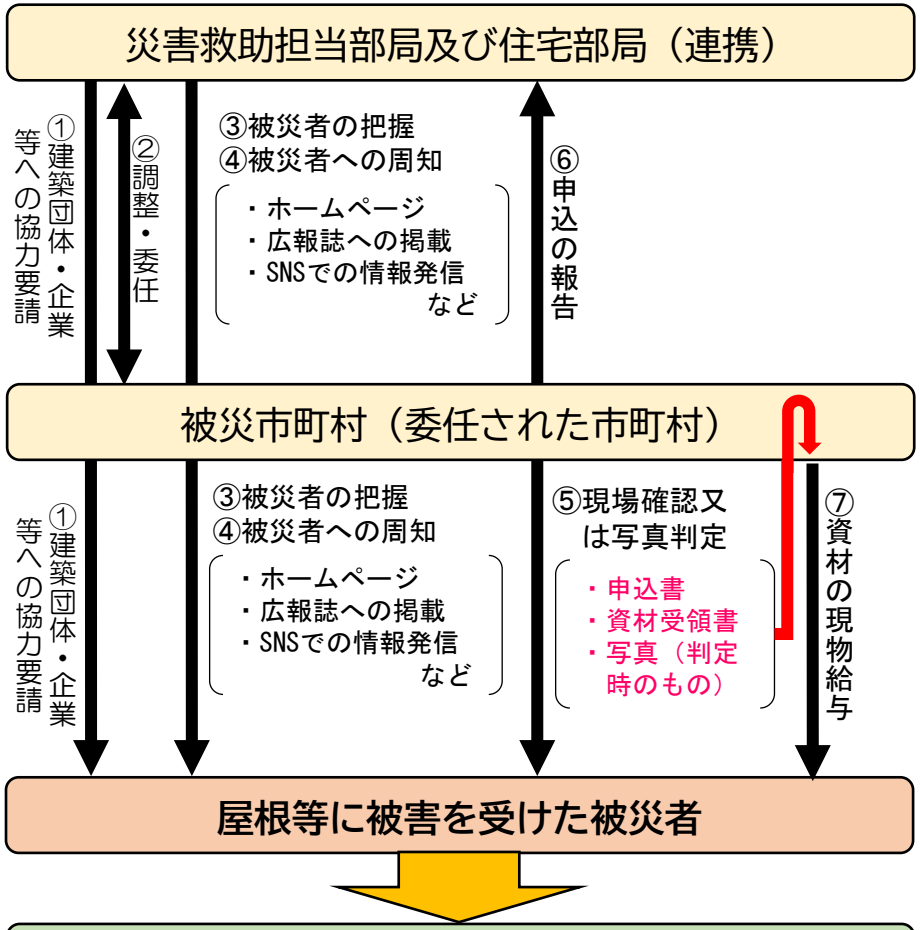
本文イラスト：鳳崎 玄

見守り新鮮情報　第371号（2020年8月18日）発行：独立行政法人国民生活センター

（参考）住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（申請の流れ）

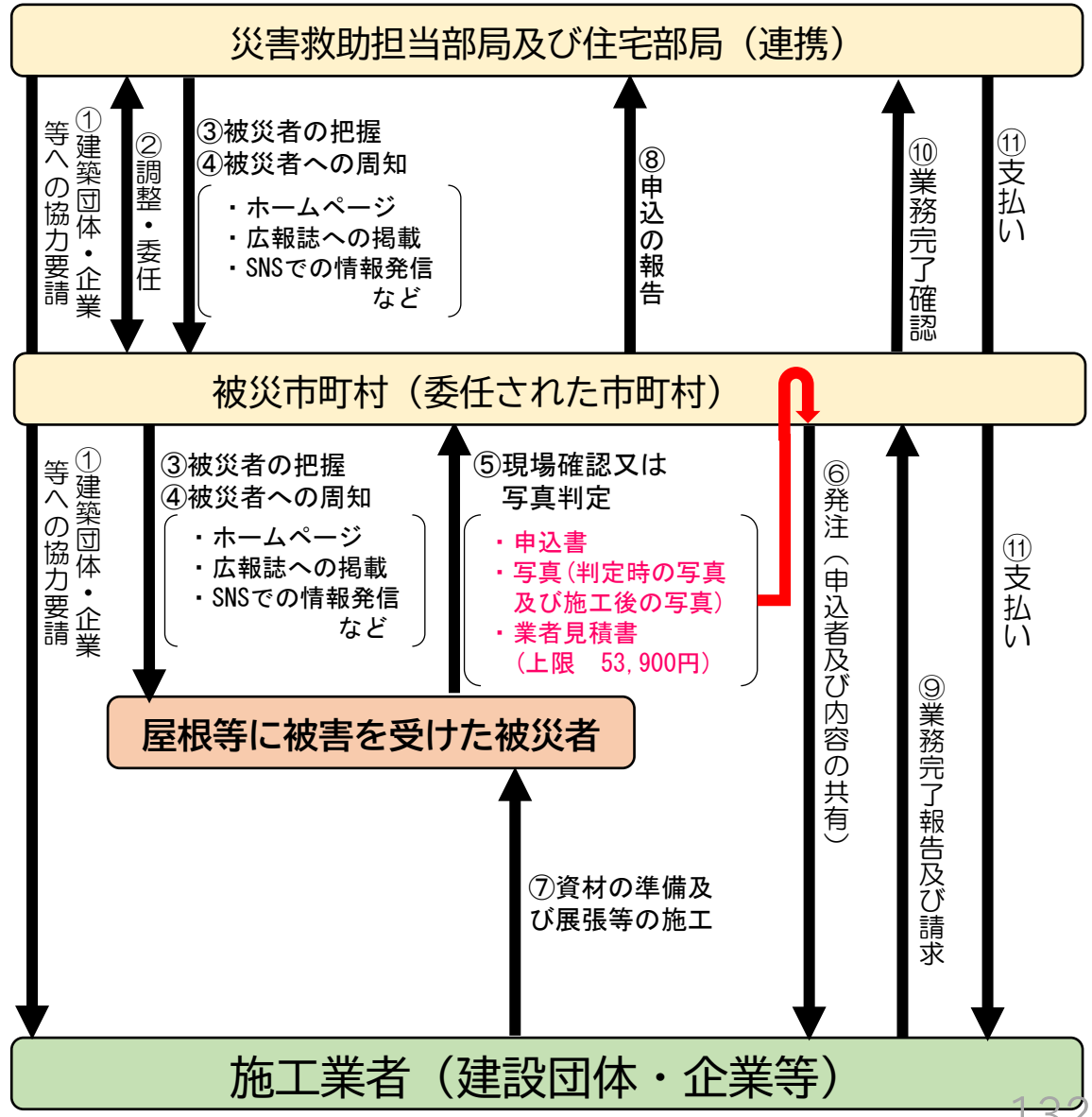
ケース①発災時（資材のみ給与する場合）

被災者自身での施工は危険を伴います。
経験のない方は、必ず高所作業経験者と２人以上で実施してください。



※資材の給与は、資材費のみが救助の対象となる。
（被災者が直接購入した資材は対象にはならない。（現物給付のみ））

ケース②発災時（建設団体・企業等が実施する場合）



（参考）住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（作業留意点）

被害が生じている屋根の上でのブルーシート等の展張作業は、できるだけ、適切な装備、器具を有する職人にお願いしてください。
ご自身（DIY）で作業を行わなければならない場合は、経験者（高所作業の経験を有するボランティア等）と一緒に作業を行ってくださいい。

ご自身で作業する場合の留意点

○　屋根の上での高所作業は必ず２名以上で作業をすること。（１人では作業しないで！）
○　屋根からの落下防止のため、必ずヘルメットや命綱、安全帯を装着すること。
○　雨の降り始めや雨が止んだ直後、屋根の上は大変滑りやすいため、作業を行う際は、最新の注意を払うこと。（降雨時は作業をしないこと。）
○　ハシゴや脚立で屋根に昇降する際は、重量物（ブルーシート等）を持たないこと。（修理に必要な資材は家の中から運ぶこと。）
※　推奨されるブルーシート（＃3000）は5.4m×7.2mで１枚で約　5.6キロある。
○　長期間、修理等を行っていない住家では、屋根の下地が腐食していることもあるため、屋根の上を移動する際は、注意して歩行すること。
○　厚手のブルーシートでも、天候によっては半年程度で劣化するため、なるべく早く修理を行うこと。（ブルーシートは緊急の修理のため、早急に応急修理を行うこと。）
○　「救助の必要性」、「内容の妥当性」を示す事実を確認する必要から、施行前、　施工後の写真撮影を行うこと。
※　スマホでもカメラでも構わないので、被害の状況が分かる写真と修理後の写真を撮影しておくこと。

（参考）屋根に被害を受けた住家に対するブルーシート展張の方法

施工方法

ポイント

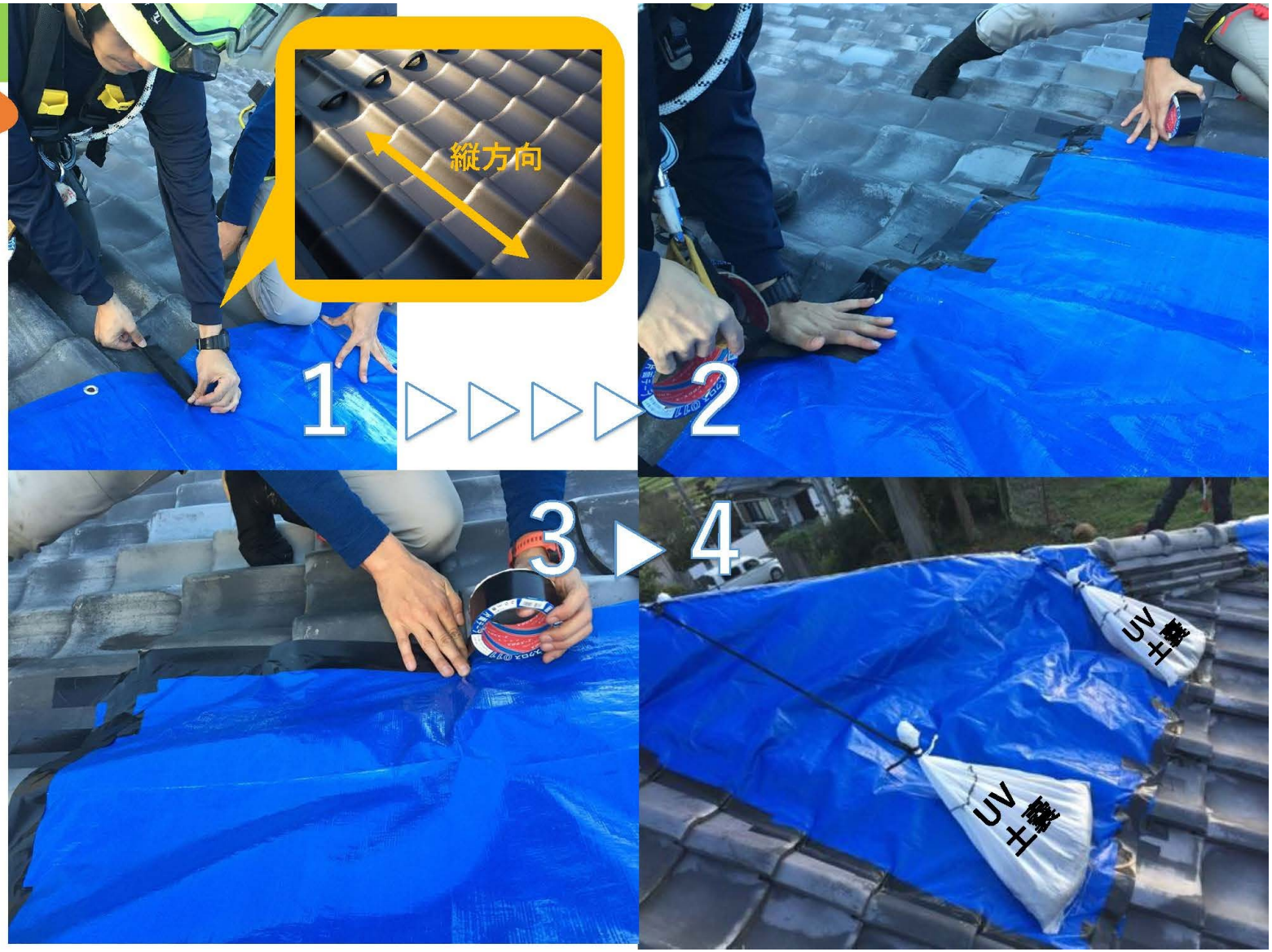
☆下準備
テープが付きやすいように瓦をきれいにする

【手順１】
山の部分に先に貼ると隙間が出来てしまう為
瓦の谷の部分（へこんでる部分）に縦にテープを貼る

【手順２】
防水テープをブルーシート中央から左と右に風が入らないようにしっかりと貼る

【手順３】
縦のブルーシートの部分（まだ貼っていない側）にも、防水テープを貼る

【手順４】
防水テープを貼るとしわが入る為その部分に土嚢を載せる



≪資料作成・協力・監修≫
作成：千葉県台風15号被害ブルーシート救援NPO団体検討委員会
協力：特定非営利活動法人　JVOAD
監修：特定非営利活動法人　災害救援レスキューアシスト

土嚢の置き方

ポイント

●土嚢は棟をまたいで均等の距離でおく
●土嚢でおさえる場合、幅はだいたい１ｍピッチくらいで
●必ずマイカ線で屋根から落下しないように結ぶ
☆UV土嚢袋が無い場合（白い土嚢袋）は、三枚重ねで使用



危険！！！

●瓦やガレキを入れると袋が破れて地上に落下する危険大
●UV土嚢袋を使わなかった場合、2か月くらいで劣化し、中身が飛び出ます
●土を使った場合、UV土嚢袋でも、植物などが生えてくる可能性が高いです
☆土嚢の中身は、砂またはバラスがオススメ



ダメな例



≪資料作成・協力・監修≫
作成：千葉県台風15号被害ブルーシート救援NPO団体検討委員会
協力：特定非営利活動法人　JVOAD
監修：特定非営利活動法人　災害救援レスキューアシスト

９住宅の応急修理

（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）

内閣府

9-②　住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）
【大規模半壊・中規模半壊・半壊】（内閣府告示　第７条第２号）

	一　般　基　準	備　考
対象者	①災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者（半壊、中規模半壊世帯） ②災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した者（大規模半壊世帯）	
費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、 １世帯当たり　739,000円以内	・特別基準の設定はなし ・１世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額
救助期間	災害発生の日から３ヶ月以内に完了 （国の災害対策本部が設置された災害においては６ヶ月以内に完了）	

※　下線部は特別基準の設定が可能なもの。

9-②　住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）
【大規模半壊・中規模半壊・半壊】

主　な　留　意　事　項

○　この制度の趣旨は、日常生活に必要最小限度の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものである。

○　全壊（焼）の場合は、住宅が修理を行えない程度の被害を受けているため、基本的には対象とならないが、修理することで居住することが可能となる場合は、個別に対象とすることが可能である。

○　借家等は、通常はその所有者が修理を行うものであり対象とならないが、事情により所有者が修理を行わず、居住者の資力をもって修理しがたい場合は、対象となり得る。一方で会社の寮や社宅、公営住宅等はその所有者が修理を実施すべきであり対象とはならない。

○　令和２年７月豪雨災害以降、応急修理をする被災者のうち、応急修理の期間が１か月を超えると見込まれる者であって、住宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については、応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することを可能としたので、事前に内閣府と協議の上、実施されたい。

応急修理期間における応急仮設住宅の使用（再掲）

応急修理期間中の被災者の一時的な住まいを確保するとともに、応急仮設住宅に入居する被災者の地元における自宅再建を後押しする。

＜背景・課題＞

○　工事業者の不足等により応急修理の修理期間が長期化しており、修理完了までの間、避難所生活を継続せざるを得ない世帯や、親族・知人宅等に一時入居せざるを得ない世帯が多数存在。

○　今般の令和２年７月豪雨の被災自治体から、応急修理期間中の被災者の住まいの確保を求める切実な声がある。

応急修理完了までの間、一時的な住まいとしての応急仮設住宅への入居を可能とし、被災者の地元での自宅再建を支援

＜概　要＞

・対　　象：応急修理をする被災者のうち、応急修理の期間が１か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者

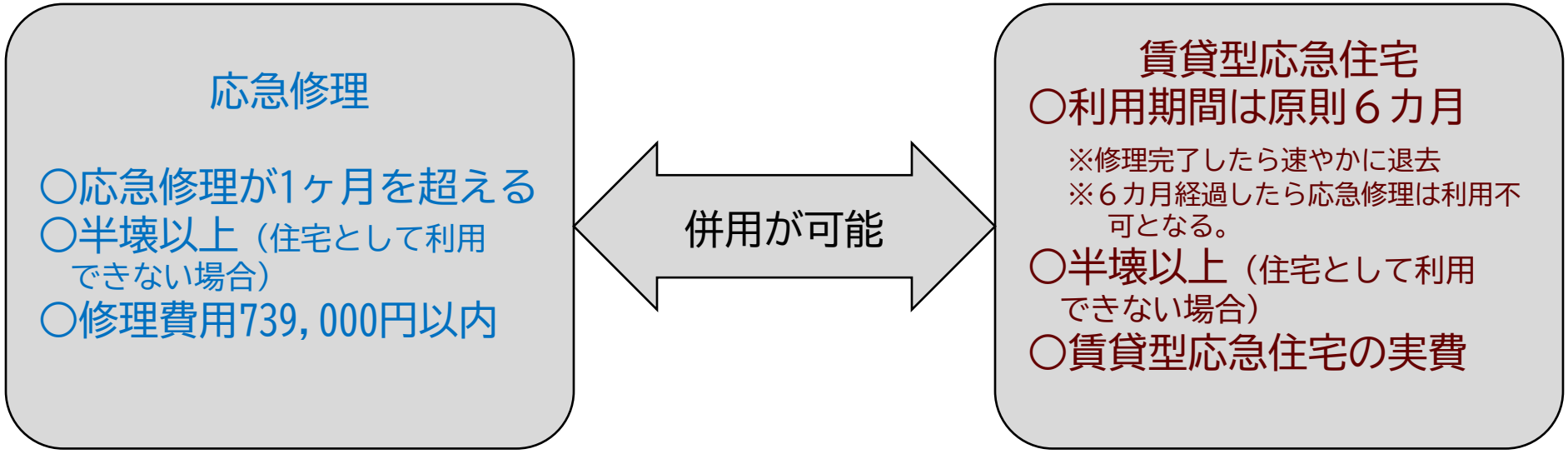
・使用期間：災害の発生の日から原則６ヵ月（応急修理が完了した場合は速やかに退去）

・支出費用：実費（地域の実情に応じた額）

応急修理期間における応急仮設住宅の使用（補足）

応急修理期間中の被災者の一時的な住まいを確保し、被災者の地元における自宅再建を後押しすることを目的として、応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することを可能とすることとしたので、次に掲げる事項に留意し、事前に内閣府と協議の上、実施されたい。

① 対象者は、応急修理をする被災者のうち、応急修理の期間が１ヶ月を超えると見込まれる者であって、住宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上に該当し、他の住まいの確保が困難な者とする。
② 応急仮設住宅の使用期間は災害発生の日から原則６ヶ月とし、応急修理が完了した場合は速やかに退去すること。
③ 上記期限を経過した場合は、応急修理を利用することはできないものとする。
④ 応急修理期間中に応急仮設住宅を使用する者のために、新たに建設型応急住宅を建設することは認められない。
⑤ 応急修理は住まいの再建を図るため、できる限り早期に行うべきものであり、実施主体である県や委任を受けた市町村は、応急修理期間の短縮化に努めること。



9-③　住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）
【準半壊】（内閣府告示　第７条第２号）

	一　般　基　準	備　考
対象者	災害のため住家が半壊（焼）に準ずる程度の損傷（以下、「準半壊」という。）を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	
費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、 １世帯当たり　358,000円以内	・特別基準の設定はなし ・１世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額
救助期間	災害発生の日から３ヶ月以内に完了（国の災害対策本部が設置された災害においては６ヶ月以内に完了）	

※　下線部は特別基準の設定が可能なもの。

９-③　住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）【準半壊】

主　な　留　意　事　項

○　令和元年10月23日公布・施行
（令和元年の災害から適用（令和元年８月の前線に伴う大雨、令和元年台風第１５号、令和元年台風第１９号を含む））

○　この制度の趣旨は、日常生活に必要最小限度の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものであり、大規模半壊、半壊等と考え方は同じである。

（令和７年度）住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限の部分の修理）

	大規模半壊・中規模半壊・半壊	準半壊(※1)
対　象　者	①災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者（中規模半壊・半壊世帯） ②大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）した者（大規模半壊世帯）	災害のため住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では　応急修理をすることができない者（準半壊世帯） ※１「令和元年台風第19号」等を契機に、令和元年の災害分から「準半壊」を支援対象に追加
費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、 １世帯当たり　739,000円以内	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、 １世帯当たり　358,000円以内
救助期間(※２)	災害発生の日から３カ月以内に完了 （ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から６カ月以内に完了）	災害発生の日から３カ月以内に完了 （ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から６カ月以内に完了）

※２下線部は特別基準の設定が可能なもの。「費用の限度額」については、特別基準の設定は「不可」。

過去の応急修理の限度額

	平成23年度	平成26年度	平成27年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
半壊以上	520,000円	547,000円	567,000円	574,000円	584,000円	595,000円	655,000円	706,000円	717,000円
準半壊	－	－	－	－	－	300,000円	318,000円	343,000円	348,000円

被害の程度(※３)	全　壊	大規模半壊	中規模半壊	半　壊	準半壊	一部損壊
損害基準判定（住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合）	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

※３「災害の被害認定基準について」（令和３年６月24日付け府政防第670号）による。

事前準備
（相談）

申請書等提出
（受付）

審査

工事の依頼

完了検査

支払い

受付窓口

被災自治体

被災者

修理業者

① 申請書の入手
②「り災証明書」の入手

※自治体は、必要に応じて、被災者に業者の斡旋等を実施（紹介業務の外注可能（経費は救助事務費を充当））

修理見積書の入手

修理内容の説明

＜提出書類＞
①「住宅の応急修理申込書」
②「り災証明書」
③「施工前の被害状況が分かる写真」
④「修理見積書」（後日提出可だが、工事決定に必要。）
⑤「資力に関する申出書」

「写真」、「修理見積書」の審査
※災害救助法対象分と個人対象分に整理　必要に応じて、現地調査の実施

被災者へ工事実施の連絡

①「修理依頼書」を発行
②「請書」を徴収

※必ずしも修理業者と契約書を取り交わす必要はなく、請書の徴収で差し支えない。

工事契約
（自己負担分）

被災者に連絡の上、工事を実施

修理業者による工事の実施

「工事完了報告書」を提出
（「**工事施工前、施工中、施工後の写真**」等を添付）

修理費用の確定

請求書の提出

請求書の確認、支払い

※修理費用のうち、１世帯あたりの限度額を超える部分については、被災者が負担する。

修理前の被災状況の写真撮影

応急修理の申請手続を行う際は、申請書類のほか、被災した住宅の被災状況のわかる写真等の添付が必要になる。

被災者の中には被災前の写真を撮影しないまま、住宅の清掃や修理を行い、写真を撮り忘れて申請が出来ず、修理申請を諦めてしまうケースもあると聞く。

清掃や修理をしてしまってからでは、正確な被害が把握できなくなってしまうことから、被災者に対して修理前の写真撮影を必ず行うよう周知徹底していただきたい。

住宅に被害を受けた皆様にお願い！

カメラがなければスマホでも構わないので、必ず被災住宅の写真を撮影してください。

住民周知用チラシ（イメージ案）

災害により住宅に被害を受けた方へ重要なお知らせです。　内閣府防災担当

応急修理制度の利用に当たっては、被害箇所・修理箇所が分かるよう“写真”を撮影して下さい。

カメラがない場合はスマホで構いません。必ず写真を撮影してください。

住宅の応急修理制度をご活用いただくに当たっては、修理を行う箇所について被害状況が分かるように写真を撮影する必要があります。
撮影に当たっての留意点等は以下のとおりです。

＜撮影上の留意点＞

（1）外観（壁、玄関、窓、屋根など）の亀裂、剥がれ、歪みなど
- ✔ 浸水高が分かるようにメジャー等で高さが分かるように撮影しましょう。
  メジャー等がない場合は浸水高を指さしして撮影しましょう。
- ✔ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。
  室外で撮影する際は、逆光による白飛び等や明るさ不足による潰れに注意してください。また、屋根など撮影に危険が伴う場合は修理業者に依頼してください。

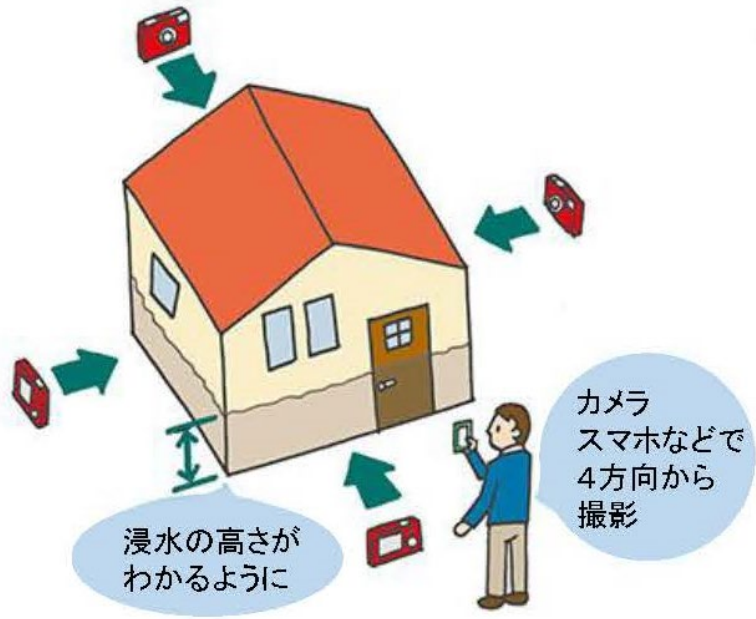
（2）室内（床板、扉、壁など）のめくれ、反り、腐食、脱落など
- ✔ 被災した部屋ごとの全景写真を撮影しましょう。
  片付け等をした後だと被害状況が分かりにくくなってしまいます。事前に撮影しましょう。室内で撮影する際は、明るさや手ぶれに注意してください。また、フラッシュをたいた場合は光の反射に注意してください。
- ✔ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。

（3）設備（キッチン、トイレ、浴槽、給湯器など）の破損、故障など
- ✔ 破損箇所・故障箇所が分かるように撮影しましょう
- ✔ 設備の型番・形式等が分かる写真も併せて撮影しましょう
  応急修理制度は被災前の同等品への修理・交換が対象となります。

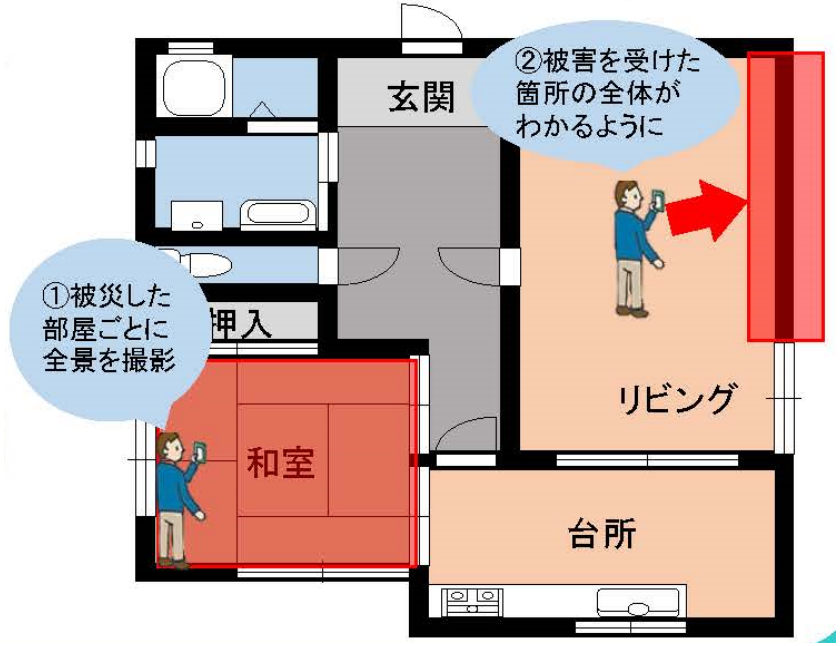
＜修理業者の方にもお伝えください＞
- ✔ 工事の修理中、修理後の写真も必要となります。修理業者に撮影を依頼しましょう。



＜イメージ図＞



★被害を受けた部屋・箇所は全て撮影しましょう。



（参考）被災した自宅の写真撮影について

被害認定や応急修理の申請時には、自宅の被災状況のわかる写真等の添付が必須となる。
被害状況や修理状況の正確な把握を行うため、被災者や修理業者等に対して、応急修理等の申請書類を配布する際など、修理前、修理中、修理後の写真撮影を行うよう周知徹底願いたい。

○　修理前状況写真の撮影（被災者又は修理業者が撮影）

風水害等により被災した場合は、破損箇所や修理状況を撮影する際、以下の箇所を必ず撮影すること。



（1）外　観（亀裂、剥がれ、歪みなど）

①　浸水高が判るようにメジャー等で高さが判るように撮影
②　屋根瓦などのズレや破損状況を撮影
③　玄関、窓（サッシ）、外壁等の破損状況を箇所別に撮影

（2）室　内（めくれ、反り、腐食、脱落、カビなど）

①　居室など浸水・カビ発生等の状況がわかるよう撮影
②　廊下、台所、トイレ、浴室、各居室の扉や内壁・間仕切壁など修理の対象となる箇所を撮影（床材のめくれ、反り、カビ、腐食など）
③　浸水した断熱材などが脱落している状況やカビている状況を撮影

（3）設　備（破損、故障など）

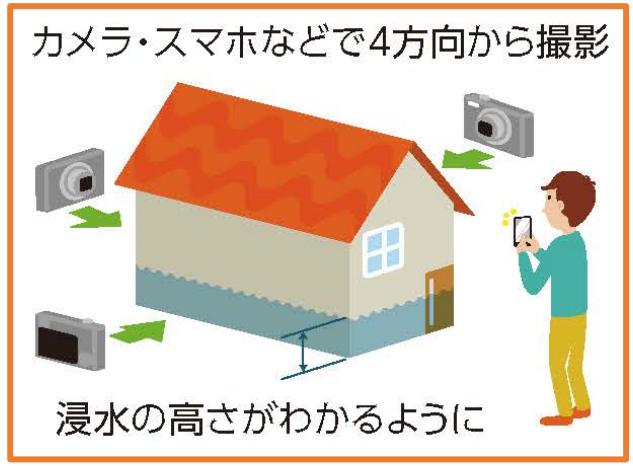
①　キッチン、トイレ、浴槽、洗面台、給湯器などの故障箇所・破損箇所が判るように撮影
②　設備の型番・形式等が判るように撮影し、修理後に設置した設備と同等品であることが判るようにすること。

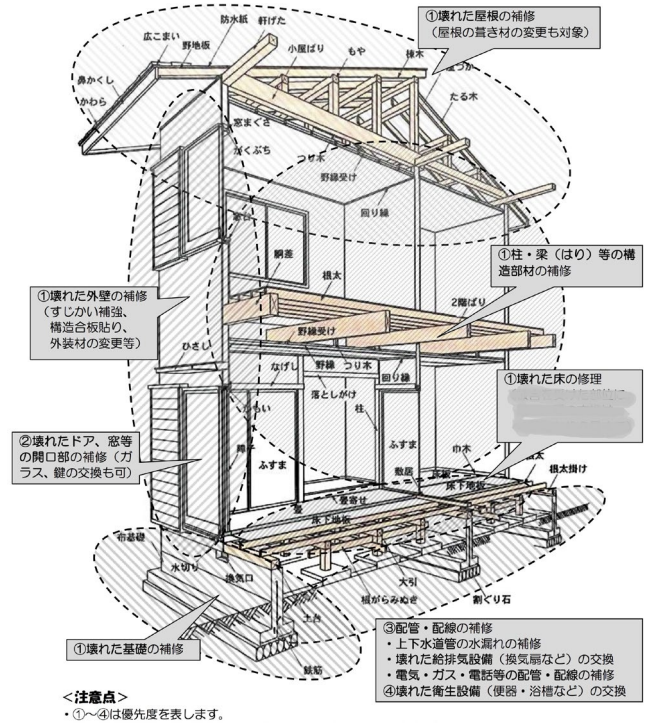
※　屋根などの撮影を行う際は転落しないよう十分に気を付けること。
　　自分で撮影できない箇所等は施行業者に撮影して貰うなどすること。

○　修理中・修理完了後の写真撮影（修理業者が撮影）

修理箇所を施工段階から完了まで撮影すること。以下、一例を挙げる。

①　床の修理：根太の交換⇒断熱材交換⇒下地材交換⇒床材（畳）交換
②　設備交換：故障した設備の取り外し⇒故障箇所確認⇒製品の交換
③　屋根修理：足場設置⇒古い屋根材の撤去⇒野地板交換⇒防水シート交換⇒屋根材（瓦）の設置⇒雨どい交換など⇒足場撤去





写真を撮り忘れた場合の代替措置による証明について

○　修理前又は修理中のいずれかの写真を撮り忘れた場合において、応急修理の申請を行う際には、修理業者が修理前の状況、修理を行わなければならない状況等について図面に破損箇所等を印した上、破損状況等を記載し、どのような応急修理を施工するか（施工したか）を詳細に『「被災した住宅の応急修理」証拠写真代替資料』（以下、「資料」）に記載し、修理業者が証明することで、証拠写真の代替となる。

○　証明書については、被災者や自治体が代筆することは認めない。
（また、単に「修理を急いでいたため、写真を撮り忘れた」等の理由は証明とは見なさない。）

○　「資料」は撮り忘れた証拠写真の代替手段ではあるが、「資料」を使用する場合は、真にやむを得ない場合であり、必ず写真の提出を依頼すること。

施工前・施行中の写真を撮影していない場合の取扱い

令和５年〇〇月〇〇日

「被災した住宅の応急修理」証拠写真代替資料

〇〇県知事又は〇〇市区町村長　殿

施工業者名	〇〇〇工務店
代表者	代表取締役　〇〇　〇〇
電話	***-****-****
メール	*********@****. co. jp

災害名	令和４年台風第 14 号による災害				
自治体名	〇〇県〇〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇				
修理物件	〇〇　〇〇邸（住所：　　）				
被害区分	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊
実施期間	令和〇年〇〇月〇〇日　～　令和〇年〇〇月〇〇日				
修理金額	円（自己負担分　　円）				

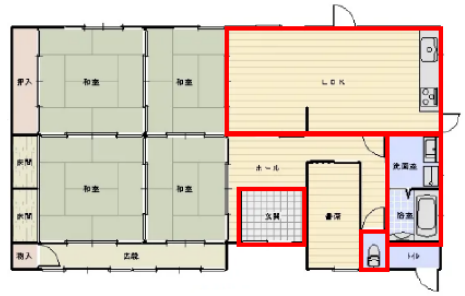
（被災者氏名）邸の修理に際し、証拠である写真を撮り忘れたことから、施工前、施工中の証拠写真の代替として、下記のとおり「救助の必要性」「内容の妥当性」を証するため下記資料を提出し、これを証明します。

※　施工後の写真は現時点においても撮影は可能であるため、写真が無いということは認めない。被災者の了解を取り、必ず写真撮影を行うこと。

記

【施工前の被災状況】

〇〇　〇〇邸図面（１階）
※損傷箇所が判るようにすること（破損箇所は赤枠で示す）



〇〇　〇〇邸図面（２階）
※損傷箇所が判るようにすること

〇修理箇所（応急修理として申請する箇所）

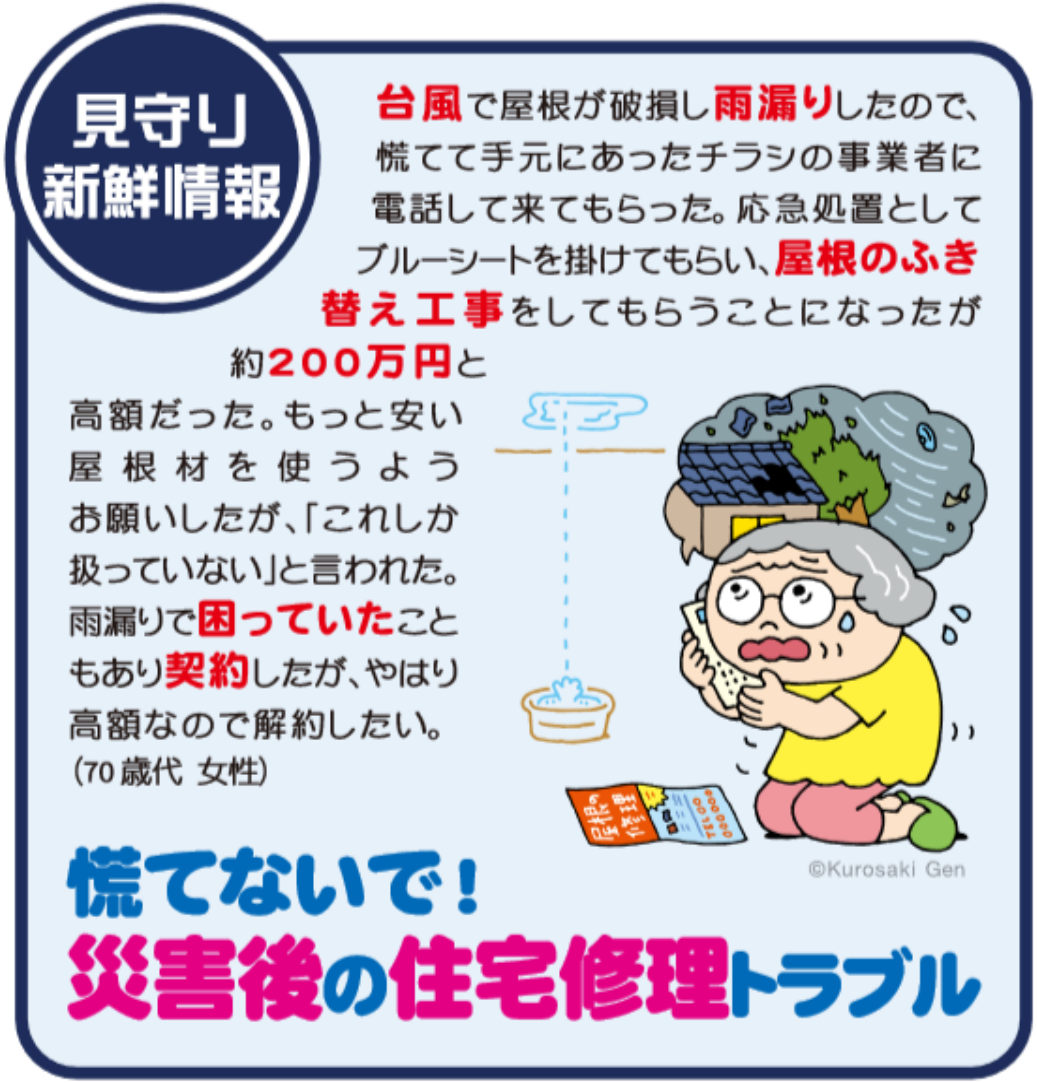
1

ＬＤＫ （１６帖相当）	（破損状況説明） 床上浸水により、根太が腐食、床・壁の断熱材が吸水し脱落。フローリング下地板の腐食、床板に反り、 壁板の腐食、カビの発生 交換する必要がある。
（破損材料） ・根太：〇〇箇所が腐食 ・断熱材（床）：吸水により脱落 ・床下地材：腐食により交換 ・フローリング材：反りにより交換 ・壁板：腐食・カビにより交換 ・断熱材（壁）：吸水による脱落 ・巾木：カビの発生	（交換材料） ・根太：ヒノキ材で交換 ・断熱材（床）：グラスウールに交換 ・床下地材：木下地〇㎜で敷込 ・フローリング材：ヒノキ無垢材で対応 ・壁板：ヒノキ材で補修 ・断熱材（壁）：グラスウールに交換 ・巾木：ヒノキ材に交換

2

玄関 （収納は対象外）	（破損状況説明） 玄関タイルの割れ、モルタルの亀裂、巾木・見切りの損傷、玄関ドア破損交換
（破損材料） 玄関タイル：破損 モルタル：亀裂 巾木・見切り：破損 玄関ドア：破損 （メーカー、品番）	（交換材料） 玄関タイルの交換 モルタル亀裂：コーキング材充填 巾木・見切り：ヒノキ材で補修 玄関ドア：同等品に交換 （メーカー、品番）

災害に便乗した悪質商法等への注意喚起



（焦らず、落ち着いて！）

被災地では災害に便乗した悪質な施工業者による、高齢者を狙った杜撰な工事や高額な費用請求などが発生したとの報告があります。

こうした修理業者は被災者の心理に付け入り、言葉巧みに勧誘をし、その場で契約を迫ってきます。

まずは、**修理の契約をする前にお住まいの自治体に相談して**ください。

また、契約後、不安に思った場合やトラブルになった場合には、直ちに「消費者相談センター」や「国民生活センター」に相談してください。

災害に係る住家の被害認定

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。（災害対策基本法第90条の２）

■災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年作成、令和３年最終改定）

・市町村が災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、地震・水害・風害等の災害ごとに住家の経済的被害の標準的な調査方法を定めたもの

・固定資産評価を参考に、原則として、部位（基礎、柱等）別の損害割合を算出し、それらを合計して住家全体の損害割合を算出して判定

■災害の被害認定基準等

被害の程度	全　壊	大規模半壊	中規模半壊	半　壊	準半壊	準半壊に至らない（一部損壊）
損害基準判定（住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合）	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

※「災害の被害認定基準について」（令和３年６月24日付け府政防第670号）による。

罹災証明書

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該**災害による被害の程度を証明する書面**（次項において**「罹災証明書」**という。）を交付しなければならない。（災害対策基本法第90条の2）

罹災証明書は、各種被災者支援策※の適用の判断材料として幅広く活用されている。

※各種被災者支援策　給　　付　：被災者生活再建支援金、義援金　等
融　　資　：(独)住宅金融支援機構融資、災害援護資金　等
減免・猶予　：税、保険料、公共料金等
現物給付　：災害救助法に基づく応急仮設住宅、住宅の応急修理　等

＜被災から支援措置の活用までの流れ＞

被災者から市町村へ申請

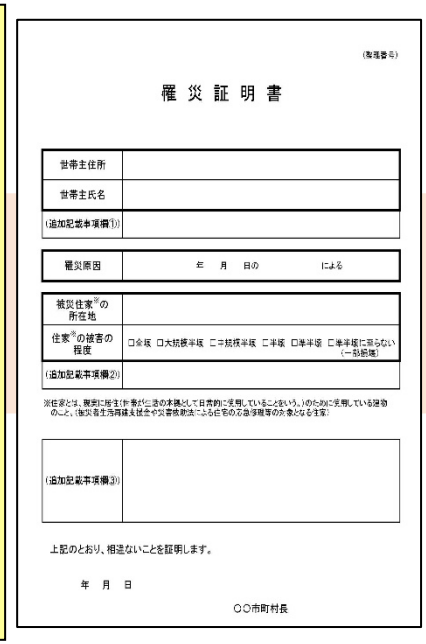
被害状況の調査（市町村）





被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない（一部損壊）
損害割合	50%以上	40%以上50%未満	30%以上40%未満	20%以上30%未満	10%以上20%未満	10%未満

罹災証明書の交付（市町村）


罹災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	
（追加記載事項欄①）	
罹災原因	年　月　日の　　による
被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	□全壊　□大規模半壊　□中規模半壊　□半壊　□準半壊　□準半壊に至らない（一部損壊）
（追加記載事項欄②）	
（追加記載事項欄③）	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援法や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年　月　日

○○市町村長

各種被災者支援措置の活用

応急修理に係る世帯年収確認事項の撤廃

災害のため住家が半壊又は準半壊等の被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者について、都道府県又は市町村において、**「資力に関する申出書」**を基に、その被災者の資力を判断する。

	半　　壊		大規模半壊	全壊
要配慮世帯以外の世帯	世帯主が４５歳未満	世帯年収　≦　５００万円	なし	なし
	世帯主が４５歳以上	世帯年収　≦　７００万円		
	世帯主が６０歳以上	世帯年収　≦　８００万円		
要配慮世帯		世帯年収　≦　８００万円		

年収確認は必要ありません。
確認しない大丈夫です！

応急修理の迅速な実施

施工業者不足の問題は一つの要因ではあるが、近年、応急修理の完了までの期間は長期化している。内閣府、国土交通省では、被災自治体と連携して、修理期間が出来る限り長期化しないよう、工務店団体による応急修理等に係る相談体制の支援や修理業者に関する周知などの支援を行っている。

被災自治体においては職員による巡回などの被災者個々へのアプローチを図っていただくなど、修理が長期化しないように努めていただきたい。

具体的には、次に記載のⅰからⅲの修理期間の短縮化に資すると考えられる取組等について、可能な限り平時から事前準備を進め、発災時に対応していただきたい。

発災年月	災害名	被災県	発災から要した期間別の割合				
			１か月	３か月	６か月	１年	１年半
H30.6	大阪北部地震	大阪府	0%	7%	35%	75%	75%
H30.7	7月豪雨	岡山県	0%	21%	63%	88%	91%
		広島県	0%	14%	55%	89%	96%
		愛媛県	0%	27%	58%	95%	98%
H30.9	胆振東部地震	北海道	0%	34%	42%	85%	95%
平均			0%	23%	57%	90%	94%

被災自治体の応急修理に係る体制確保及び事務の円滑化の推進

災害発生後、速やかな応急修理の受付体制の構築、審査手続き等の事務の円滑化を図るため、都道府県におかれては、平時から各市町村における体制等にも留意しつつ、事務委任の詳細について調整・取り決めを進めるとともに、応急修理に係る対応マニュアルの整備※など、市町村に対して支援していただきたい。

※ マニュアル等の整備にあたっては、適宜、「災害救助事務取扱要領」の別添３（申込書、資力に関する申出書、修理見積書等の申請・審査事務等に係る様式）を活用いただきたい。

被災者の再建意向・ニーズ・課題等の把握及び修理事業者の確保・紹介・相談対応等の取組

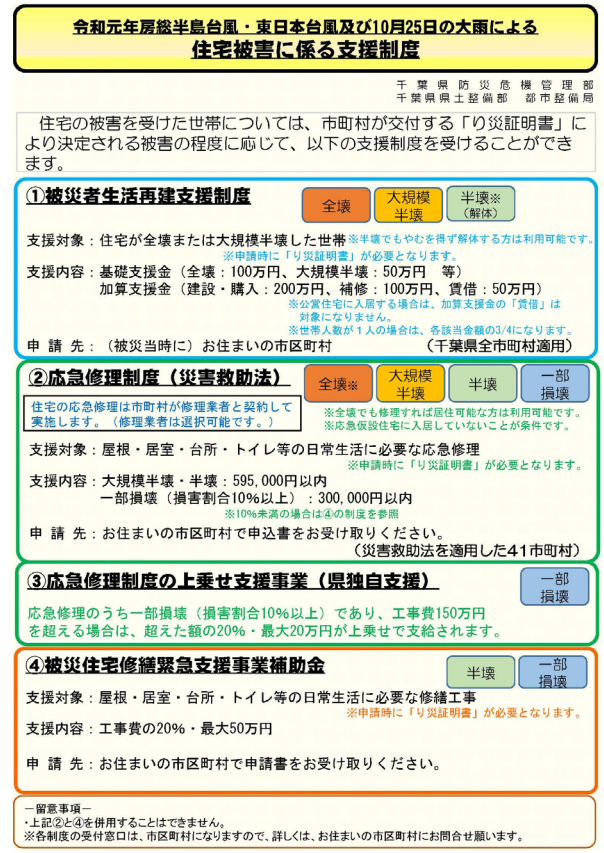
○　災害発生後できるだけ早期から、被災者に対し応急修理を含む住まいの確保策に係る情報提供・意向確認を図るとともに、住まいの再建に関する被災者のニーズ・課題の把握等を行っていただきたい。

○　平時から関係団体や修理業者等と調整し、適宜、事業者に対する説明資料の作成や説明会の実施等周知を行ったうえで、災害発生時には住宅の補修等に活用できる事業者リストをHPに掲載し、自治体の相談・申請窓口等において被災者への情報提供・紹介等を行っていただきたい。この際、業界団体等の協力を得て、被災した住宅の工事に係る相談窓口を開設し、当該団体において、被災者からの応急修理に係る相談対応や事業者の情報提供等を実施することが有効であると考えられる※。

※ 国土交通省の支援により、建築士事務所協会等を受け皿として、住民向けの建築相談事業を実施することが可能。平時から本事業についてご了知いただくとともに、災害発生時、相談窓口等の開設にあたっては、適宜、国土交通省にご相談いただきたい。

応急修理制度の被災者への周知の徹底





資料提供：千葉県

実施主体である都道府県や委任を受けた市町村は、チラシ、住民説明会等により、被災者に対して応急修理について判り易く速やかに周知を図っていただきたい。
なお、支援制度等に係るチラシの作成にあたり、地方公共団体に加えて、内閣府、国土交通省をクレジットとして記載するなど、政府として協力することが可能であるため、適宜、相談いただきたい。

応急修理に関するＱ＆Ａ

例えば、「外壁補修を行わない内壁の修理は認めない」、「壊れた床の修理に際し、畳の交換は１戸あたり６畳までしか認めていない」など、既に撤廃された要件や事例について、今も運用されているのかと質問を受けることがある。

令和元年東日本台風（第19号）においても、類似の事例を耳にしたことから、現在の運用に係る考え方を示すため、

「災害救助法に基づく住宅の応急修理に関するＱ＆Ａ」

を作成している。

また、最新の「災害救助事務取扱要領」にもＱ＆Ａを掲載したので参考にしていただきたい。

住宅の応急修理に関する留意事項

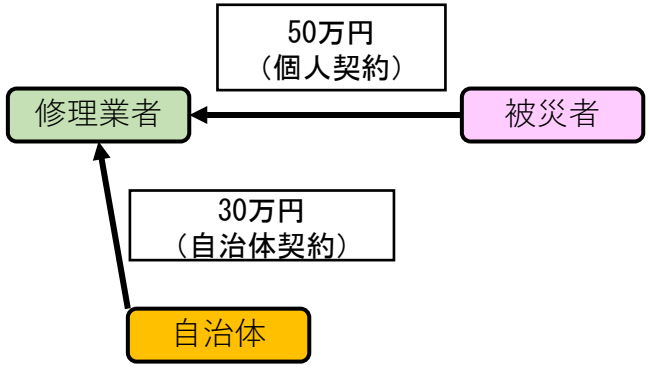
被災者の中には、住宅の応急修理について自治体が相談・受付を開始するよりも前に、修理業者に工事を依頼している場合が見受けられる。

　このような事案が発生しないよう自治体において速やかな相談・受付体制の整備を行う必要があるが、当該事案が発生した場合には以下の取扱いとなるので参考にされたい。

「準半壊」の罹災証明書を受けた被災者が、修理総額80万円の工事について、30万円分を応急修理として行う場合

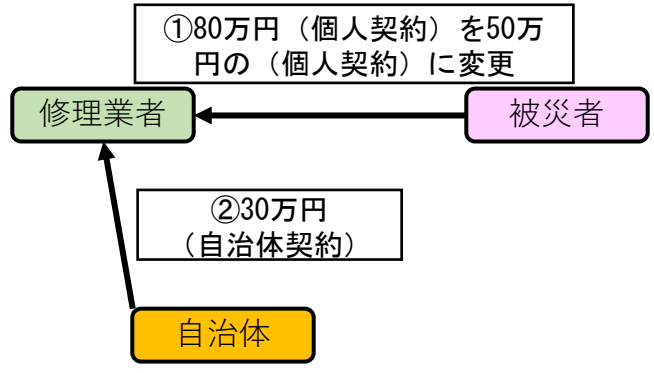
◎大丈夫

通常の応急修理のケース
（申請を受付、修理を実施）



◎大丈夫

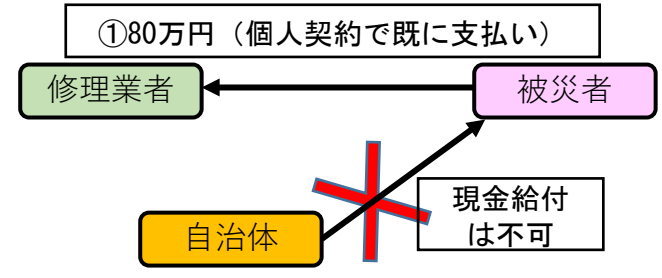
既に修理に取りかかったが、
支払に至ってないケース



※　被災者が既に工事を発注している場合であっても、修理業者に変更契約（80万円→50万円に変更）に応じて貰える場合には、自治体は応急修理の対象として差し支えない。

×対象外

既に修理完了し、業者に
支払ってしまったケース



※　応急修理の対象とはできない。

〔災害救助法の応急修理は、行政が修理業者に修理費用を支払うスキームであり、既に支払いが済んだ被災者の費用の補てんをすることはできない。〕

「令和３年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和３年12月21日閣議決定）において、「被災した住宅の応急修理（４条１項６号）に係る修理見積書については、修理事業者が作成する内訳書の添付をもって修理費用の内訳の記載に代えることができる様式を新たに加え、地方公共団体が使用する様式を選択することが可能となるよう、「災害救助事務取扱要領」（令和３年６月）を改正し、地方公共団体に令和４年５月を目途に周知する。」とされたところであり、以下のとおり周知をする。

応急修理を実施する自治体において、従来の修理見積書（別紙３－４－①）で申請を受けるのか、又は当該修理見積確認書（別紙３－４－②）の様式で申請を受けるのかを選択して使用すること。

従来様式

様式第３号　（別添３－４－①）

修 理 見 積 書

（ 全壊 ・ 大規模半壊 ・ 中規模半壊 ・ 半壊 ・ 準半壊 ）

※ 市町村が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に○をつけてください。

見積金額（総工事費）　0 円（消費税込）

☑ 「住宅の応急修理」申込関係

見積金額(応急修理分)(※1)　0 円（消費税込）

見積金額(被災者負担分)　0 円（消費税込）

工事名称	金 額（消費税込）	うち応急修理対象分（消費税込）（※2）	備考
①	0 円	0 円	
②	0 円	0 円	
③	0 円	0 円	
④	0 円	0 円	
⑤	0 円	0 円	
⑥	0 円	0 円	
合 計	0 円	0 円	

※1 １世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること
＜限度額＞全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合：　655,000円の範囲内
準半壊の場合：　318,000円の範囲内
※2 「うち応急修理対象分」欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分についての同欄の記載は「-」としてよい
※3 上表の内訳を添付（修理業者指定の様式で可。）すること

○○○県知事　又は　○○○市町村長　殿

（※修理業者記入）上記のとおり見積書を提出します。

令和　年　月　日

住 所	
会社名	
電話番号	
代表者名	

（※修理申込者記入）上記の見積書を確認しました。

令和　年　月　日

住 所	
氏 名	

（※市町村記入欄）

市町村名	受付番号	受付担当者名

追加様式

様式第３号　（別添３－４－②）

修 理 見 積 書

（ 全壊 ・ 大規模半壊 ・ 中規模半壊 ・ 半壊 ・ 準半壊 ）

※ 市町村が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に○をつけてください。

見積金額（総工事費）　円（消費税込）

☑ 「住宅の応急修理」申込関係

見積金額(応急修理分)(※1)　円（消費税込）

見積金額(被災者負担分)　円（消費税込）

工事内訳は別紙のとおり
（工事内訳は、修理業者が普段使用している様式を添付すれば良い）

※1 １世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を
＜限度額＞全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合：　655,000円の範囲内
準半壊の場合：　318,000円の範囲内
※2 修理業者は本様式とともに、工事費の内訳を添付（※修理業者指定の様式で可。）すること。
※3 応急修理の受付時には工事費の内訳を確認し、応急修理の対象工事に ◯ を付けること。

○○○県知事　又は　○○○市町村長　殿

（※修理業者記入）上記のとおり見積書を提出します。

令和　年　月　日

住 所	
会社名	
電話番号	
代表者名	

（※修理申込者記入）上記の見積書を確認しました。

令和　年　月　日

住 所	
氏 名	

（※市町村記入欄）

市町村名	受付番号	受付担当者名

※　いずれの見積書についても、工事内訳が必要であるが、別紙３－４－②　については、応急修理の対象工事を内訳書に◯を付して明確にすること。

※　工事内訳書（修理事業者が普段使用している様式）は、必ず提出すること。

10 学用品の給与

９　学用品の給与　（内閣府告示　第９条）

	一　般　基　準
対象者	災害により住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）
費用の限度額	①教科書、正規の教材：実費 ②文房具、通学用品： 小学校児童　５，５００円以内 中学校生徒　５，８００円以内 高等学校等生徒　６，３００円以内
救助期間	災害発生の日から ①教科書、教材：１か月以内 ②文房具、通学用品：15日以内

対象品目	①教科書及び正規の教材	学校にて有効適切なものとして使用しているワークブック、辞書、図鑑　など
	②文房具、通学用品	ａ．ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規　など
		ｂ．傘、靴、長靴　など
		ｃ．運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、笛、鍵盤付きハーモニカ、工作用具、裁縫用具　など

※　下線部は特別基準の設定が可能なもの。

９　学用品の給与

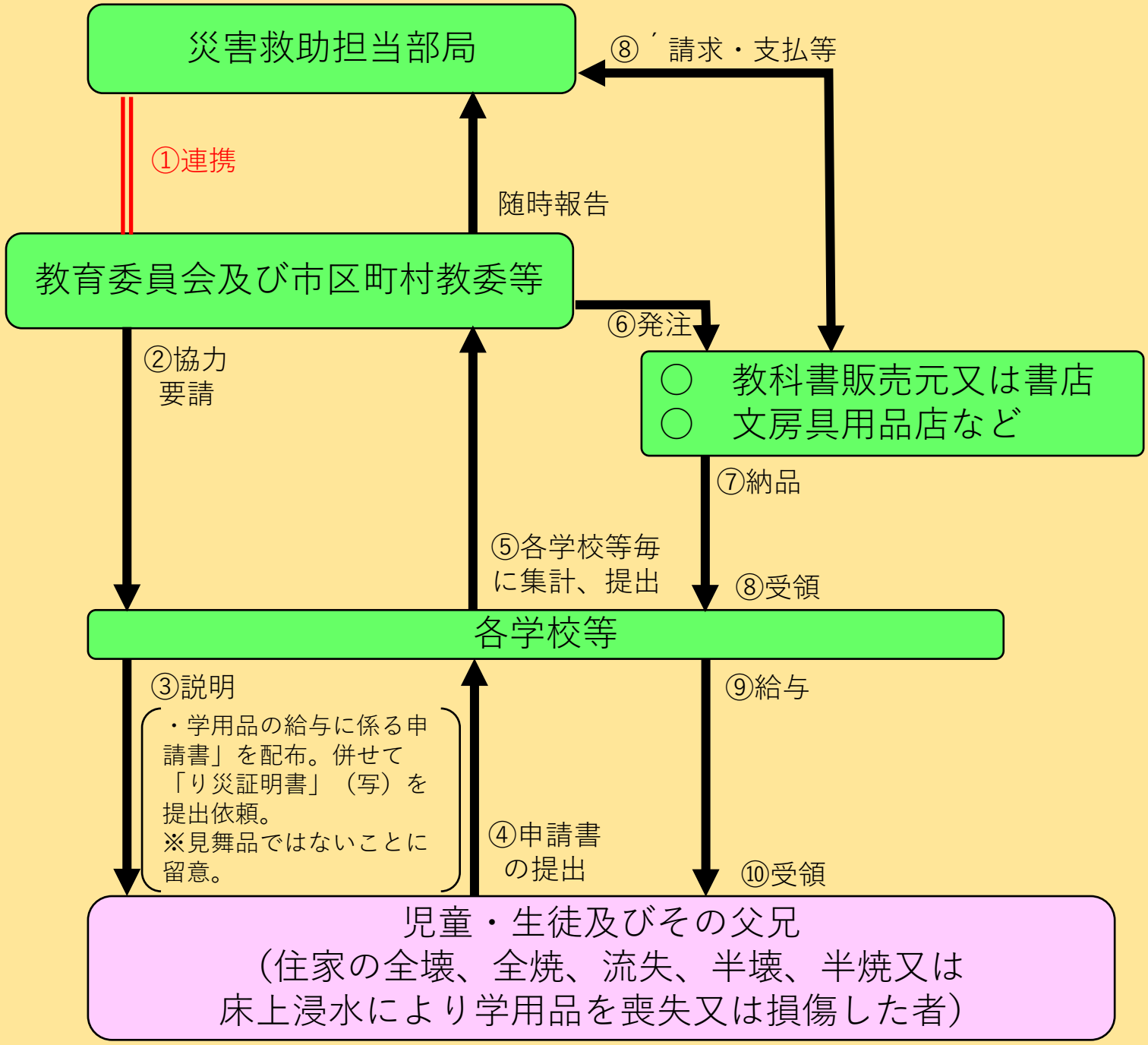
主　な　留　意　事　項

○　この救助は、見舞制度ではないので、各児童・生徒の被災状況を確認することなく、一律に教科書や文房具類を同数配布する等の運用は厳に慎むこと。

○　通学途中又は学校や近所の親類宅等で被災した場合なども必要と認められれば支給して差し支えない。

「学用品の給与」の対象となる児童・生徒は以下のとおりである。

- 小学校（義務教育学校の前期課程）
- 中学校（義務教育学校の後期課程）
- 高等学校（定時制課程及び通信制課程含む）
- 中等教育学校（前期課程及び後期課程、定時制課程及び通信制課程）
- 特別支援学校（小学部、中学部、高等部）
- 高等専門学校
- 専修学校
- 各種学校


災害救助担当部局
⑧´請求・支払等
①連携
随時報告
教育委員会及び市区町村教委等
⑥発注
②協力
要請
○　教科書販売元又は書店
○　文房具用品店など
⑦納品
⑤各学校等毎
に集計、提出
⑧受領
各学校等
③説明
・学用品の給与に係る申請書」を配布。併せて「り災証明書」（写）を提出依頼。
※見舞品ではないことに留意。
④申請書
の提出
⑨給与
⑩受領
児童・生徒及びその父兄
（住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は
床上浸水により学用品を喪失又は損傷した者）

11　埋　　葬

内閣府

11　埋　葬　（内閣府告示　第10条）

	一　般　基　準	備　考
対象者	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	
費用の限度額	１体当たり 大人（12歳以上）：232,200円以内 小人（12歳未満）：185,700円以内	被災市町村の火葬場が被災で使用できない等で他の市町村に運ぶ必要がある等の特殊な事情がある場合に限る
救助期間	災害発生の日から10日以内	
対象経費	①棺（付属品を含む） ②埋葬又は火葬（賃金職員雇上費を含む） ③骨壺及び骨箱	

※　下線部は特別基準の設定が可能なもの。

11　埋　葬

主　な　留　意　事　項

○　法による埋葬は、遺体が発見された後は速やかに遺族等の関係者に遺体を引き渡すのが原則であり、遺族がいないか、遺族がいても災害による混乱期等のため、その遺族が埋葬を行うことが困難な場合に実施するものであり、遺族が埋葬を執り行える状況にもかかわらず一律に行政で葬儀代を出すような見舞制度ではない。

○　法による埋葬は、災害の混乱期のため埋葬ができないときに行うものであるから、その死因及び場所の如何は問われず、直接災害のため傷病を受け亡くなった者に限らず病気等でたまたま亡くなった者も対象となり得るし、災害発生以前に死亡した者であっても埋葬が行われていない遺体は同様に取り扱って差し支えない。

○　死亡の原因が犯罪等によるとの疑いがある変死体については、ただちに警察署に届けることとし、法による埋葬は行わないこと。なお、警察当局から所要の措置を経た後に引き渡された場合は、法による埋葬を行っても差し支えない。

12　死体の捜索

内閣府

12　死体の捜索　（内閣府告示　第11条第１項第１号）

	一　般　基　準	備　考
対象者	災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により、既に死亡していると推定される者を捜索する	
救助期間	災害発生の日から１０日以内	
対象経費	舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費	

※　下線部は特別基準の設定が可能なもの。

12　死体の捜索

主　な　留　意　事　項

○　消防や警察、派遣依頼を受けた自衛隊等による救出活動は、原則として法の対象とならない。これらの組織は、当該業務をその本務としているとともに、通常自己完結的に必要な機材や道具等を備えているのが当然だからである。

○　人の捜索に限定される。財産や動物等は対象とならない。

○　遺体の捜索を行うにあたり原因は問わない。現に捜索を必要としている以上、その原因が不可抗力によるものであろうと、本人の過失によるものであろうと、業務上の事由によるものであろうと問わない。

13　死体の処理

内閣府

13　死体の処理　（内閣府告示　第11条第１項第２号）

	一　般　基　準	備　考
対象者	災害の際死亡した者に、死体に関する処理（埋葬を除く）をする	通常死体の発見から埋葬に移る過程において行われる
費用の限度額	①死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 １体当たり：3,700円以内 ②死体の一時保存 死体一時収容施設利用時：通常の実費 上記が利用出来ない場合： １体当たり：5,900円以内 （注）ドライアイス購入費の実費加算可 ③検案：救護班以外は慣行料金	②既存施設利用の場合は、借上費。 既存施設を利用できない場合は、賃金職員雇上費及び輸送費 ③救護班の場合は特別の費用は生じない。それ以外の場合も、遺族等がいる場合は当該遺族等が負担。
救助期間	災害発生の日から１０日以内	

※　下線部は特別基準の設定が可能なもの。

13　死体の処理

主　な　留　意　事　項

○　遺体が発見された場合は、遺族等の関係者に速やかに遺体を引き渡すべきであるが、遺体識別や遺体に対する最低限の措置として、泥土又は汚物等を付着したまま放置できないこと、原型を止めない程度に変形した遺体をある程度まで修復するため等に、法による死体の処理として遺体に対して洗浄、縫合、消毒等の処置を行うもの。

○　死体の一時保存は、遺体の身元を識別するため、また、遺族への引渡し又は埋葬までに時間を要する場合に行うもの。

○　法による死体の処理は、死因及び場所の如何を問わないこと、変死体の場合の対応については埋葬と同様。

14　障害物の除去

14　障害物の除去　（内閣府告示　第12条）

	一　般　基　準	備　　考
対象者	半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	雪害の場合は、屋根に積もった雪なども放置すれば住家がつぶされるような場合に対象となる
費用の限度額	１世帯当たり：143,900円以内	対象世帯の市町村内平均で当該金額以下であれば構わない
救助期間	災害発生の日から１０日以内	
対象経費	ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等	

※　下線部は特別基準の設定が可能なもの。

14　障害物の除去

主　な　留　意　事　項

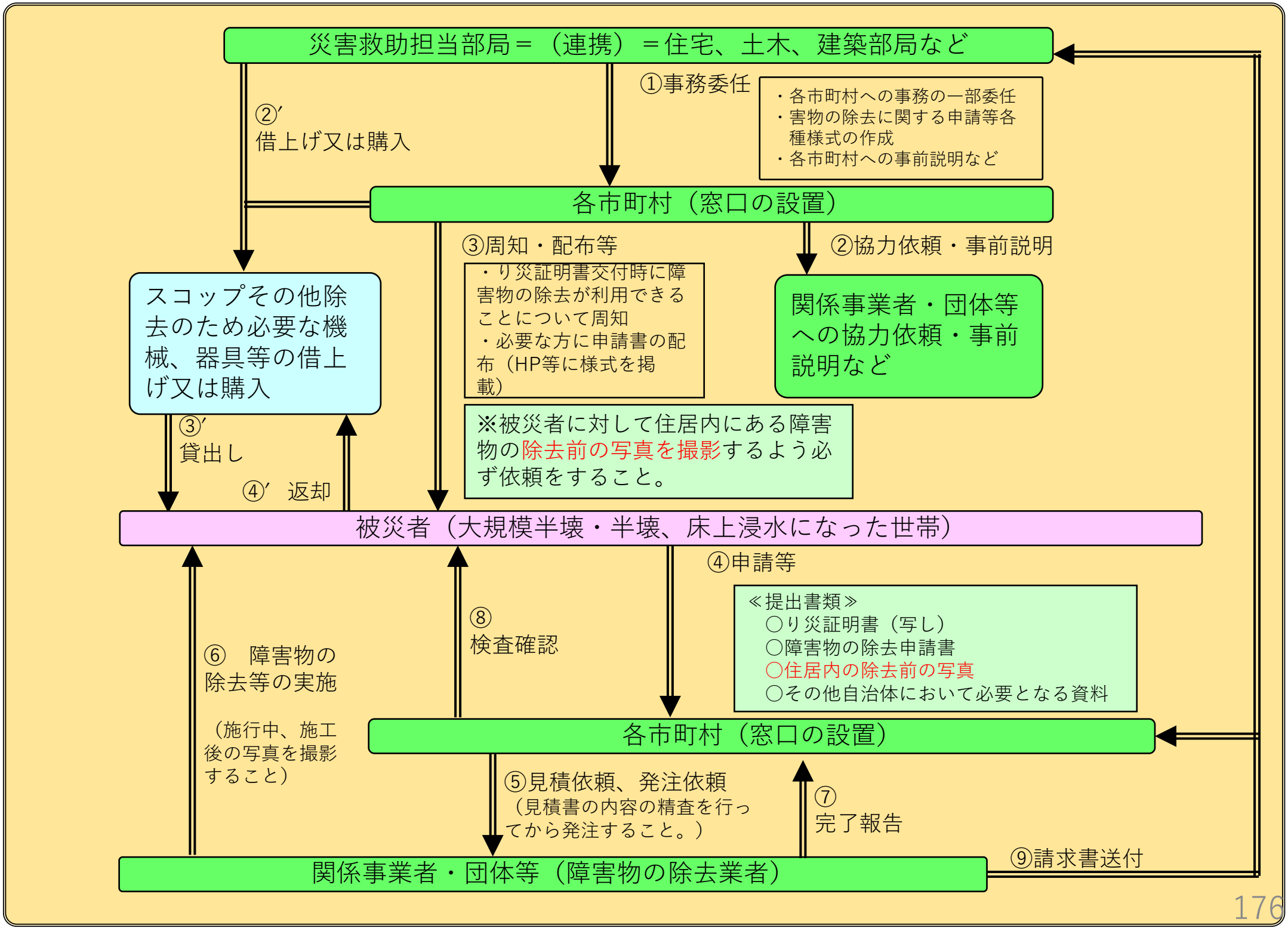
○　この制度の趣旨は、生活上欠くことのできない場所の障害物を除去することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものである。

○　そのため、住家を一時的に失った者に提供される「応急仮設住宅の供与」との併給はできない。

○　居室、台所、玄関、便所等の生活上欠くことのできない場所が対象であるが、住家の入口が閉ざされている場合の玄関回りも対象として差し支えない。

○　障害物の除去は、当面の生活が可能となるように応急的に行うものであり、原状回復を目的とするものではないので、障害物除去後の室内の清掃、消毒等は対象とはならない。

○　住家及びその周辺の障害物の除去が対象であり、道路、河川、農地、学校等住家以外の障害物については、各管理者が対応すべきものであり、また、災害廃棄物については、各市町村が対応すべきものである。


災害救助担当部局＝（連携）＝住宅、土木、建築部局など
①事務委任
・各市町村への事務の一部委任
・害物の除去に関する申請等各種様式の作成
・各市町村への事前説明など
②′
借上げ又は購入
各市町村（窓口の設置）
③周知・配布等
・り災証明書交付時に障害物の除去が利用できることについて周知
・必要な方に申請書の配布（HP等に様式を掲載）
②協力依頼・事前説明
関係事業者・団体等への協力依頼・事前説明など
スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上げ又は購入
③′
貸出し
④′ 返却
※被災者に対して住居内にある障害物の除去前の写真を撮影するよう必ず依頼をすること。
被災者（大規模半壊・半壊、床上浸水になった世帯）
④申請等
≪提出書類≫
〇り災証明書（写し）
〇障害物の除去申請書
〇住居内の除去前の写真
〇その他自治体において必要となる資料
⑧
検査確認
⑥ 障害物の除去等の実施
（施行中、施工後の写真を撮影すること）
各市町村（窓口の設置）
⑤見積依頼、発注依頼
（見積書の内容の精査を行ってから発注すること。）
⑦
完了報告
⑨請求書送付
関係事業者・団体等（障害物の除去業者）

（参考）発災時の宅地内にある廃棄物・土砂の排出に係る国から被災自治体への支援制度

	障害物の除去 （災害救助法に基づく国庫負担）	**災害等廃棄物処理事業** （廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく国庫補助）	**堆積土砂排除事業** （都市災害復旧事業国庫補助） 【対象は土砂のみ】
宅地からの除去	△ （日常生活上欠くことができない場所のみ）	△ （市区町村※が行う場合）	△ （土砂の放置が公益上重大な支障となる場合）
集積場への運搬	○	○	△ （土砂の放置が公益上重大な支障となる場合）
処分場への運搬	○	○	○
実施主体	都道府県又は救助実施市 （法事務委任を受けた場合は市区町村）	市区町村	市区町村
所管省庁	内閣府	環境省	国交省

※　市区町村が事業を行う前に、所有者等が事業者に依頼し、宅地からの撤去を行った場合の手続きについては、環境省にお問い合わせください。

障害物の除去に関する留意事項

○　被災状況の写真撮影

応急修理の申請手続と同様に被災した住宅の被災状況のわかる写真等の添付が必要になる。

清掃や修理をしてしまってからでは、正確な被害状況が把握できなくなってしまうことから、被災者に対して被害状況の写真撮影を必ず行うよう周知徹底していただきたい。

住宅に被害を受けた皆様にお願い！
カメラがなければスマホでも構わないので、必ず被災住宅の写真を撮影してください。

障害物の除去を実施する被災の方並びに事業者の方にお願いです。

障害物の除去を実施する際は、実施箇所が分かるよう**写真**を撮影して下さい。

法による障害物の除去では、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等を自助・共助では除去ができない状態にある場合において、自治体が施工業者等に依頼して除去するものであり、被害の状況写真がないと判断ができません。






平年に比して積雪量が多く、若しくは短期間に集中的な降雪があり、これを放置すれば、住家の倒壊等により、危害を受けるおそれが生じた場合（図２のような状況の住宅）は、住家の除雪の実施が可能ですが、降雪状況などは写真でしか判断できません。



内閣府防災担当

（参考）被災した自宅の写真撮影について（障害物の除去）

法による障害物の除去は、住家の一部又は全部に障害物が運びこまれ一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去し、居室、台所、玄関、便所等の当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者に対して行うものである。

住居内や被害状況の正確な把握を行うため、被災者や施工業者等に対して、障害物の除去の申請時など、住居内の障害物の状況等について写真撮影を行うよう周知徹底願いたい。

また、被災自治体においては申請時の被害状況を写真等で確認したうえで、障害物の除去を実施すること。

法による障害物の除去では、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等を自助・共助では除去ができない状態にある場合において、自治体が施工業者等に依頼して除去するものであり、状況写真がないと判断ができない。









14　屋根雪の除雪（障害物の除去）

主　な　留　意　事　項

○　平年に比して積雪量が多く、若しくは短期間に集中的な降雪があり、これを放置すれば、住家の倒壊等により、多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって、自らの資力及び労力によっては除雪を行うことができない者に対しては、住家の除雪（雪下ろし等）の実施が可能である。

○　日常的な除雪を行うものではなく、あくまで、救助として当面の日常生活に最低限必要な場所を対象とし、物置や倉庫等は対象とならない。

○　空き家等の管理者が除雪を行わないことにより倒壊して、隣接している住家に被害が生じるおそれがある場合など、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれがあるときは、住家の除雪（雪下ろし等）の対象に含めることは可能である。

屋根雪の除雪が必要な住家

○　法による屋根雪の除雪は、住家の屋根に雪が積もって放置しておけば住家が倒壊するおそれのある場合の雪下ろしや、玄関回りの敷地に積雪があり、除去しなければ家に出入りすることができない場合の敷地内の除雪等について、被災者自ら行うことが困難な場合に、都道府県（事務委任された市町村）が業者に委託するなどして実施するものである。

　具体的には、

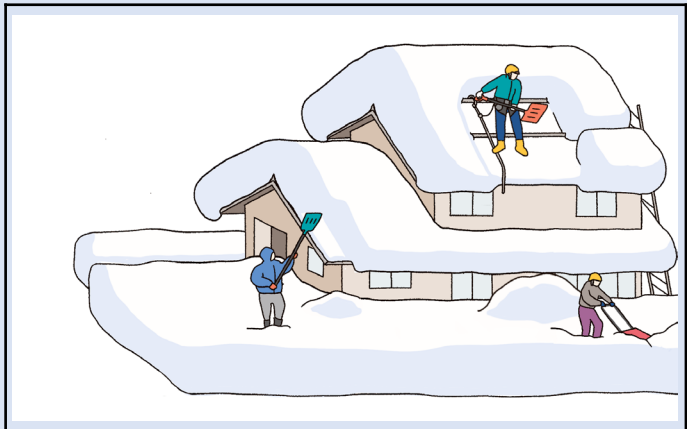
①　屋根雪の雪下ろし、
②　玄関などの出入口へのアプローチの確保、
③　屋根から下した雪、玄関前の雪等を重機を使用して積載車に積載し、排雪場に運搬

について屋根雪の除雪の対象としている。

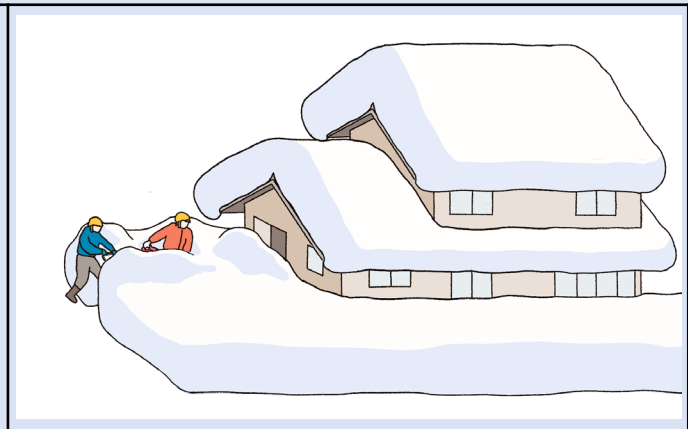
○　日常的な除雪を行うものではなく、あくまで、救助として当面の日常生活に最低限必要な場所を対象として実施すべきものであり、駐車場や物置や倉庫等は対象とならない。

　ただし、高齢者や障害者等で日常的に車椅子等による移動が必要な者が居住する世帯や、介護事業者の送迎バス等が停車するスペースの確保など特に必要となる箇所がある場合は除雪の対象として差し支えない。

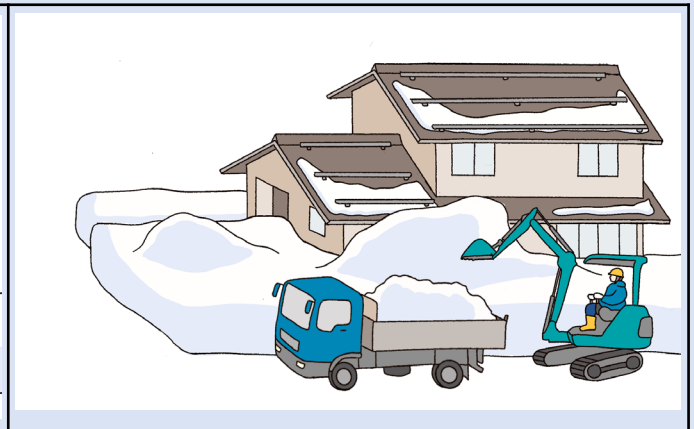
○　また、雪害に対する除雪に際しての空き家等の取扱については、空き家等の管理者が除雪を行わないことにより倒壊して、隣接している住家に被害が生じるおそれがある場合など、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれがあるときは、住家の屋根雪の除雪（雪下ろし等）の対象に含めることは可能である。



住宅が倒壊しないよう
屋根雪の雪下ろし



玄関など出入りが困難な状況、
出入口へのアプローチの確保



屋根から下した雪をユンボ等を使って
トラックに積載し、運搬

法による「障害物の除去」として対象となる屋根雪の除雪（例）

○　法による屋根雪の除雪の必要性が認められるのは、放置しておけば住家が倒壊するおそれがある場合や、生命・身体に危害が及ぶおそれがある場合であるが、個別の世帯ごとに具体的状況を確認して判断される必要がある。

　その判断に当たっては、以下の（１）及び（２）のような場合が法の救助の対象となりうるものであり、判断の参考とされたい。

（１）具体的な事例として、以下のような兆候が見られる場合

①　短期間の集中的な降雪等により、屋根に積もった雪の重量で住宅に軋みが生じている

②　大量に降り積もった雪の重みにより、玄関や住宅内の出入口の開閉に支障が生じている

③　大量に積もった雪が窓硝子に寄り掛かるように密着して、窓硝子が割れるおそれがある

④　屋根に降り積もった雪が地面（周囲）に積もった雪と繋がってしまい、放置すると軒の折損、窓硝子や壁面を損傷させるおそれがある

⑤　住宅の側面にあるプロパンガスや給湯器が設置されている場所及び通路が雪により閉ざされ、設備（プロパンボンベやガスメーター等）の確認・交換作業ができない

⑥　既に屋根から下した雪が、住宅の側面（周辺）に大量にあり、これ以上、屋根雪を下ろすことができない

※　これらの「事例」については、あくまで、救助実施主体である都道府県等の判断の参考にするために、屋根雪の除雪の対象となる「事例」を示したものであり、これらに対象が限定されるものではない。



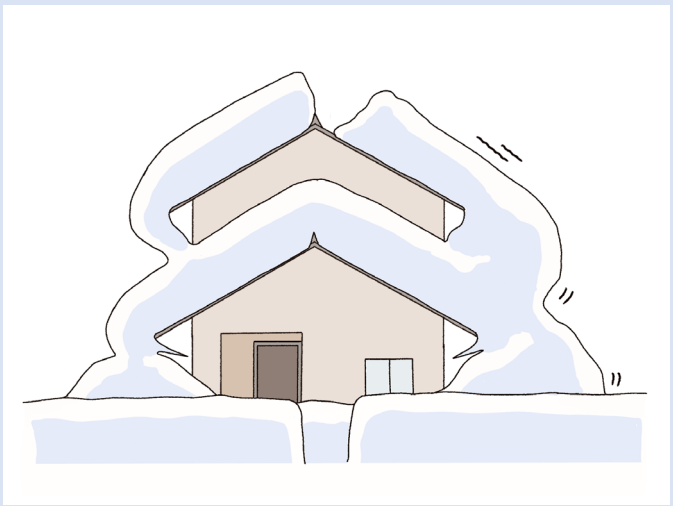
① 住宅に軋み（きしみ）が生じている



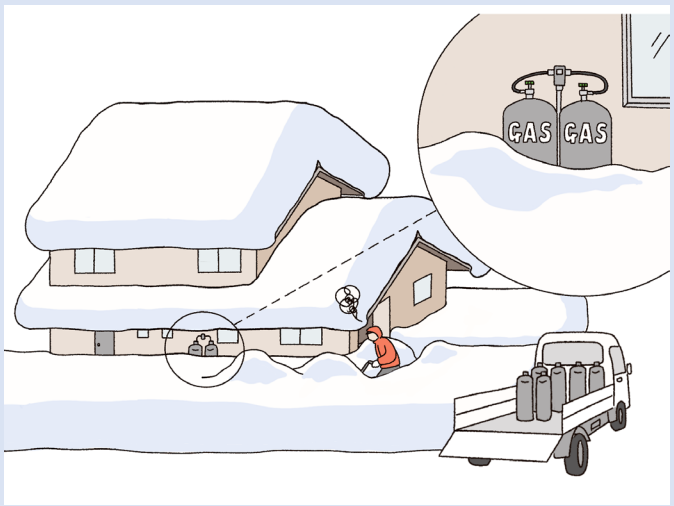
② 雪の重みにより、住宅の出入口の開閉に支障が生じている



③ 積雪が窓硝子に密着して、窓硝子が割れるおそれがある



④ 降り積もった雪と屋根雪が繋がって、窓硝子や壁面を損傷させるおそれがある

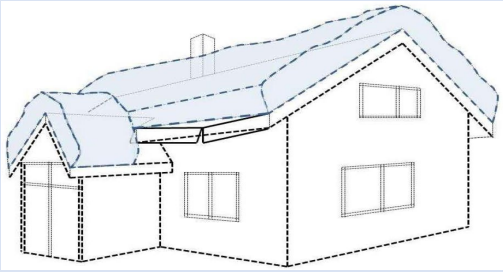


⑤ プロパンガスや給湯器が設置されている場所が雪により埋まり、設備の交換作業ができない

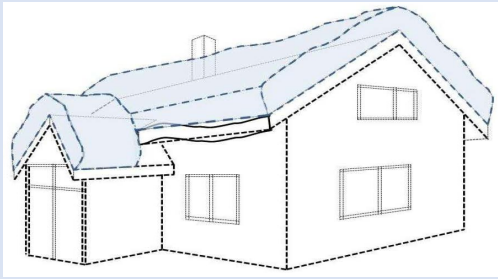


⑥屋根から下した雪が、住宅の側面に大量にあり、これ以上、屋根雪を下ろすことができない

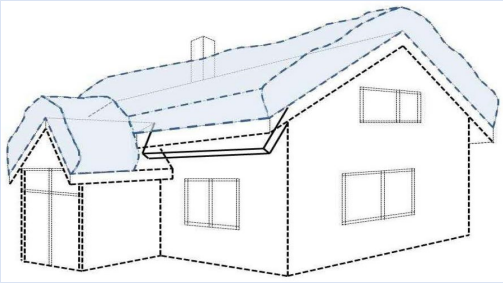
（２）また、以下⑦から⑰に記載する様な損壊が生じる又は生じるおそれが迫っている場合



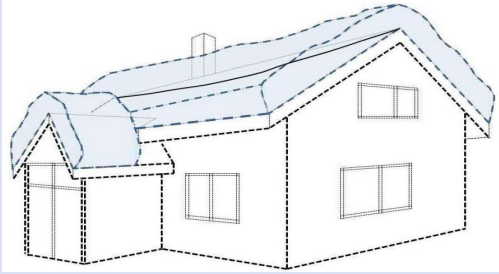
⑦軒先の折損



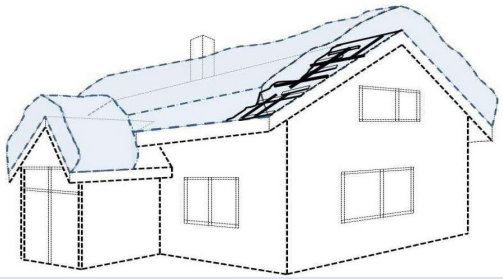
⑧軒先の変形



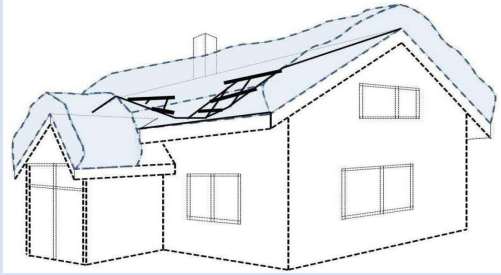
⑨軒先の折曲り



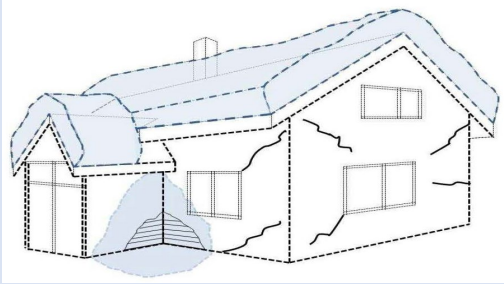
⑩屋根の変形



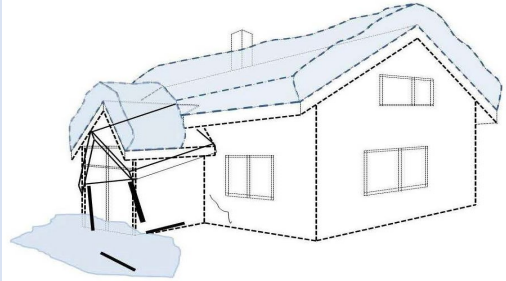
⑪屋根の一部破損



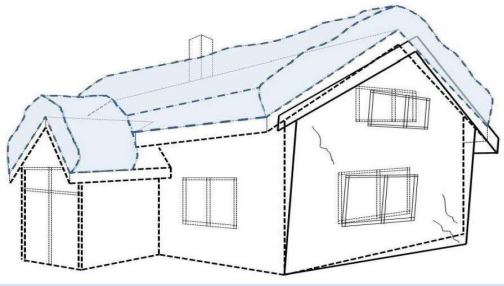
⑫屋根の崩落（M字型）



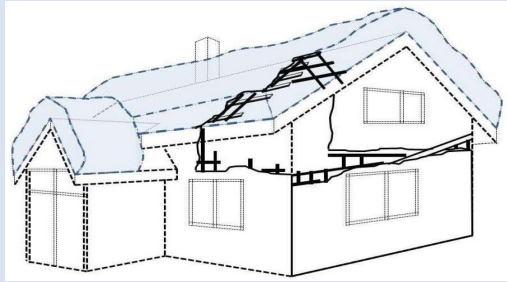
⑬壁の一部剥落及びヒビ割れ



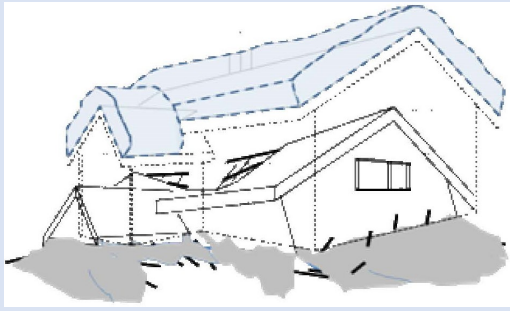
⑭下屋の破損



⑮建物の傾斜



⑯小屋組の端部崩壊



⑰建物の全体崩落

資料（図）提供：日本建築協会北海道支部「平成25年度　特色ある支部活動企画　大雪による建物倒壊危険度判定方法の策定」
（平成26年5月）

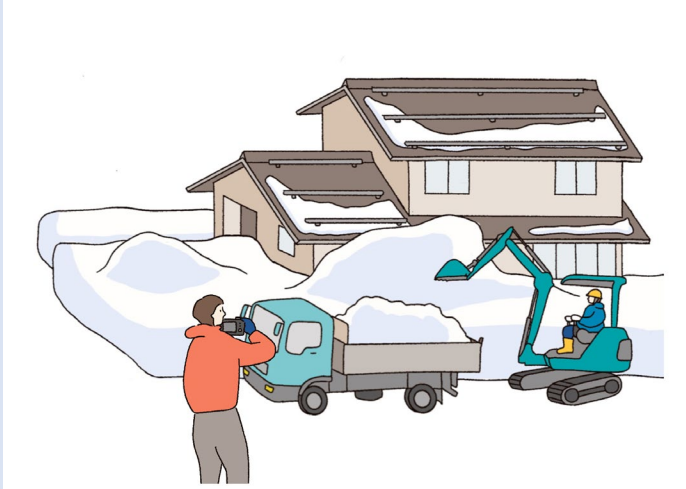
（参考）屋根雪の除雪が必要な住宅の写真撮影について

カメラがなければスマホでも構わないので、
必ず被災住宅の写真を撮影してください。

○　降雪による被害について「救助の必要性」、「救助内容の妥当性」を示す事実を確認する必要から、原則として、屋根雪の除雪に係る除雪前、除雪中、除雪後の写真撮影をお願いしている。住宅の積雪の状況、除雪の状況等について写真撮影を行うよう周知徹底を図ること。

　また、被災自治体においては申請時の被害状況を写真等により確認した上で、屋根雪の除雪を実施すること。

　なお、写真が無い場合は、別の方法により「救助の必要性」、「救助内容の妥当性」を示す事実を確認することとなるが、その場合、写真の場合と比べて資料収集の面等で困難が予想されるので留意すること。

	
屋根の雪下ろしの作業を写真撮影	屋根から下した雪をトラックに積載する様子を写真撮影

障害物の除去に関するＱ＆Ａ

	質　　問	回　　答
1	強風により自宅の屋根に庭の樹木が倒れてきた。障害物の除去で取り除いてもよいか。	直ちに倒木を処理しなければ住家がつぶれてしまう場合は対象となる。庭に樹木が倒れている、屋根に樹木が寄り掛かっているだけでは対象とはならない。
2	自宅の庭に大きな岩石が転がってきた。障害物の除去で取り除いてもよいか。	障害物の除去は、生活上欠くことのできない場所が対象であり、庭、軒先は対象外となる。ただし、岩石が住家の入口（玄関）等を閉ざしている場合は対象として差し支えない。
3	住宅内の家具や畳等を一時的に屋外に搬出する際、障害物の除去で搬出してもよいか。	住家内に運びこまれた土砂、土石、木竹の除去を対象としており、家具や畳等の搬出は対象とはならない。
4	住宅前の道路に流れてきた土砂が埃や粉じんとなり、迷惑を被っている。障害物の除去で実施してもよいか。	通常、道路管理者が撤去を実施するものであり、障害物の除去の対象とはならない。
5	大降雪により積もった雪を放置すれば住宅が潰れかねない。屋根の雪を障害物として除去してよいか。	住宅が倒壊するおそれが生じている場合であって、生命・身体に危害が及ぶおそれがあるものを対象として緊急的に障害物の除去により雪下ろしをして差し支えない。
6	屋根から降ろした雪について排雪する場所がなく、やむを得ず排雪場まで運搬する場合、障害物の除去で対応してもよいか。	雪捨て場への雪の運搬を一律に救助の対象とすることは困難であるが、雪の運搬をしなければ被災者の生命及び身体、日常生活に支障を生じる等のやむを得ない事情がある場合など、個別の事情により判断することとなるので留意すること。
7	自宅内の障害物を除去した後、清掃や消毒は対象となるか。	清掃や消毒は、通常、居住者によってなされることとしているものであり、障害物の除去には含まない。
8	市町村職員用に購入したロープ、シャベル、スコップ、レーキ等の器具、障害物を運搬するために借り上げたトラック等を社会福祉協議会等を通じてボランティアに貸し出してもよいか。	差し支えない。ただし、ボランティア支援を名目として購入等した場合については、災害救助費の対象としないものであることに留意願いたい。
9	火山灰の除去は災害救助法の対象となるのか。	火山灰の降灰除去事業については、活動火山対策特別措置法に基づき、道路、下水道、都市排水路、公園、宅地に係る降灰除去費用の補助を行っているものであり、他の制度により実施することができるときには法による救助の対象には該当しない。

15　災害が発生するおそれがある場合による避難所の供与等

内閣府

災害が発生するおそれのある段階の避難所の供与

気象予報に関する技術の進歩等により台風等による非常災害の発生のおそれを一定程度予測できるようになった。
非常災害が発生するおそれがある場合、住民等の命を守る観点からは、事前避難が特に重要であり、事前避難による避難手段や避難先を確保するためには、災害が発生するおそれがある段階から円滑かつ迅速に行う必要がある。

例えば、特別警報を発表するような台風の上陸する予報が出され、その進路や進路上の地域の状況等から複数の都道府県にわたって非常災害の発生するおそれがある場合について、総合的に判断して、非常災害対策本部を設置することになる。

どのような災害において、おそれ段階の救助が行われるのだろうか

国が特定・非常・緊急のいずれかの災害対策本部を設置
（～によって被災するおそれのある都道府県」（告示が示される））

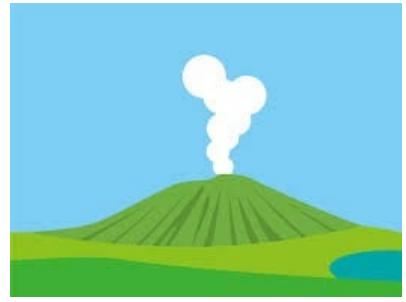
【具体例１】
特別警報を発表するような台風の上陸する予報が出され、その進路や進路上の地域の状況等から複数の都道府県にわたって非常災害の発生するおそれがある場合（過去の災害例：令和元年台風第19号、令和２年台風第10号など）

広域避難や離島からの避難等



【具体例２】
活火山において噴火の兆候が見られ、著しく異常かつ激甚な非常災害の発生のおそれがあると判断した場合（過去の災害例：有珠山など）

広域避難や離島からの避難等



災害が発生するおそれがある場合における避難所の供与の対象経費

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（告示）

第２条第１項第１号

ハ　避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）として、一人一日当たり三百六十円以内とすること。

告示に規定する「別に定める経費」とは、災害救助事務取扱要領（令和５年５月）に規定。

（３）基準額

イ　法による避難所の設置のために支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理に必要な費用で、具体的には、概ね次に掲げる費用である。災害が発生するおそれ段階における避難所の設置、維持及び管理のための費用については、建物の使用謝金や光熱水費とするが、避難所での生活期間は短期間であり、このことに留意して対応すること。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。

※　イ（エ）、（オ）、（カ）及び（キ）にも「災害が発生するおそれ段階における費用」について記載しているので留意すること。

災害が発生するおそれがある場合における避難所の供与の期間

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（告示）

第２条第１項第１号

へ　法第四条第一項第一号の避難所を開設できる期間は、災害発生の日から七日以内とし、同条第二項の避難所を開設できる期間は、法第二条第二項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間とすること。

告示に規定する「別に定める日」とは、「災害救助事務取扱要領」に規定。

（２）期間

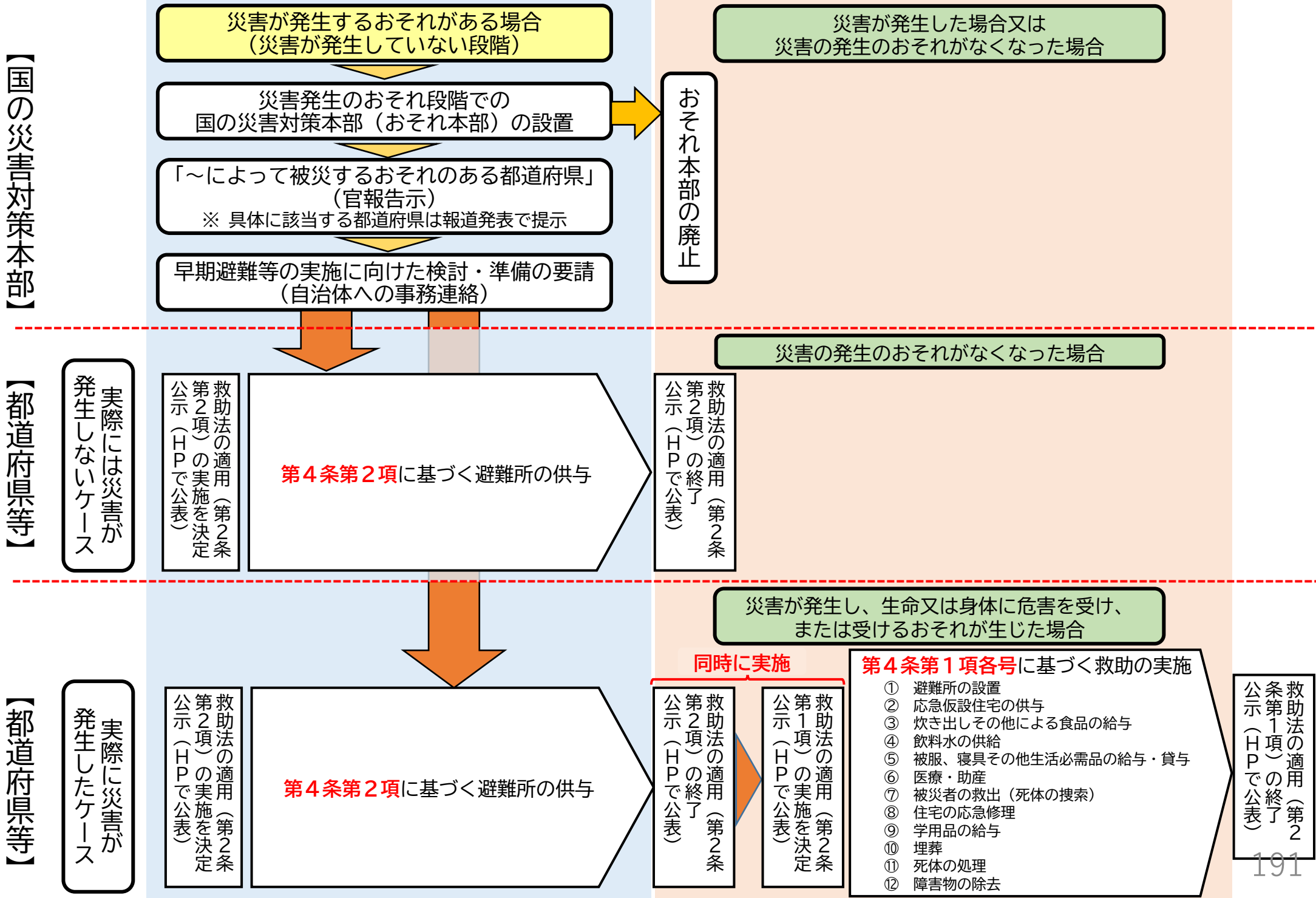
ア　災害が発生するおそれ段階においては、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなったときに救助を終了するものとする。

また、災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第２条第２項に定める救助を終了する旨を公示し、同時に法第２条第１項による救助を行う旨を公示すること。（法第４条第２項の避難所の供与は当該公示をもって終了となる。）

※　生命又は身体に危害を受けるおそれがなくなり、現に救助を要する者が帰宅した（できる）状況となった段階をもって救助を終了することとなる。

※　第４条第２項による救助を終了する際、災害による被害が発生し、生命又は身体に危害を受けている場合は、第４条第１項に基づく救助を行うため、改めて救助法の適用を行うこととなる。

災害救助法の適用と公示の流れ



16　輸送費及び賃金職員雇上費

内閣府

16　輸送費及び賃金職員等雇上げ費（内閣府告示　第13条）

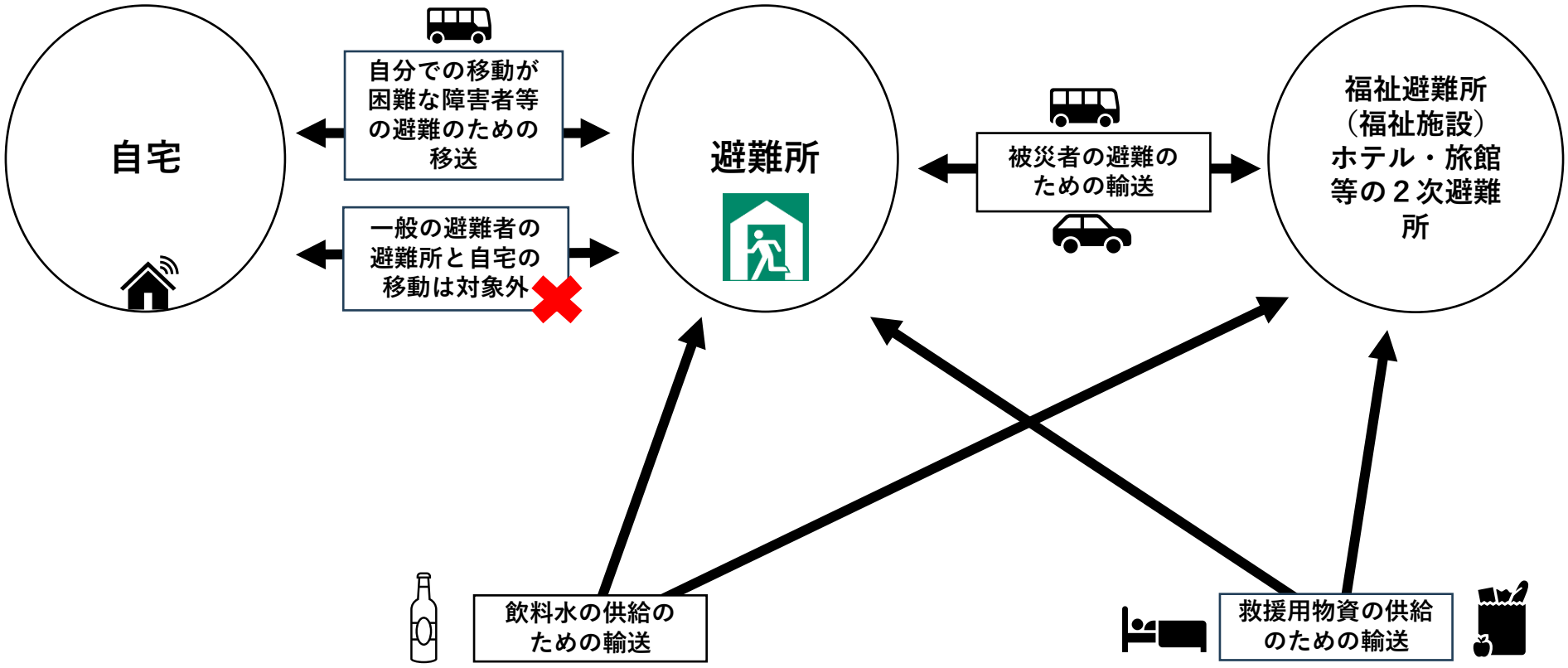
○　輸送費

輸送の種類	○災害が発生するおそれ段階の要配慮者等の避難のための輸送 ○被災者の避難のための輸送 ○医療及び助産のための輸送 ○被災者の救出のための輸送 ○飲料水の供給のための輸送 ○死体の捜索のための輸送 ○死体の処理のための輸送 ○救援用物資の輸送
対象経費	○自動車等の輸送用機器等の借上費、燃料費、修繕費及び消耗機材費等の実費
対象経費の例	○避難者を、避難所の集約や二次避難への移送に伴い、避難所から避難所に輸送する費用。（被災者の避難のための輸送） ○飲料水そのものの輸送や飲料に適する水を確保するための輸送（飲料水の供給のための輸送） ○救援用物資として、食料等を避難所に輸送する費用。（救援用物資の輸送）

【輸送のための事前準備事項】
　災対法2条2項の災害の発生のおそれ段階において、広域避難等の事前避難を実施する必要が生じた場合において、高齢者や障害者等で避難行動が困難な要配慮者等の輸送を円滑に実施できるよう、要配慮者の状況把握や避難支援、輸送を担う事業者団体等との調整、交通状況の把握等に係る関係部局による連携体制を確立しておくとともに、事業者団体等との輸送支援に係る協定を締結するなど、輸送手段の確保を図っておくこと。

16　輸送費及び賃金職員等雇上げ費（内閣府告示　第13条）

○　輸送費（対象経費のイメージ）



※　定期的な受診のための病院への輸送は対象外（緊急時の救急車の輸送は対象）
※　ペット等だけの輸送も対象外

救助の項目	救助のための輸送例（事務取扱要領　抜粋）
イ　被災者の避難のための輸送	（ア）被災者の避難のための輸送には、避難者自身を避難させるための輸送と、被災者を誘導するための要員、資材等の輸送が考えられる。 （イ）法による救助として実施する輸送は、被災者の生命の安全を図るための輸送に限られる。したがって、原則、人命の救助が最優先される。このため、ペット、家畜、家財道具等の運搬は対象とならない。しかしながら、盲導犬や介助犬等の様に、これらの運搬を行わなければ本人の避難等に支障がある場合に、避難者全体の避難に支障をきたさない範囲で、併せて実施することを禁じるものではない。 （ウ）被災者の避難のために必要な要員及び資材等の輸送の費用であるが、避難所設置のための要員及び資材の輸送は、避難所を設置するための経費に含まれているので、特別な場合を除き、ここでいう輸送として支出しないこと。 （エ）堤防決壊防止のための資材等の運搬等、災害予防及び被害拡大防止のための費用はその効果が避難と同一効果をもたらすものであっても、法による救助ではなく、他の制度により費用を負担すべきものであるので、ここでいう輸送に当たらない。ただし、法による救助のために運搬した資材等を、緊急やむを得ない場合に、これら経費について他制度等で負担することを前提とし、これを利用させることを妨げるものではない。 （オ）警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の行った被災者の輸送等については、特別な事情がない限り、それぞれの業務として考えられ、それぞれが負担するのが通常であるから、原則としてここでいう輸送には当たらないこと。 （カ）輸送の対象となる避難は、原則として次のような場合の避難であって、市町村長の指示等に従って行われた避難とする。したがって、市町村長の指示等に従わずに、住民等が勝手に避難した場合の輸送は、原則として、ここでいう輸送には当たらない。また、避難所からホテル・旅館等への避難（２次避難）の際の避難所からの移動や、ホテル・旅館等への避難先から元々の避難所等への移動も対象となる。 ①　都道府県知事、市町村長又は警察官等により避難勧告等が発令された場合の避難。 ②　緊急時のために都道府県知事、市町村長又は警察官等による避難勧告等が発令される暇がなかったが、客観的にみて当然避難を要する状況にある場合の避難。 （キ）避難を終え、各自が帰宅するときの輸送は、通常、ここでいう輸送に当たらない。ただし、災害直後のことでもあり、橋梁の流失、道路の決壊等があって、帰宅しようにも帰宅することが困難な場合等には、帰宅の輸送も認めて差し支えない。
キ　救援用物資の輸送	救援用物資とは、被災者に給与する毛布、被服及び日用品等の生活必需品だけでなく、食料、学用品、燃料、医薬品、衛生材料及び義援物資等、被災者の応急救助のために直接使用されるあらゆる物資の輸送をさす。 ただし、他の法令等によりその費用が措置される物資については原則として除かれる。 なお、次に掲げる資材等については、基準告示に定める各救助を実施するため支出できる費用に通常必要となる額は含まれているので、特別な事情にある場合を除き、対象とならない。 （ア）　避難所設置のための資材等 （イ）　応急仮設住宅建築のための資材等 （ウ）　住宅の応急修理のための資材等 （エ）　埋葬のための棺、壺及び骨箱 （オ）　死体の一時保存のための資材等 （カ）　障害物の除去のための資材等

※　このほか、災害が発生するおそれ段階の要配慮者等の避難、医療及び助産、被災者の救出、飲料水の供給、死体の捜索、死体の処理のための輸送がある。

16　輸送費及び賃金職員等雇上げ費（内閣府告示　第13条）

○　賃金職員等雇上げ費

賃金職員等雇上げ費の例	○災害が発生するおそれ段階の要配慮者等の避難のための賃金職員等 ○被災者の避難のために必要な賃金職員等 ○炊き出しその他による食品の給与のために必要な賃金職員等 ○飲料水の供給のための必要な賃金職員等 ○医療及び助産のために必要な賃金職員等 ○被災者の救出のために必要な賃金職員等 ○遺体の捜索のために必要な賃金職員等 ○遺体の処理のために必要な賃金職員等 ○救援用物資の整理、配分及び輸送に必要な賃金職員等
対象経費	○賃金職員等雇上げに要した実費
対象経費の例	○多数の避難者を避難させるために、自治体職員では十分な対応ができず、賃金職員を雇い上げた費用（被災者の避難のために必要な賃金職員等） ○被災者に炊き出しを実施する際に、飲食業者等を雇い上げた費用（炊き出しその他による食品の給与のために必要な賃金職員等） ○飲料水そのものの輸送や配分等に要した賃金職員を雇い上げた費用（飲料水の供給のための必要な賃金職員等） ※避難所運営に係る雇上げ費は「避難所の設置」の項目に計上すること。

救助の項目	救助のための賃金職員等の例（事務取扱要領　抜粋）
イ　被災者の避難のために必要な賃金職員等	（ア）避難の誘導等は、通常、地方自治体職員等（消防又は警察関係職員等を含む。）を中心として、地域住民の協力の下に行うことが原則であり、災害の突発性を考えたときには、これらの要員を賃金職員等で雇い上げて対応することは至難のことと考えられるが、多数の被災者を避難させるためなど、何らかの事情により地方自治体職員等では十分な誘導ができない場合、誘導のための要員を賃金職員等として雇い上げることができる。 （イ）法による救助として実施する避難は、被災者の生命の安全を図るための避難に限られ、ペット、家畜、家財道具等の運搬は対象としないが、これらの運搬を行わなければ本人自身の救助に支障をきたし、被災者全体の避難に支障をきたさない限りは、併せて実施することを禁じるものではないのは前述のとおりであるが、これを実施するために特別に賃金職員等を雇い上げることは、原則として認められない。 （ウ）避難所の設置及び維持管理のための要員は、避難所を設置するための経費に含まれているので、特別な事情がある場合を除き、ここでいう賃金職員等として支出しないこと。特別な事情がある場合とは、例えば、被害が甚大などの理由により、警察、地方自治体職員等（学校教職員を含む）の要員が不足し、また、人心も定まらず騒擾のおそれなどがあり、自治組織、警察、地方自治体職員等（学校教職員を含む）のみで避難所の治安を維持することが困難なため、警察等にあたる職員を雇い上げることが必要な場合等が考えられる。これらの場合に、法による避難所設置のため支出できる費用の範囲を超え、特別に賃金職員等を雇い上げる場合は内閣総理大臣に協議する必要がある。 （エ）災害の予防、被害拡大の防止のための費用は、被災者の避難のための輸送の場合と同様に、ここでいう被災者の避難のために必要な賃金職員等には当たらない。ただし、災害の予防、被害拡大防止のため、法による救助のための賃金職員等を当該業務に従事させることを妨げるものではないが、費用の負担については、業務時間の割合等で負担すべきである。 （オ）原則として警察、消防（消防団を含む。）、自衛隊、海上保安庁等の直接救出作業に関係ある官公庁等が行った救助等については、被災者の避難のための輸送の場合と同様に、ここでいう被災者の避難のために必要な賃金職員等には当たらない。ただし、輸送の場合と同様に、これら業務の範囲を超えた救助に対して求償がなされた場合は、内閣府と連絡調整を図ること。 （カ）被災者の避難のために必要な賃金職員等とは、避難を命じた市町村長等が、そのために雇い上げた賃金職員等に限られ、個々人が避難したときに当該個々人が任意に雇った人員等は、原則として、ここでいう賃金職員等には当たらない。 （キ）避難を終え、各自が帰宅する場合の取扱いは、被災者の避難のための輸送の場合と同様である。

救助の項目	救助のための輸送例
ウ　炊き出しその他による食品の給与のために必要な賃金職員等	（ア）炊き出しその他による食品の給与のために必要な賃金職員等については、被災者や地域住民の相互扶助を中心に、地方自治体職員、ボランティア等の協力により行われるのが通常であるので、特別な事情にない限りは必要ないと考えられる。 （イ）特別な事情がある場合には、例えば、ボランティア等への炊き出し等が必要で、これに要する経費を救助事務費として計上できないため、内閣総理大臣に協議し、賃金職員等雇上費として支出する場合等が考えられる。
エ　飲料水の供給のために必要な賃金職員等	（ア）飲料水の供給のために必要な賃金職員等には、飲料水そのものの輸送及び配分等と、飲用に適する水を確保するために必要な要員が考えられるが、いずれも飲料水の供給のために必要な賃金職員等と考えて差し支えない。 （イ）飲料水を確保するために必要な人員とは、通常の水を飲用に適した水とするために行う各種処理を行うために必要な人員のこと。
ク　救援用物資の整理、配分及び輸送に必要な賃金職員等	救援用物資とは、救援用物資の輸送で触れたように、被災者の応急救助のために直接使用されるあらゆる物資をいう。 ただし、原則として、他の法令等によりその費用が措置される物資又は基準告示に定める各救助を実施するため支出できる費用に含まれる次に掲げる資材等は対象とはならない。 （ア）避難所設置のための資材等 （イ）応急仮設住宅建築のための資材等 （ウ）住宅の応急修理のための資材等 （エ）埋葬のための棺、壺及び骨箱 （オ）死体の一時保存のための資材等 （カ）障害物の除去のための資材等

※　このほか、災害が発生するおそれ段階の要配慮者等の避難、医療及び助産、被災者の救出、遺体の捜索、遺体の処理のための賃金職員等の雇上げ費もある。

Q&A（よくある質問②）

再掲

	Question	Answer
炊き出しその他による食品の給与	市や県が備蓄をしていた食料を避難者に提供した場合、その費用は災害救助法の支弁対象になるか。	災害救助基金で購入している場合は、対象となる。 ※他の国庫措置（交付金等）で購入しているものは対象外
炊き出しその他による食品の給与	一般基準の金額を上回ってしまいそうだが、どうしたらよいか。	内閣府に協議いただければ柔軟に対応するため、ためらわずにまず相談すること。 （ただし、華美な食事や種類は当然対象外）
飲料水の供給	ペットボトル水は災害救助法の支弁対象になるか。	対象となるが、ペットボトル水は炊き出しの項目で対象になるので、飲料水ではなく、炊き出しの項目で請求すること。
輸送費及び賃金職員等雇上費	自宅から避難所に避難するのに要した輸送の費用は災害救助法の支弁対象になるか。	原則対象外だが、高齢者、障害者等の要配慮者で自ら避難することが困難な状況にある者等を避難所へ輸送するための、バスの借上げ利用料等の費用であれば、対象となる。
輸送費及び賃金職員等雇上費	避難指示がない状態で輸送を行った場合、費用は災害救助法の支弁対象になるか。	緊急時のために都道府県知事、市町村長又は警察官等による避難勧告等が発令される暇がなかったが、客観的にみて当然避難を要する状況にある場合の避難であれば、対象となる。
輸送費及び賃金職員等雇上費	避難所の運営を自治体組織ではなく、他組織に委託をした時の、賃金職員等雇上げ費は災害救助法の支弁対象になるか。	委託費は、様々な費用で構成されているものであり、そのうち、人件費等であれば「賃金職員等雇上費」の対象となり、必要物資については、「避難所の設置」の対象となる。
救助事務費	職員の時間外勤務に関しては、避難所等ではなく、市役所等で事務を行っていた場合も災害救助法の支弁対象になるか。	応急救助に要した費用が対象であるので、本部機能を担った職員の時間外勤務は対象外。
救助事務費	職員等、支援者に提供した食費等は災害救助法の支弁対象になるか。	基本的には対象外。ただし、食料の確保が困難であり、不眠不休で業務に従事しているような場合であれば、炊き出し又は弁当等の支給・購入等をやむを得ない場合は対象となる。

※実際に救助法による国庫支弁の対象になるかは個別事例による側面があるため、あくまで参考としてご活用いただきたい。

17　救助事務費

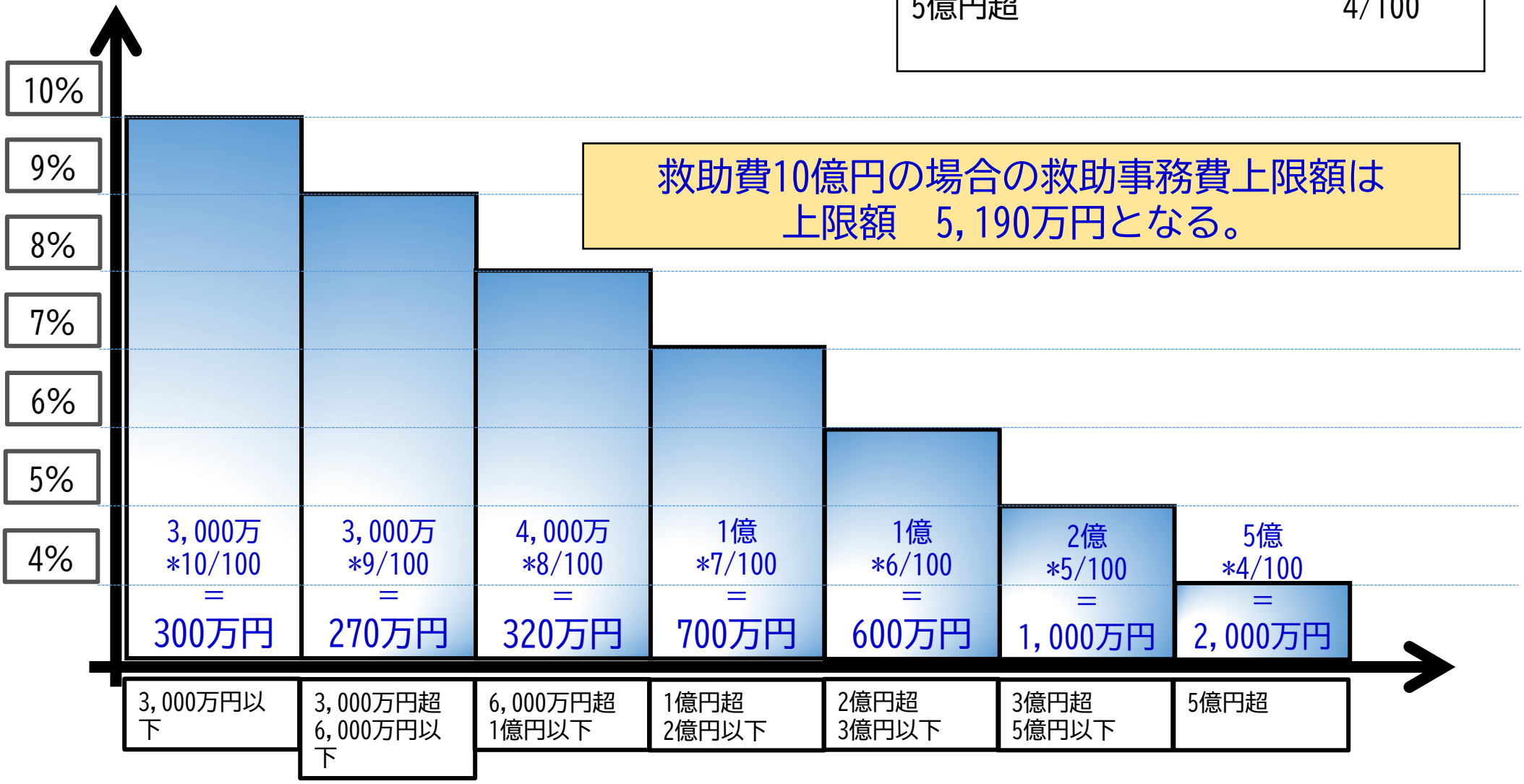
16　救助事務費　（内閣府告示　第15条）

	一　般　基　準
	法第18条第１項の救助の事務を行うのに必要な費用
費用の限度額	3,000万円以下　10/100 3,000万円超6,000万円以下　9/100 6,000万円超１億円以下　8/100 1億円超2億円以下　7/100 2億円超3億円以下　6/100 3億円超5億円以下　5/100 5億円超　4/100
対象経費	救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費 ○時間外勤務手当 ○賃金職員等雇上費 ○旅費 ○需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、及び修繕料） ○使用料及び賃借料 ○通信運搬費 ○委託費

救助事務費の計算方法

想定ケース：災害救助費が10億円の場合

3,000万円以下	10/100
3,000万円超6,000万円以下	9/100
6,000万円超１億円以下	8/100
1億円超2億円以下	7/100
2億円超3億円以下	6/100
3億円超5億円以下	5/100
5億円超	4/100



救助費10億円の場合の救助事務費上限額は
上限額　5,190万円となる。

災害ボランティアセンターに係る費用について

近年、頻発化・激甚化する災害への対応に必要不可欠なボランティアの調整（受入・活動調整等）を後押しすることで、公助による救助の円滑化・効率化を図る。

＜背景・課題＞

○　災害ボランティア活動やそれを調整する災害ボランティアセンターの運営は、被災者を支援する共助の取組として行われている。
○　一方、近年わが国で災害が頻発化・激甚化する中、ボランティア活動は益々活発化しており、広域から多数駆け付けるボランティアの調整の負担は増大している。
○　公助の災害救助活動である避難所運営や障害物除去などの救助を円滑かつ効果的に行うためには、公助の救助事務として、共助のボランティア活動との調整を実施することが必要となってきている。

公助による救助の円滑化・効率化を図るため、救助とボランティア活動の調整に必要な人員の確保について、災害救助法の国庫負担の対象とする。

＜概要＞

○対象事務：災害ボランティアセンターで行う救助とボランティア活動の調整事務
○対象経費：調整事務を行う人員を確保するための次の経費
・人件費（社協等職員の時間外勤務手当(休日勤務、宿日直を含む)及び社協等が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金）
・旅費（災害ボランティアセンターに派遣する職員に係る旅費）
※令和２年７月豪雨以降の災害に適用

18　災害対応車両等登録制度

○令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）（抄）令和6年11月

Ⅱ. 今般の災害における取組事例・課題、これらを踏まえた今後の災害対応の基本方針

2. 国・地方公共団体等における災害応急対応

2－⑷. 災害対応業務に関する装備品、環境の充実　＜P69＞

特に、災害時に活用可能なトレーラーハウス、ムービングハウス、コンテナハウス等について、平時からあらかじめ登録し、データベースを作成する等、被災地のニーズに応じて迅速に提供するための仕組みを検討すべきである。

3. 被災者支援

3－⑹. 専門性を有する NPO や民間企業等との連携による一体的支援　＜P105＞

移動型車両・コンテナ等が被災地における迅速な支援の実施に効果的だったことを踏まえ、災害時に活用可能なトレーラーハウス、ムービングハウス、コンテナハウス、トイレトレーラー、トイレカー、トイレコンテナ、キッチンカー、ランドリーカー等について、平時からあらかじめ登録し、データベースを作成する等、被災地のニーズに応じて迅速に提供するための仕組みや、自治体間で連携して相互に派遣し合う仕組みづくりなど、全国どこの避難所でも活用できるようにするための方法について検討し、自治体や関係業界との間で整理する必要がある。

（参考）
「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）」は以下より参照できます
https://www.bousai.go.jp/jishin/noto/taisaku_wg_02/pdf/hokoku.pdf

災害対応車両登録制度の概要

※D-TRACEとは、「災害対応車両検索システム」の英語表記(Disaster Trailers-containers-vehicles Registration And Coordination Engine)の頭文字をとったもの

登録制度の概要

○ 災害対応車両(以下「車両」という。)とは、発災時に、避難所、仮設住宅若しくはトイレの用途に供され、又は、食事、洗濯若しくは入浴サービスを提供する用途に供される自走型、牽引型(トレーラー等)、運搬型(コンテナ等)の車両をいう。

○ 登録の対象は、車両又は災害対応車両調整法人(発災時に車両の配車調整等を行う法人。以下「調整法人」という。)のいずれか。

○ 内閣総理大臣は、車両の所有者又は調整法人の申請に基づき、各申請者が発災時に被災自治体を支援する意思を有しているか、車両が登録基準に適合するか等を確認し、登録。登録した車両又は調整法人の情報は、データベース化し、自治体等へ共有(下図①②)。

○ 被災自治体は、車両を必要とする場合、災害対応車両検索システム(D-TRACE※)を参照し、所有者又は調整法人と個別に調整(下図③④)。国は、被災自治体による活用を支援し、必要に応じて調整を実施。

○ 内閣総理大臣は、車両の提供を受けた被災自治体が負担した各種費用について、災害救助法に基づき負担(下図⑤)。

○ 上記制度の骨格は、告示(災害対応車両等登録規程)で規定。本年6月1日より施行(同月中に運用開始)。

■ 災害対応車両の例

※発災時に①避難所、②住まい、③トイレ、又は④食事・⑤洗濯・⑥入浴のためのサービスを提供する用途に供される自走型、牽引型(トレーラー等)、運搬型(コンテナ等)の車両をいう


キッチンカー


トレーラーハウス


ムービングハウス


トイレトレーラー


キャンピングカー


ランドリーカー


シャワートレーラー

■ 登録制度イメージ



災害対応車両に係る登録基準の概要

災害対応車両に係る登録基準は、次のとおり（告示からの委任に基づき、災害救助事務取扱要領にて規定）。
登録に際しては、申請に係る車両が次の基準に適合するか否かを審査し、適合するものを登録。

【凡例】○：登録基準　■：自己申告事項

避難所（トレーラーハウス、ムービングハウス、コンテナハウス、キャンピングカー、キャンピングトレーラー等）

○ 1人あたり1台のベッドが確保されていること
○ 冷暖房、湯沸し、冷蔵庫、照明、換気の各設備が設けられていること 等

■ トイレ、キッチン設備、テレビ、電子レンジ等の有無
■ 面積、利用可能人数　等

住まい（トレーラーハウス、ムービングハウス、コンテナハウス等）

○ 台所、洗面所、浴室、便所及び物干し場が設けられていること
○ 一定の広さ（20㎡以上等）が確保されていること　等

■ 階数、面積、断熱数値
■ 雨どい、濡れ縁、掃き出し窓、温水洗浄便座の有無　等

トイレ（トイレトレーラー、トイレカー、トイレコンテナ等）

○ 原則として便房が2以上あること
○ 快適トイレ仕様（水洗、臭い防止、照明、施錠等）であること　等

■ 個室の数、小便器・大便器の数、温水洗浄機能の有無
■ し尿処理装置の有無、貯留・給水タンク容量　等

食事（キッチンカー、キッチントレーラー、キッチンコンテナ等）

○ 温冷環境に配慮した食事の提供が可能であること
○ 一以上の都道府県から営業許可を受けていること　等

■ 提供可能なメニュー・食数、車両内での食品ストックの可否
■ 車両のみ提供（調理人は被災地で調達）の可否　等

洗濯（ランドリーカー、ランドリートレーラー、ランドリーコンテナ等）

○ 洗濯機、乾燥機が3つ以上あること　等

■ 洗濯機・乾燥機の設置台数・容量、洗濯畳みスペース・待合スペースの有無
■ 冷暖房、監視カメラ、洗剤等の自動投入機能の有無　等

入浴（シャワーカー、シャワートレーラー、シャワーコンテナ等）

○ 浴槽及びシャワー、又は、シャワーが2つ以上あること
○ 脱衣所、給湯、暖房、照明、換気の各設備が設けられていること　等

■ 浴槽・シャワーの台数
■ 冷房設備の有無　等

災害対応車両登録制度に係る情報提供

○ 災害対応車両登録制度の普及・促進に向け、特設HPを新設し、情報提供の充実化を図る。
○ 上記HP内に、登録に係る申請機能、登録された車両情報等を検索できるデータベース機能等を搭載した災害対応車両検索システム(D-TRACE*)を設ける。D-TRACEは、ID・PWを持った者に限り閲覧できることとする。

* Disaster Trailers-containers-vehicles Registration And Coordination Engine

※内閣府防災HP内にバナーを貼り、リンクを行う予定

災害対応車両登録制度　特設HP

https://pr.d-trace.go.jp

ID・PWを持った者以外の者も含め、広く一般に情報提供する

＜主な掲載情報＞ ※ 順次アップデート予定
- ○制度概要
- ○新着情報(お知らせ)
- ○FAQ
- ○災害対応車両の活用事例
- ○新規登録に係る申請入口　等

災害対応車両検索システム（D-TRACE）

https://d-trace.go.jp

ID・PWを持った者のみ閲覧可能

＜主な機能＞
- ○登録に係る申請機能
  (変更登録、定期的な情報確認等)
- ○登録車両等に係る検索機能
  (データベース機能)
- ○マイページ機能
  (過去の問い合わせ履歴等)

災害対応車両登録制度に係る情報提供概念図

災害対応車両検索システム(D-TRACE:ディートレイス)

○ 今般、登録に係る申請機能、登録された車両情報等を検索できるデータベース機能等を搭載した災害対応車両検索システム(D-TRACE)を新たに整備。 URL：https://d-trace.go.jp ※5/30より稼働

○ 内閣総理大臣の登録を受けた災害対応車両等を、所在地・用途などから簡単に検索可能。

○ D-TRACEは、発災時における迅速な被災者支援等を実現する制度の趣旨を踏まえ、広く一般には公開せず、国、地方自治体、本制度による登録を受けた者が閲覧できることとする。

4つの検索軸（地域、車種、用途、キーワード）から検索可能



災害対応車両検索システム(D-TRACE)の検索画面トップ(イメージ)

検索条件に合致する災害対応車両を自動的に抽出



災害対応車両検索システム(D-TRACE)の検索結果画面トップ(イメージ)

≪参考資料≫
災害救助法適用実績
（平成７年度～令和６年度）

内閣府

年度	災害名	適用日	都道府県	適用市町村数
平成6年度	平成７年（1995年）兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）	1.17	兵庫県	20
			大阪府	5
平成7年度	新潟県北部地震	4.1	新潟県	1
	７月３日からの大雨	7.5	愛媛県	1
	平成７年７月梅雨前線豪雨	7.11	新潟県	2
		7.11、12	長野県	2
	８月10日からの大雨	8.10	新潟県	1
平成8年度	台風第17号	9.22	埼玉県	1
		9.22	千葉県	2
平成9年度	平成９年７月梅雨前線豪雨	7.10	鹿児島県	1
	平成９年台風第19号	9.16	大分県	1
			宮崎県	4
			鹿児島県	1
平成10年度	平成10年８月上旬豪雨	8.4	新潟県	3
	平成10年８月末豪雨	8.27	福島県	3
		8.28	茨城県	1
		8.27、30	栃木県	4
		8.28	埼玉県	1
		8.3	静岡県	1
	平成10年台風第５号	9.16	埼玉県	1
	平成10年台風第７号	9.22	福井県	1
			兵庫県	1
			奈良県	1
	平成10年９月23日～25日の大雨	9.25	高知県	6
	平成10年台風第10号	10.17	岡山県	4
平成11年度	平成11年６月23日からの大雨	6.29	広島県	2
			福岡県	1
	平成11年８月27日～28日対馬地方豪雨	8.27	長崎県	1
	平成11年台風第18号と前線に伴う大雨	9.24	山口県	9
			福岡県	1
			熊本県	9
	東海村臨界事故	9.30	茨城県	2
	平成11年10月27日からの大雨	10.28	青森県	1
			岩手県	1
	平成12年（2000年）有珠山噴火	3.29	北海道	3
平成12年度	平成12年（2000年）三宅島噴火	6.26	東京都	1
	平成12年（2000年）新島･神津島近海地震	7.1、15	東京都	2
	平成12年台風第３号	7.8	埼玉県	1
	平成12年秋雨前線と台風第14号に伴う大雨	9.11	愛知県	21
			岐阜県	1
	平成12年（2000年）鳥取県西部地震	10.6	鳥取県	6
			島根県	2

年度	災害名	適用日	都道府県	適用市町村数
平成12年度	平成13年（2001年）芸予地震	3.24	広島県	13
			愛媛県	1
平成13年度	平成13年９月６日の大雨	9.6	高知県	2
	平成13年台風第16号	9.8、11	沖縄県	2
平成14年度	平成14年台風第６号	7.11	岩手県	1
		7.10	岐阜県	1
平成15年度	７月梅雨前線豪雨	7.19	福岡県	5
		7.20	熊本県	1
	宮城県北部を震源とする地震	7.26	宮城県	5
	平成15年台風第10号	8.9	北海道	3
平成16年度	平成16年７月新潟･福島豪雨	7.13	新潟県	7
	平成16年７月福井豪雨	7.18	福井県	5
	平成16年台風第10号、台風第11号及び関連する大雨	7.31	徳島県	2
	平成16年台風第15号と前線に伴う大雨	8.17	愛媛県	1
			高知県	1
	平成16年台風第16号	8.30	岡山県	9
			香川県	13
			愛媛県	1
			宮崎県	2
	平成16年台風第18号	9.7	広島県	2
	平成16年台風第21号	9.29	三重県	5
			愛媛県	4
			兵庫県	2
	平成16年台風第22号	10.9	静岡県	1
	平成16年台風第23号	10.20	宮崎県	1
			徳島県	4
			香川県	9
			兵庫県	18
			岐阜県	1
			京都府	7
	平成16年（2004年）新潟県中越地震	10.23	新潟県	54
	福岡県西方沖を震源とする地震	3.20	福岡県	1
平成17年度	平成17年台風第14号	9.4	東京都	2
		9.6	山口県	2
			高知県	1
			宮崎県	13
		9.4	鹿児島県	1
	平成18年豪雪	1.6、8、11、13	新潟県	11
		1.7、12	長野県	8

参考２

年度	災害名	適用日	都道府県	適用市町村数
平成18年度	平成18年６月長雨土砂災害	6.15	沖縄県	2
	７月４日からの梅雨前線による大雨	7.19	長野県	3
		7.22	鹿児島県	6
			宮崎県	1
	平成18年台風第13号	9.17	宮崎県	1
	北海道佐呂間町における竜巻	11.7	北海道	1
	平成19年（2007年）能登半島地震	3.25	石川県	7
平成19年度	７月６日からの梅雨前線による大雨	7.6	熊本県	1
	平成19年（2007年）新潟県中越沖地震	7.16	新潟県	10
	平成19年台風第５号	8.2	宮崎県	1
	平成19年台風第11号及び前線による大雨	9.17	秋田県	2
	２月23日から24日にかけての低気圧	2.24	富山県	1
平成20年度	平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震	6.14	岩手県	5
			宮城県	2
	７月28日からの大雨	7.28	富山県	1
			石川県	1
	平成20年８月末豪雨	8.28	愛知県	2
平成21年度	平成21年７月中国・九州北部豪雨	7.21	山口県	2
		7.24	福岡県	1
	平成21年台風第９号	8.9	兵庫県	3
			岡山県	1
平成22年度	平成22年梅雨前線による大雨	7.14	広島県	2
		7.15	山口県	1
		7.16	広島県	1
	鹿児島県奄美地方における大雨	10.20	鹿児島県	3
	平成22年11月からの大雪等	1.27	新潟県	4
		1.30	新潟県	2
		1.31	新潟県	3
	霧島山（新燃岳）の噴火	1.30	宮崎県	1
		2.10	宮崎県	1
	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）	3.11	青森県	2
			岩手県	34
			宮城県	35
			福島県	59
			茨城県	37
			栃木県	15
			千葉県	8
			東京都	47
			長野県	1
			新潟県	3
平成23年度	平成23年７月新潟・福島豪雨	7.29	新潟県	15
			福島県	9

年度	災害名	適用日	都道府県	適用市町村数
平成23年度	平成23年台風第12号	9.2	三重県	3
			奈良県	10
			和歌山県	5
			岡山県	1
		9.3	鳥取県	2
	平成23年台風第15号	9.21	青森県	1
			福島県	1
	今冬期の大雪等	1.14	新潟県	2
		1.28	新潟県	4
		1.31	新潟県	1
		2.1	青森県	2
			長野県	5
		2.3	新潟県	4
		2.4	新潟県	1
平成24年度	平成24年５月に発生した突風等	5.6	茨城県	4
			栃木県	3
	７月３日からの大雨	7.3	福岡県	1
			大分県	2
	７月11日からの梅雨前線による大雨	7.12	熊本県	5
			大分県	1
		7.13	福岡県	7
	８月13日からの大雨	8.14	京都府	1
	平成24年台風第16号	9.15	鹿児島県	1
	11月27日の暴風雪	11.27	北海道	7
	今冬期の大雪等	2.22	新潟県	8
		2.25	新潟県	1
		2.26	山形県	1
		2.28	山形県	1
平成25年度	融雪等に伴う地すべり	5.1	山形県	1
	７月22日からの大雨	7.22	山形県	4
	７月28日からの大雨	7.28	山口県	3
			島根県	1
	８月９日からの大雨	8.9	秋田県	3
			岩手県	1
	８月23日からの大雨	8.23	島根県	1
	９月２日に発生した突風	9.2	埼玉県	2
	平成25年台風第18号	9.16	埼玉県	1
			京都府	2
	平成25年台風第24号	10.7	鹿児島県	1
	平成25年台風第26号	10.16	東京都	1
			千葉県	1

（平成26年度以降）

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名		適用基準
平成26年度	7月9日	7月9日	平成26年台風第８号	長野県	南木曽町	４号
	7月14日	7月9日		山形県	南陽市	１号
	8月8日	8月3日	平成26年台風第12号	高知県	いの町	１号
	8月9日	8月9日	平成26年台風第11号	高知県	高知市、大豊町	４号
	8月10日	8月9日		高知県	四万十町	４号
	8月10日	8月9日		徳島県	那賀町	
	8月17日	8月17日	平成26年8月15日からの大雨	京都府	福知山市	４号
				兵庫県	丹波市	
	8月20日	8月20日	平成26年8月19日からの大雨	広島県	広島市	４号
	9月27日	9月27日	御嶽山噴火による被害	長野県	木曽町、王滝村	４号
	11月23日	11月22日	長野県神城断層地震	長野県	白馬村、小谷村、小川村	４号
	12月9日	12月8日	12月5日からの大雪	徳島県	三好市、つるぎ町、東みよし町	４号
平成27年度	5月29日	5月29日	口永良部島噴火	鹿児島県	屋久島町	４号
	9月10日	9月9日	平成27年９月関東・東北豪雨	茨城県	古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、八千代町、境町	４号
	9月11日	9月9日		茨城県	守谷市、坂東市、つくばみらい市	４号
	9月11日	9月9日		栃木県	栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、下野市、野木町	４号
	9月12日	9月9日		栃木県	壬生町	４号
	9月11日	9月10日		宮城県	仙台市、栗原市、東松島市、大崎市、松島町、大和町、加美町、涌谷町	４号
	9月30日	9月28日	平成27年台風第21号	沖縄県	与那国町	４号
平成28年度	4月15日	4月14日	平成28年熊本地震	熊本県	全市町村	４号
	8月31日	8月30日	平成28年台風第10号	北海道	帯広市、南富良野町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町	４号

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名		適用基準
平成28年度	8月31日	8月30日	平成28年台風第10号	岩手県	盛岡市、宮古市、久慈市、遠野市、釜石市、大槌町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、一戸町	４号
	10月21日	10月21日	平成28年鳥取県中部地震	鳥取県	倉吉市、湯梨浜町、北栄町	４号
	10月24日				三朝町	
	12月22日	12月22日	平成28年新潟県糸魚川市における大規模火災（住宅火災）	新潟県	糸魚川市	４号
平成29年度	7月6日	7月5日	平成29年7月九州北部豪雨	福岡県	朝倉市、東峰村	４号
	7月7日	7月5日			添田町	
	7月6日	7月5日		大分県	日田市、中津市	４号
	7月28日	7月22日	平成29年7月22日からの大雨	秋田県	大仙市	１号
	9月19日	9月17日	平成29年台風第18号	大分県	佐伯市、津久見市	１号
	10月26日	10月22日	平成29年台風第21号	三重県	伊勢市	１号
	10月27日	10月22日			玉城町	１号
	10月30日	10月22日		京都府	舞鶴市	１号
	10月27日	10月21日		和歌山県	新宮市	１号
平成29年度	2月7日	2月6日	平成30年2月4日からの大雪	福井県	福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、坂井市、永平寺町、越前町	４号
	2月15日	2月13日			越前市	４号
	2月14日	2月14日	平成29年度豪雪	新潟県	長岡市、小千谷市、十日町市、魚沼市、阿賀町	４号
平成30年度	6月18日	6月18日	平成30年大阪府北部を震源とする地震	大阪府	大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、箕面市、摂津市、四條畷市、交野市、島本町	４号
	7月8日	7月6日	平成30年７月豪雨	岐阜県	高山市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、坂祝町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、白川村	４号
		7月8日			岐阜市、美濃市、富加町、川辺町	
	7月7日	7月5日		京都府	福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、京丹波町、伊根町、与謝野町	４号

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名		適用基準
平成30年度	7月7日	7月5日	平成30年７月豪雨	兵庫県	豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、上郡町、香美町	４号
		7月6日			姫路市、西脇市、丹波市、多可町、佐用町	４号
		7月7日			養父市、たつの市、市川町、神河町、	
	7月6日	7月6日		鳥取県	鳥取市、若桜町、智頭町、八頭町	４号
	7月7日				三朝町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町	
	7月12日	7月6日		島根県	江津市	１号
	7月19日				川本町	
	7月7日	7月5日		岡山県	岡山市、倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、早島町、里庄町、西粟倉村、吉備中央町、鏡野町	４号
	7月8日				玉野市	
	7月9日	7月6日			矢掛町	１号
	8月31日	7月5日			津山市、美作市	３号前段
		7月6日			和気町	
	7月6日	7月5日		広島県	広島市、坂町	４号
	7月7日				呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、府中町、海田町、熊野町	
	7月31日				三次市、庄原市	２号
	7月13日	7月6日		山口県	岩国市	１号
	7月7日	7月5日		愛媛県	今治市、宇和島市、大洲市、西予市、松野町、鬼北町	４号
	7月6日	7月6日		高知県	安芸市	４号
	7月7日				本山町	
	7月8日	7月7日			香南市	
					宿毛市	
		7月8日			土佐清水市、三原村	
	7月11日				大月町	３号後段
	7月12日	7月5日		福岡県	飯塚市	１号
	8月10日				久留米市	

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名		適用基準
平成30年度	9月1日	8月31日	平成30年８月30日からの大雨	山形県	新庄市、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村	４号
	9月6日	9月6日	平成30年北海道胆振東部地震	北海道	全市町村※北方領土の6村を除く	４号

（令和元年度以降）

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名		適用基準
令和元年度	8月28日	8月28日	令和元年８月の前線に伴う大雨	佐賀県	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町	４号
	9月12日	9月9日	令和元年台風第15号（停電）	千葉県	千葉市（中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、緑区）、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ケ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、鋸南町	４号
	9月24日	9月8日	令和元年台風第15号	東京都	大島町	１号
	10月13日	10月12日	令和元年台風第19号	岩手県	宮古市、大船渡市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町	４号
	10月13日	10月12日		宮城県	仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、蔵王町、町七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町	
	10月12日	10月12日		福島県	郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、鏡石町、天栄村、桧枝岐村、只見町、南会津町、西郷村、泉崎村、中島村、棚倉町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村	

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名		適用基準
令和元年度	10月13日	10月12日	令和元年台風第19号	福島県	福島市、会津若松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、下郷町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、矢吹町	４号
	10月12日			茨城県	日立市、石岡市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、常陸大宮市、桜川市、城里町、大子町	４号
	10月13日				水戸市、土浦市、結城市、常総市、つくば市、ひたちなか市、守谷市、那珂市、筑西市、坂東市、かすみがうら市	
	10月14日				神栖市、茨城町	
	10月19日				古河市、下妻市、鉾田市、つくばみらい市、大洗町、八千代町、境町	
	10月12日			栃木県	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町	
	10月16日				那須烏山市	１号
	10月17日				小山市	２号
	10月19日				下野市、上三川町、茂木町、市貝町、壬生町	４号
	10月12日			群馬県	前橋市、高崎市、桐生市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、吉岡町、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町、中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町、みなかみ町、千代田町、邑楽町	
	10月19日				伊勢崎市、榛東村、玉村町、大泉町	
	10月12日			埼玉県	熊谷市、秩父市、飯能市、本庄市、東松山市、狭山市、深谷市、入間市、坂戸市、日高市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、寄居町	
	10月13日				さいたま市、川越市、川口市、行田市、所沢市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、鶴ヶ島市、三芳町、上里町	
	10月19日				春日部市、上尾市、越谷市、蕨市、戸田市、桶川市、八潮市、ふじみ野市	

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名		適用基準
令和元年度	10月12日	10月12日	令和元年台風第19号	東京都	豊島区、北区、板橋区、練馬区、八王子市、立川市、青梅市、府中市、昭島市、町田市、小金井市、日野市、福生市、東大和市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	４号
	10月13日				墨田区、世田谷区	
	10月19日				大田区、調布市、狛江市	
	10月12日			神奈川県	川崎市、相模原市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、寒川町、大井町、松田町、山北町、箱根町、湯河原町、愛川町、清川村	
	10月13日			新潟県	上越市、糸魚川市、妙高市	
	10月12日			山梨県	富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、笛吹市、上野原市、甲州市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、道志村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	
	10月12日			長野県	長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、飯山市、茅野市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、青木村、長和町、下諏訪町、富士見町、辰野町、郡宮田村、木曽町、麻績村、生坂村、筑北村、坂城町、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、飯綱町、栄村	
	10月14日	10月12日		長野県	塩尻市、諏訪郡原村、野沢温泉村	
				静岡県	伊豆の国市、函南町	１号
令和２年度	7月29日	7月28日	令和２年７月３日からの大雨	山形県	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、最上町、舟形町、大蔵村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町、三川町、庄内町	４号
	7月8日	7月8日		長野県	松本市、飯田市、伊那市、安曇野市、宮田村、阿南町、阿智村、下條村、売木村、上松町、南木曽町、王滝村、大桑村、木曽町	

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名		適用基準
令和２年度	7月8日	7月8日	令和２年７月３日からの大雨	岐阜県	高山市、中津川市、恵那市、飛騨市、郡上市、下呂市	４号
	7月15日	7月13日		島根県	江津市	
	7月7日	7月6日		福岡県	大牟田市、八女市、みやま市	
	7月8日				久留米市	
	7月15日			佐賀県	鹿島市	
	7月4日	7月4日		熊本県	八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町	４号
	7月14日	7月6日			荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉東町、南関町、長洲町、和水町、南小国町、小国町	
	7月8日	7月6日		大分県	日田市、由布市、九重町、玖珠町	
	7月4日	7月4日		鹿児島県	阿久根市、出水市、伊佐市、長島町	
	7月6日				鹿屋市、曽於市、志布志市	
	7月15日				垂水市、薩摩川内市、いちき串木野市、大崎町	
	10月10日	10月10日	令和２年台風第14号	東京都	三宅村、御蔵島村	４号
	12月17日	12月17日	令和２年12月16日からの大雪（交通障害）	新潟県	南魚沼市、湯沢町	４号
	1月7日	1月7日	令和３年１月７日からの大雪	秋田県	横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、美郷町、羽後町、東成瀬村	４号
	１月10日	1月10日		新潟県	長岡市、柏崎市、十日町市、糸魚川市、妙高市、上越市	４号
	１月10日	1月9日		富山県	砺波市、小矢部市、南砺市、氷見市	４号
	１月10日	1月9日		福井県	福井市、あわら市、坂井市	４号
	１月10日	1月10日			大野市、勝山市	４号
	２月14日	２月13日	令和３年福島県沖を震源とする地震	福島県	福島市、郡山市、白河市、須賀川市、相馬市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、鏡石町、会津美里町、広野町、楢葉町、富岡町、浪江町、新地町	４号
	２月25日	２月23日	令和３年栃木県足利市における大規模火災（山林火災）	栃木県	足利市	４号
	３月４日	３月４日	令和３年新潟県糸魚川市における地滑り	新潟県	糸魚川市	４号

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名		適用基準
令和３年度	４月２日	４月１日	島根県松江市における大規模火災（住宅火災）	島根県	松江市	４号
	７月３日	７月３日	令和３年７月１日からの大雨	静岡県	熱海市	４号
	７月８日	７月７日		鳥取県	鳥取市	４号
				島根県	松江市、出雲市	４号
	７月10日	７月10日		鹿児島県	出水市、薩摩川内市、伊佐市、さつま町、湧水町	４号
	８月10日	８月10日	台風第９号から変わった温帯低気圧に伴う大雨	青森県	むつ市、七戸町、風間浦村	４号
	８月13日	８月12日	令和３年８月１１日からの大雨	広島県	広島市安佐北区、安芸高田市、北広島町	４号
	８月14日				広島市（安佐北区除く全区）、三次市	
	８月14日	８月12日		島根県	江津市	４号
		８月13日			川本町、美郷町	４号
	８月14日	８月12日		福岡県	久留米市	４号
	８月18日	８月12日			八女市、みやま市	４号
	８月14日	８月12日		佐賀県	武雄市、嬉野市、大町町	４号
	８月17日	８月15日		長野県	岡谷市、諏訪市、辰野町、上松町、王滝村、木曽町	４号
	８月17日	８月12日		長崎県	雲仙市	４号
	８月18日				南島原市	４号
	９月６日	９月５日	令和３年長野県茅野市において発生した土石流	長野県	茅野市	４号
	３月17日	３月16日	令和４年福島県沖を震源とする地震	宮城県	仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町	４号

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名		適用基準
令和３年度	３月17日	３月16日	令和４年福島県沖を震源とする地震	福島県	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、 須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、 南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、 大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、 南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、 会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、 会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、 矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、 浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、楢葉町、 富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、 新地町、飯舘村	４号
令和４年度	７月16日	７月15日	令和４年７月14日からの大雨	宮城県	大崎市、松島町	４号
	８月３日	８月３日	令和４年８月３日からの大雨	山形県	米沢市、長井市、南陽市、高畠町、川西町、飯豊町	
	８月４日				寒河江市、大江町、小国町、白鷹町	
	８月４日	８月３日		新潟県	村上市、胎内市、関川村	
	８月５日	８月４日		石川県	金沢市、小松市、白山市、加賀市、能美市、野々市市、 川北町	
	８月５日	８月４日		福井県	南越前町	
	８月９日	８月９日		青森県	弘前市、五所川原市、つがる市、平川市、外ヶ浜町、 鰺ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、 田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町	
	９月17日	９月17日	令和４年台風第14号 （法第２条第２項適用）	鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、 西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曽於市、 霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、 奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、三島村、十島村、 さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、 南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、 大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、 天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町	おそれ適用

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名		適用基準
令和４年度	９月18日	９月18日	令和４年台風第14号 （法第２条第２項適用）	福岡県	北九州市（救助実施市）、福岡市（救助実施市）、 大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、 八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、 小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、 太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、 朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、 志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、 水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、 筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、 添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、 苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町	おそれ適用
				熊本県	熊本市（救助実施市）、 八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、 菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、 合志市、美里町、玉東町、南関町、長洲町、和水町、 大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、 西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、 山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、 湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、 あさぎり町、苓北町	
				長崎県	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、 松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、 南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、 波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町	
				宮崎県	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、 串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、 綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、 都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、 日之影町、五ヶ瀬町	
				佐賀県	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、 鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、 上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、 白石町、太良町	
				大分県	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、 津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、 豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、 玖珠町	

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名		適用基準
令和４年度	９月18日	９月18日	令和４年台風第14号 （法第２条第２項適用）	山口県	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、 岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、 山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、 平生町、阿武町	おそれ適用
				高知県	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、 宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、 東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、 芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、 仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、梼原町、日高村、 津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町	
	９月29日	９月23日	令和４年台風第14号	宮崎県	延岡市	１号
	12月28日				都城市	
	９月24日	９月23日	令和４年台風第15号	静岡県	静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、 富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、 袋井市、裾野市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、 清水町、長泉町、吉田町、川根本町、森町	４号
	12月19日	12月19日	令和４年12月17日からの大雪 （交通障害等）	新潟県	柏崎市	
	12月20日	12月19日			長岡市、小千谷市	
	12月20日	12月20日			魚沼市	
	12月23日	12月23日	令和４年12月22日からの大雪 （長期停電）	北海道	北見市、紋別市、枝幸町、美幌町、斜里町、清里町、 遠軽町、湧別町、興部町、雄武町	
	12月24日	12月22日		新潟県	佐渡市	
	12月24日	12月23日			村上市	
	12月31日	12月31日	令和４年山形県鶴岡市の土砂崩れ	山形県	鶴岡市	
	１月25日	１月25日	令和５年１月24日からの大雪 （交通障害）	鳥取県	智頭町	
令和５年度	５月５日	５月５日	令和５年石川県能登地方を震源とする地震	石川県	輪島市、珠洲市、能登町	４号
	６月３日	６月２日	令和５年梅雨前線による大雨及び台風第２号	静岡県	磐田市	４号
				埼玉県	草加市、越谷市、松伏町	４号
	６月５日	６月２日		茨城県	取手市	１号
				和歌山県	海南市	１号

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名		適用基準
令和５年度	７月１日	６月30日	令和５年６月29日からの大雨	山口県	山口市、美祢市	４号
	７月８日	７月８日	令和５年７月７日からの大雨	島根県	出雲市	
	７月10日	７月８日		佐賀県	佐賀市、唐津市、伊万里市	
	７月10日	７月８日		大分県	中津市、日田市	
	７月10日	７月８日		福岡県	久留米市、八女市、筑後市、うきは市、朝倉市、 那珂川市、筑前町、東峰村、広川町、添田町	４号
	７月13日	７月12日		富山県	富山市、高岡市、小矢部市、南砺市	４号
	７月15日	７月14日		秋田県	秋田市、能代市、男鹿市、潟上市、大仙市、北秋田市、 仙北市、上小阿仁村、藤里町、三種町、八峰町、 五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村	４号
	７月15日	７月14日		青森県	深浦町	４号
	８月８日	７月12日		石川県	津幡町	１号
	８月４日	８月１日	令和５年台風第６号 （停電）	沖縄県	那覇市、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、 うるま市、今帰仁村、本部町、恩納村、金武町、伊江村、 読谷村、嘉手納町、中城村、西原町、南風原町、大東村、 伊平屋村、伊是名村、久米島町、八重瀬町	４号
	８月５日				豊見城市、宮古島市、南城市、国頭村、大宜味村、東村、 宜野座村、北谷町、北中城村、与那原町、渡嘉敷村、 座間味村	４号
	８月15日	８月14日	令和５年台風第７号	京都府	福知山市、舞鶴市、綾部市	４号
	８月15日	８月15日		兵庫県	香美町	４号
	８月15日	８月15日	令和５年台風第７号	鳥取県	鳥取市、三朝町	４号
	８月16日	８月15日			八頭町	４号
	９月８日	９月８日	令和５年台風第13号	千葉県	茂原市、鴨川市、山武市、大網白里市、睦沢町、長柄町、 長南町、大多喜町	４号
				福島県	いわき市	４号
				茨城県	日立市、高萩市、北茨城市	４号
	９月９日			福島県	南相馬市	４号

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名		適用基準
令和５年度	１月１日	１月１日	令和６年能登半島地震	富山県	富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、朝日町	４号
				石川県	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町	
				福井県	福井市、あわら市、坂井市	
				新潟県	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、南魚沼市、出雲崎町	
	１月24日	１月24日	令和６年１月23日からの大雪（交通障害）	岐阜県	関ケ原町	
令和６年度	７月10日	７月９日	令和６年７月９日からの大雨	島根県	出雲市	
	７月25日	７月25日	令和６年７月25日からの大雨	山形県	鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、村山市、尾花沢市、金山町、最上町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、庄内町、遊佐町	
				秋田県	横手市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、にかほ市、仙北市、美郷町、羽後町、東成瀬村	
	７月26日			山形県	舟形町、三川町	
				秋田県	上小阿仁村	
	８月28日	８月28日	令和６年台風第10号（法第２条第２項適用）	鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曽於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町	おそれ適用
				宮崎県	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町	
	８月29日	８月29日		大分県	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町	

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名		適用基準
令和６年度	８月29日	８月28日	令和６年台風第10号 （法第２条第２項適用）	福岡県	久留米市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、 行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、 大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、 うきは市、宮若市、みやま市、糸島市、志免町、新宮町、 粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、桂川町、 大刀洗町、大木町、広川町、苅田町、みやこ町、吉富町、 上毛町	おそれ 適用
		８月29日		静岡県	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、 伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、 藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、 伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、 東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、 函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、 森町	
	８月30日			愛知県	豊橋市、岡崎市、豊川市、津島市、豊田市、犬山市、 小牧市、新城市、高浜市、田原市、東郷町、豊山町、 蟹江町、飛島村、東浦町、幸田町、設楽町、東栄町、 豊根村	
	８月28日	８月27日	令和６年台風第10号	愛知県	蒲郡市	４号
	８月30日	８月30日		神奈川県	平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、大磯町、 二宮町、中井町、大井町、湯河原町	４号
	８月31日	８月31日		岐阜県	大垣市、池田町	４号
	９月２日	８月29日		宮崎県	宮崎市	４号
	９月３日			静岡県	静岡市、焼津市、磐田市	４号
		８月30日			浜松市	４号
	９月４日	９月１日			熱海市	４号
	９月３日	８月28日		鹿児島県	屋久島町、龍郷町	４号
	９月４日	８月29日		福岡県	福津市	４号
	９月21日	９月21日	低気圧と前線による大雨	石川県	七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町	４号
	11月９日	11月８日	令和６年11月８日からの大雨	鹿児島県	与論町	４号
	１月７日	１月４日	令和６年12月28日からの大雪	青森県	青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、平川市、藤崎町、 大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町	４号

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名		適用基準
令和６年度	２月７日	２月７日	令和７年２月４日からの大雪	新潟県	長岡市、阿賀町	４号
				福島県	会津若松市、喜多方市、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町	
	２月８日				檜枝岐村、会津坂下町、湯川村	
	２月９日	２月９日		新潟県	十日町市、魚沼市	
				福島県	天栄村、下郷町	
	２月10日	２月10日		新潟県	上越市、津南町	
				福島県	郡山市	
	２月12日	２月12日		新潟県	妙高市	
	２月11日	１月29日	流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故	埼玉県	八潮市	４号
	２月20日	２月20日	令和７年２月17日からの日本海側を中心とした大雪	新潟県	南魚沼市	４号
	２月25日	２月25日		青森県	青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、鰺ヶ沢町、西目屋村、板柳町、鶴田町	
	２月26日	２月26日	令和７年岩手県大船渡市における大規模火災（森林火災からの住家被害）	岩手県	大船渡市	４号
	３月26日	３月23日	令和７年３月23日に発生した林野火災	愛媛県	今治市、西条市	４号